秋田城跡調査事務所年報 2005

秋 田 城 跡

秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所

序 文

平成17年度秋田城跡発掘調査は、焼山地区中央部の第85次調査と、焼山地区西部の第86次調査、大畑地区東部の現状変更に伴う第87次調査の3箇所を対象に実施しました。

調査の結果、第85次調査では北側で奈良時代の掘立柱建物跡を発見し、これまでの調査結果を総合すると、城内外で最大規模の建物群となることを確認しました。また、外郭西門の発見を目指した第86次調査では、門跡が確認されなかったことから、推定地内に西門は存在しないと考えられます。このように焼山地区における一連の調査結果は、城内西側の基本構造を知る上で、また、今後の保護管理方針を決める上で大きな成果となりました。一方第87次調査では多数の炉跡を発見し、大畑地区北部の利用状況の一端も明らかになりました。

環境整備事業につきましては、昨年度より着手された政庁域の整備事業が順調に進み、今年度は政庁東門と築地塀の一部について復元工事を実施いたしました。壮麗な政庁域の姿が再現される日が待たれます。

このように秋田城跡の発掘調査と保護管理、環境整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁及び秋田県教育委員会をはじめとする関係機関や環境整備指導委員、そして地元住民の方々の多大なるご指導・ご協力の賜物と、心より深く感謝申し上げます。

平成18年3月

秋田市教育委員会 教育長 髙 橋 健 一

秋田城跡調査事務所年報 2005

目 次

例言•凡例	例言	•	凡例
-------	----	---	----

Ι	調査の	〕計画と実施状況	1
П	第85次	ス調査報告	
	1)	調査経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2)	検出遺構と出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3)	基本層序及び各層出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
Ш	第86次	ス調査報告	
	1)	調査経過	22
	2)	検出遺構と出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	3)	基本層序及び各層出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
IV	第87次	Z調査報告	
	1)	調査経過とその後の措置	56
	2)	検出遺構と出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	3)	基本層序及び各層出土遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
V	現状変	で更(神屋敷地区住宅新築工事)に伴う調査報告 で更(神屋敷地区住宅新築工事)に伴う調査報告	
	1)	調査経過について	74
	2)	調査結果について	74
VI	考察	Z	
	1	第85次調査について	77
	2	第86次調査について	82
	3	第87次調査について	86
VII	平成1′	7年度秋田城跡環境整備事業	90
VIII	平成1′	7年度秋田城跡の現状変更について	94
写真	冥図版…		95
報告	言書抄録	ţ]	141
秋日	日城跡調]查事務所要項······	142

例 言

- 1 本書は、平成17年度に実施した秋田城跡第85次調査・第86次調査・第87次調査・現状変更に伴う調査及び、秋田城跡環境整備事業・史跡内現状変更の記録を収録したものである。
- 2 本書の執筆・編集は安田忠市、伊藤武士、松下秀博、筒井孝志があたり、小松正夫が補佐した。
- 3 遺物の実測及びトレース、遺構図の作成及びトレースは、安田、伊藤、筒井のほか、補佐員の渡辺由孝、 整理作業員の森泉裕美子、伊藤雅子、最上谷布美子があたり、遺物整理にも協力した。
- 4 遺構・遺物の写真撮影は、伊藤があたった。
- 5 墨書土器の解読は、山形大学人文学部 三上喜孝助教授の指導を得た。
- 6 近世・近代の陶磁器については、佐賀県立九州陶磁文化館 大橋康二副館長よりご教示を賜った。
- 7 本調査で得られた資料は、秋田市教育委員会で保管している。
- 8 発掘調査では、以下の方々や関係機関から指導・助言を賜った。記して感謝したい。 新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、小井川和夫、岡田康博、進藤秋輝、国生 尚、 船木義勝、岩見誠夫、小口雅史、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良文化財研究所、宮城県教 育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター(敬 称略・順不同)

凡 例

遺物

- 1 土器の断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器・中世陶器である。
- 2 土器の性格の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。

3 土器の表面付着物の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。

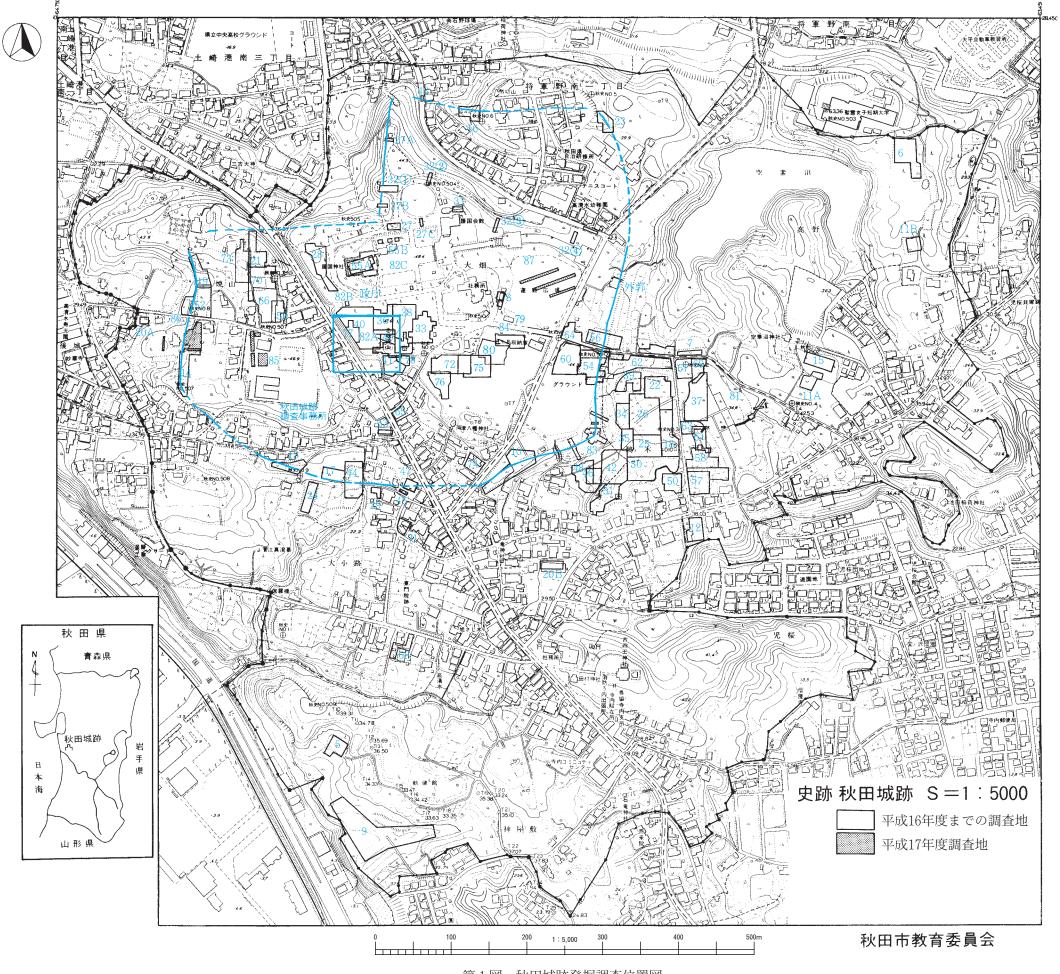
煤色等层。漆

- 4 土器の調整技術や切り離し等の表記は、下記のとおりである。
 - ・回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はその都度別記。
 - ・ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
 - ・切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で 調整と記載。成形時痕跡の摩滅を目的とし、痕跡が一部残るものを撫で調整、ほとんど痕跡を残さない ものを丁寧な撫で調整と記載。
 - ・底部回転へラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはその都度別記。
 - ・実測図・写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1/3である。

方位 • 測量原点

文章中の方位と方向を示す東西南北は、遺跡全域に設定された発掘基準線に基づく真東、真西、真南、 真北を示す。

遺跡の測量原点は、外郭範囲内のほぼ中央にあたる政庁正殿東の任意点に埋標されている。その原点から真北を求めた南北基準線を定め、これに直交する東西基準線を定めて、座標軸を設定している。報告において $\mathbf{E} \cdot \mathbf{W} \cdot \mathbf{S} \cdot \mathbf{N}$ と共に示された数値は、測量原点からの座標上の位置、東西南北の距離を示す。測量原点は世界測地系座標で、 $\mathbf{X} = -28562.592$ 、 $\mathbf{Y} = -64607.889$ である。



第1図 秋田城跡発掘調査位置図

Ⅰ 調査の計画と実施状況

平成17年度の秋田城跡発掘調査は、第85次、第86次調査を実施した。また、現状変更へ対応する事前調査 として、第87次調査も実施した。

発掘調査事業費は、総事業費(本体額)1,500万円のうち国庫補助額750万円(50%)、県費補助額250万円 (16.7%)、市費500万円(33.3%)である。

調査計画は、下記のように立案した。

調査次数	調査地区	発掘調査面積 m²(坪)	調査予定期間
第85次	焼山地区中央部	600 m² (182)	4月18日~6月30日
第86次	焼 山 地 区 西 部	700 m² (212)	7月1日~10月31日
計		1,300 m² (394)	

表1 発掘調査計画

発掘調査に伴う現状変更許可申請については、平成17年2月9日付け教文第370号で申請し、平成17年3月30日付け16委庁財4の1730号をもって許可された。調査終了後、平成17年12月8日付けで終了報告した。 平成17年度の発掘調査は、寺内焼山地区中央部と寺内焼山地区西部の2箇所を調査対象とした。

第85次調査は、政庁と外郭西辺のほぼ中間にあたる焼山地区中央部を対象とした。調査地は、政庁から推定外郭西門に至る城内東西道路(西大路)が推定される場所である。これまでの周辺調査では、北側で奈良時代から平安時代にかけて規則的配置に基づく掘立柱建物群が検出されており、倉庫群などの実務官衙域としての利用が確認されている。そこで今回の調査は、重要遺構である城内東西道路の存在や、周辺の遺構遺存状況や、周辺利用状況の把握を目的として実施した。

調査の結果、区画施設と考えられる材木塀跡や溝跡、それに焼山地区北部検出の建物群の一部となる掘立 柱建物跡が検出されたが、城内東西道路は明確に検出されなかった。調査地全体では、掘立柱建物跡 1 棟、 柱列 1 条、材木塀跡 3 条、溝跡 2 条、竪穴住居跡 2 軒、土坑 8 基、ピット群等が検出され、焼山地区南部の 様相が明らかになった。

第86次調査は、外郭西辺の中央部にあたる焼山地区西部を対象とした。調査地は、外郭西門や政庁から外郭西門を通る城内外東西道路(西大路)の存在が推定される場所である。これまでの周辺調査では、外郭西辺区画施設である奈良時代の築地塀や平安時代の材木塀等が確認されている。そこで今回の調査は、重要遺構である外郭西門の検出や、外郭西門を通る城内外東西道路(西大路)を含めた周辺利用状況の把握を目的として実施した。

調査の結果、外郭区画施設である築地塀や材木塀跡の一部は検出したが、外郭西門は発見されなかった。 また、調査地西側には近代以降と考えられる大規模な土取り穴があり、古代の遺構と遺物包含層が失われていることが分かった。調査地全体では、築地塀跡 1 条、材木塀跡 2 条、溝跡 4 条、竪穴住居跡 3 軒、竪穴状遺構 1 基、土取り穴 3 基、土坑 8 基、焼土遺構 3 基、ピット群が検出された。今後は周辺の地形的環境を考慮しながら、外郭西門を追求する必要がある。

今年度の調査は第85次、86次調査の2箇所を予定していたが、宗教法人秋田県護国神社が参拝者用駐車場

の造成を計画したことから、現状変更許可申請への対応として事前に遺構確認調査を行うこととし、第87次 調査として実施した。発掘調査に伴う現状変更許可申請については、平成17年5月24日付け教文第75号で申 請し、平成17年6月17日付け17委庁財4の333号で許可され、平成17年8月11日付けで終了報告した。

調査は、城内東側の大畑地区北部を対象とした。調査地は、旧高清水中学校跡地で現在は運動広場として利用されている場所で、城内東側の政庁と外郭東門に至る城内東西道路(東大路)の北側にあたる。これまでの周辺調査では、竪穴住居跡や焼土遺構群が検出され、居住域や生産施設としての利用が確認されている。そこで今回の調査は、遺構及び遺物包含層の遺存状況や、現状変更による影響の有無、周辺利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、調査地の旧地形は西側から東側へ傾斜しており、校地造成によって西側を切り土造成、東側を盛り土造成しており、西側では削平により遺構は検出されず、東側から平安時代を中心とする竪穴住居跡や溝跡、焼土遺構などが検出された。調査地全体では、溝跡6条、竪穴住居跡3軒、土坑6基、焼土遺構11基、鍛冶炉跡1基、ピット群等が検出され、当該地の利用状況の一端が明らかになった。また、検出された遺物包含層や遺構存在面の現地表面からの深さや工事内容から、現状変更による影響はないと判断した。

10月6日に文化庁記念物課岡田康博調査官の現地指導を受けた。

10月28日に宮城県多賀城跡調査研究所小井川和夫所長の現地指導を受けた。

7月9日に第85次調査の現地説明会を開催し、100名の参加者があった。また、10月30日に第86次調査の現地説明会を開催し、105名の参加者があった。

平成17年度の発掘調査実施状況は下記表2のとおりである。

調査次数	調査地区	発掘調査面積 m²(坪)	調査実施期間
第85次	焼山地区中央部	504 m² (153)	4月18日~7月21日
第86次	焼 山 地 区 西 部	663 m² (201)	6月27日~11月22日
第87次	大畑地区北部	432 m² (131)	7月11日~8月2日
計		1,599 m² (485)	

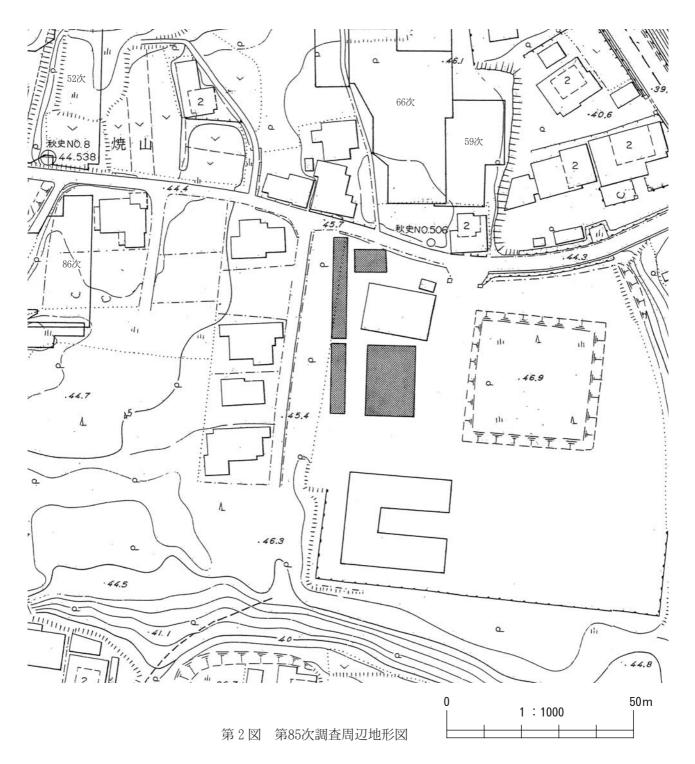
表 2 発掘調査実施状況

Ⅱ 第85次調査報告

1)調査経過

第85次調査は、秋田城跡の城内西側焼山地区中央部を対象に、平成17年4月18日から7月21日まで実施した。調査面積は504㎡である。

調査地は旧秋田市水道局浄水場跡地で、現在は秋田城跡調査事務所前の駐車場として利用されている場所である。城内西側、政庁と外郭西辺のほぼ中間にあたり、調査地北側は政庁から外郭東門に至る東西軸線を政庁西側に折り返したラインで、政庁から推定外郭西門に至る城内東西道路(西大路)の存在が推定される場所である。周辺では北側の焼山地区北部の第59次・第66次・第70次調査などで、奈良時代から平安時代にかけて変遷する規則的配置に基づく掘立柱建物群が検出されており、倉庫群などの実務官衙域としての利用



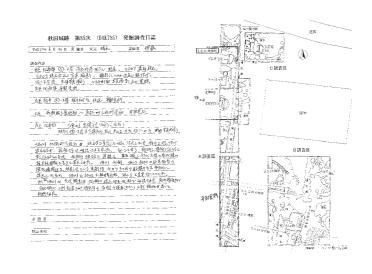
が確認されている。

調査は、かつて水道局用地として造成された焼山地区中央部から南部における遺構の遺存状況把握と、城の基本構造に関わる重要遺構である城内東西道路(西大路)の存在や、その南側を含めた周辺利用状況の把握を目的として実施した。

調査方法は、調査対象地の西側に南北に細長いトレンチ状のA調査区、南東側にB調査区を設定し、必要に応じ拡張していく方法をとった。

調査は、まず基準杭測量及び調査区の設定を行い、設定後重機による表土除去作業を行った(4月18日~4月19日)。次に調査機材の搬入や、調査地安全対策用フェンス設置作業を行った(4月20日)。

B調査区から人手による表土除去を開始した。浄水場造成土の直下は東側が削平・撹乱により地山飛砂層となっており、撹乱や畑畝跡が検出された。南西側には大きな撹乱穴が検出され、掘り下げを行った。北西側には第4層黒褐色土層の堆積と、それを掘り込む畑畝跡が検出された(4月21日~5月9日)。 B調査区で検出された撹乱と畑畝跡の掘り下げを行った。調査区中央には南北方向の溝跡が北側と南側に2条検出されたが、北側については撹乱溝と判断した。南側については、



古代の材木塀の布掘り溝と判明し、SA1801とした。また、南東隅でSI1806竪穴住居跡を検出した。平面実 測用遣り方設置作業後、B調査区の平面実測、写真撮影等の記録化を行った(5月10日~5月13日)。

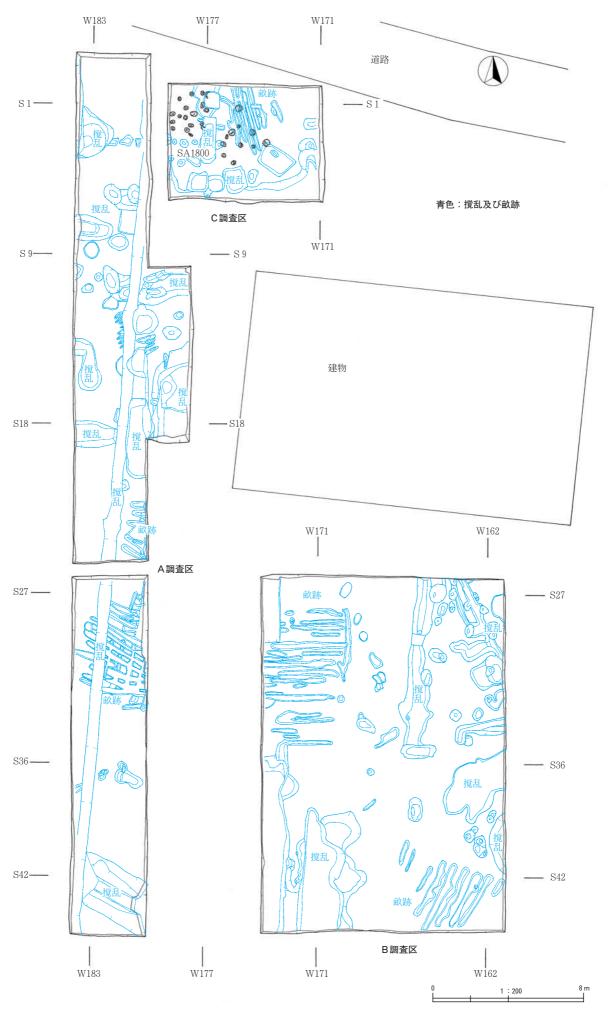
A調査区の浄水場造成土の除去を開始した。北側では造成土下の第6層明褐色粘土層面及び第7層褐色砂層面から地山飛砂層面にかけて撹乱を検出し、中央では第4層黒褐色土層面から畑畝跡を検出した。南側では第5層褐色土層面からSA1802材木塀跡とSD1804溝跡を検出した。検出された撹乱と畑畝跡を掘り下げ、造り方設置後平面実測等の記録化を行った(5月16日~5月27日)。

上層の遺物包含層除去と下層遺構の追求を行うこととし、A調査区中央とB調査区北西側の第4層黒褐色土層を除去し、第5層褐色土層面を精査していった。その結果、SA1803材木塀とSK1808土坑を検出した。SA1803はその位置と方向性からSA1801やSA1802と組み合い、調査地南西側を中心とする方形の区画施設となり、調査地南側はその北東コーナー部になると考えられた。SA1801北側とSA1803東側は連続しておらず、北東隅が区画の開放部、つまり出入口となると考えられた。また、A調査区北側では第6層明褐色粘土層を除去し、第7層褐色土層面の精査を進めていった。その結果、北寄りで東西方向の柱列と溝状落ち込みを検出し、南寄りで東西棟と考えられる掘立柱建物の柱掘り方列とSK1813・SK1814土坑を検出した(5月30日~5月31日)。

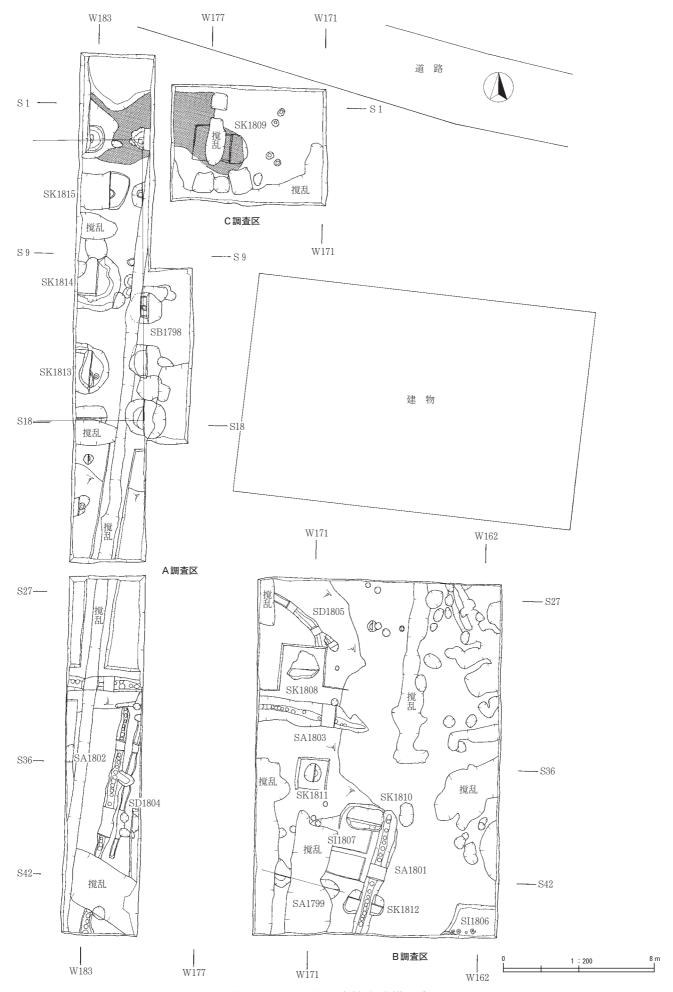
B調査区南西側を再精査し、第5層褐色土層を除去しながら第6層褐色土層面でSK1810・SK1811土坑を検出した。調査地南側の第5層面、第6層面検出遺構を掘り下げて、断面実測、写真撮影等の記録化を行った(6月1日~6月3日)。

A調査区北側の城内東西道路推定地付近で検出された東西方向柱列と溝跡追求のため、新たにA調査区北東側にC調査区を設定し、表土除去を行った。また、A調査区北側南寄りで検出された東西棟建物跡追求のため、A調査区を東側に拡張した。B調査区ではSK1810周辺の第6層面の精査を行い、SI1807竪穴住居跡を検出した。また、調査地南側の調査区各壁の土層断面記録化を行った(6月6日~6月9日)。

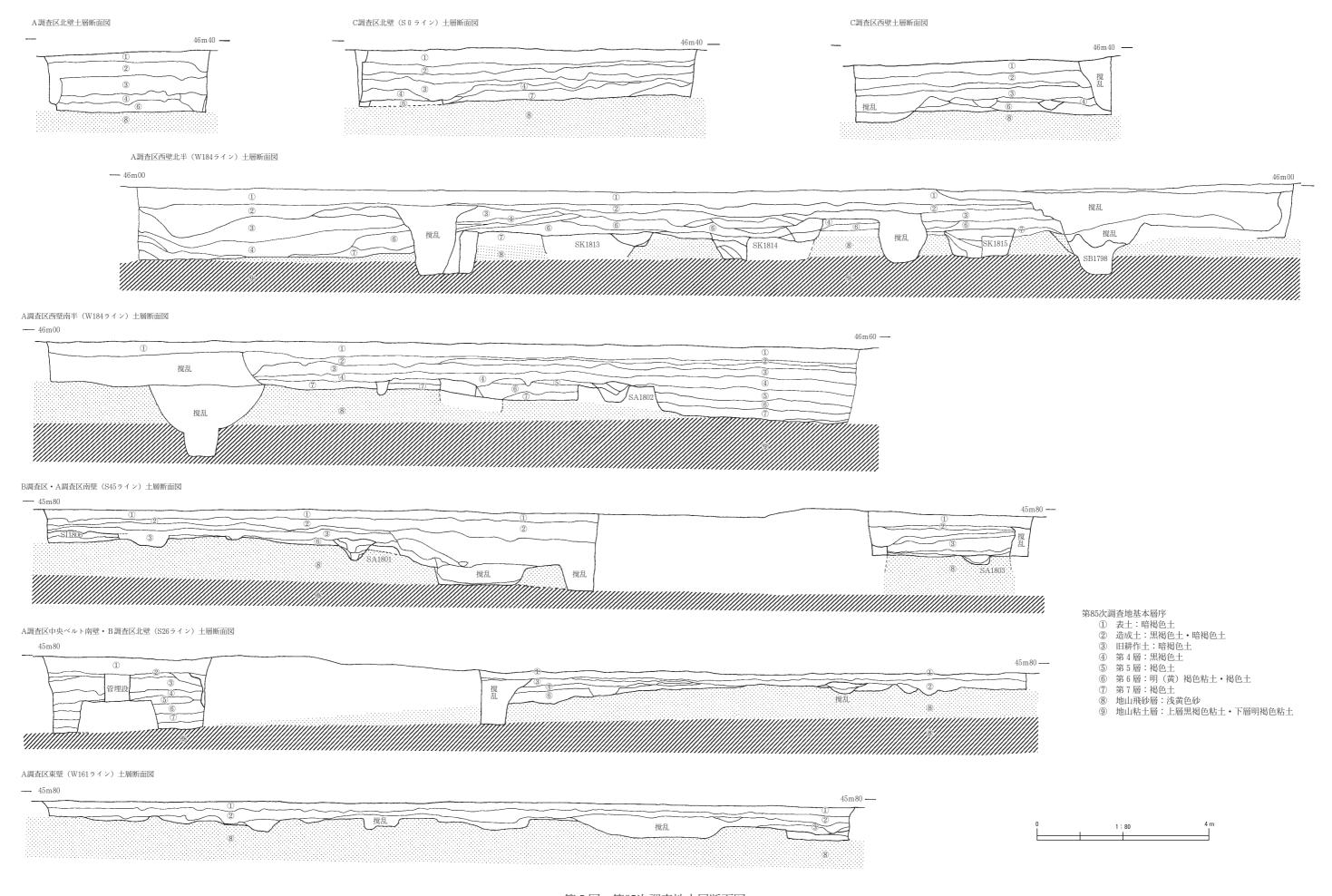
C調査区の精査を進め、第4層黒褐色土層面を掘り込む撹乱を検出し、さらにその下層の第6層明褐色粘土層面から第7層褐色土層面にかけて、SA1800ピット群とSK1809土坑を検出した。SK1809を断ち割り後さらに追求を進め、西寄りの第6層を一部除去したがA調査区の東西方向柱列や溝跡の延長部分は検出されなかった。そのため、A調査区側の東西方向溝跡を再精査したところ、2基の柱掘り方状の落ち込みプランに分離したことから、北側柱列と共に建物跡となる可能性を追求し、断ち割りを行うこととした。その結果、



第3図 第85次調査検出遺構図①



第4図 第85次調査検出遺構図②



第5図 第85次調査地土層断面図

西側の落ち込みについては、浅い土坑状となり柱掘り方とはならなかったことから、SK1815土坑とした。一方、東側の落ち込みは柱掘り方となったことから、南側の東西棟建物の南北方向柱列と連続する可能性がでてきた。そのため、南側東西棟建物桁行の柱掘り方の重複が推定されていた SK1814土坑を断ち割り精査した。その結果、柱掘り方の重複は認められず、この段階で、A調査区北側北寄りの東西方向柱列と南寄りの東西棟建物が連続し、1棟の南北棟掘立柱建物 SB1798になると判断した。それにより、SB1798の建物プラン内側に SK1813・SK1814・SK1815土坑が南北方向に連続する形となった。SB1798と土坑群は共に遺物がほとんど出土しないことから、同時期存在の可能性も考えられた。

A調査区中央及びB調査区北西部では、第6層褐色土層と第7層褐色土層を除去し、浅い沢状落ち込みを検出した。B調査区北西部では地山飛砂層面でSD1805溝跡を検出した。B調査区南側ではSI1807竪穴住居跡の掘り下げを行うと共に周辺を精査し、第6層面でSA1799柱列やSK1812土坑を検出した。各々の断ち割りと記録化を行った(6月10日~6月21日)。

A調査区南半及びB調査区西側の平面実測を行った(6月22日)。

遺物包含層と遺構の掘り下げを終えて、調査地全景写真撮影を行った(6月23日)。

A調査区北半の平面実測と各調査区壁の土層断面実測を行った(6月24日)。

6月27日から7月6日まで、第86次調査準備作業及び表土除去作業のため、調査を一時中断した。7月7日に現地説明会準備作業を行い、7月9日に現地説明会を開催し100名の参加者があった。人手による一部埋め戻しを行った後、7月19日から7月21日にかけて重機による埋め戻し作業を行い、調査を終了した(7月11日~7月21日)。

2)検出遺構と出土遺物

S B 1798掘立柱建物跡 (第6図、図版7)

SA1799柱列(第7回、図版8)

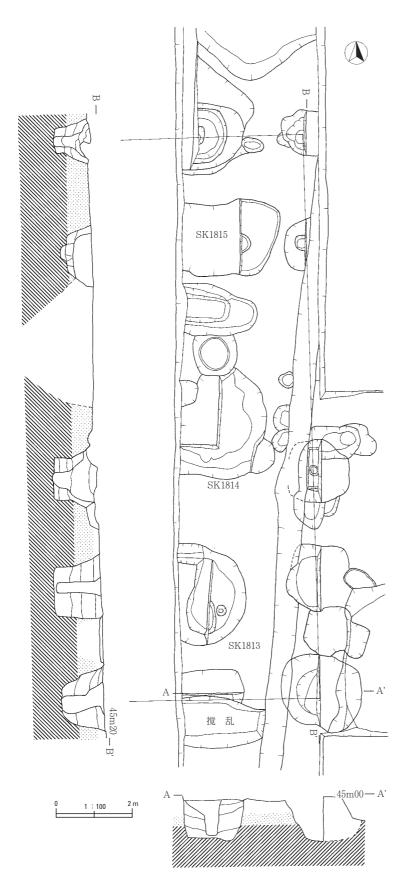
B調査区南西側の第6層褐色土層面から地山飛砂層面にかけて検出された。2基以上の柱掘り方よりなる東西方向の柱列である。柱列の方向は西で約13度北に振れる。柱掘り方は直径1.2m前後のゆがんだ円形で、深さは20cm~25cmと浅く、全体に削平を受けている。削平によって明確でないが、柱痕跡は約20cmで、抜き取りを受けていると判断される。柱間は西から2.7m+…である。

S A 1799出土遺物 (第8図、図版32)

全て柱掘り方埋土出土である。

土師器(1):天井部を欠く蓋である。内面に横方向のミガキ調整を施し、黒色処理している。

赤褐色土器(2、3):2は天井部ヘラ切り後、ケズリ調整を施す蓋である。3は糸切り後に小さな高台



第6図 SB1798掘立柱建物跡

を取り付け、底部及び台周縁部にケズリ 調整を施している台付坏である。内面に 二次加熱の痕跡が認められ、煤状炭化物 が付着している。

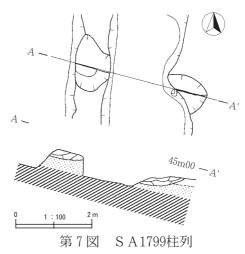
S A 1800ピット群 (第3図、図版8)

C調査区北西側の第6層明褐色粘土層面で検出された。直径15cm~20cmの小柱掘り方からなるピット群である。小規模な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。

SK1809と重複し、これより新しい。 埋土より赤褐色土器片が出土している。

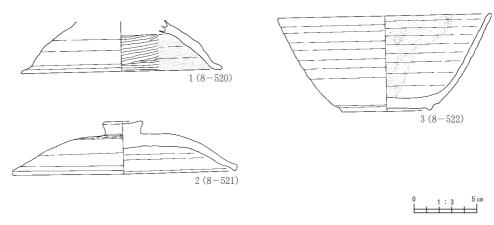
SA1801材木塀跡(第9図、図版8・9)

B調査区南側の第5層褐色土層面から地山飛砂層面にかけて検出された区画施設である。布掘り溝跡を伴う南北方向の材木塀で、さらに南側調査区外へ延びる。塀の方向については、布掘り溝跡が北で約13度東へ振れる方向である。東西方向の材木塀SA1803と組み合い方形区画の北東コーナー部を構成すると考えられるが、SA1801の北側及びSA1803の東側には区画施設が連続せず、北東コーナー部が出入り口状に解放される形となっていたと考えられる。



— 10 —

布掘り溝跡は上幅80 cm~90cm、深さ35cm~40cmで、断面形は逆台形状を呈する。材の痕跡は、布掘り溝底部の柱痕跡より直径15cm~20cmの丸太材である。材の間隔は、抜き取りを受けており明確でない部分もあるが、10cm



第8図 SA1799柱列出土遺物

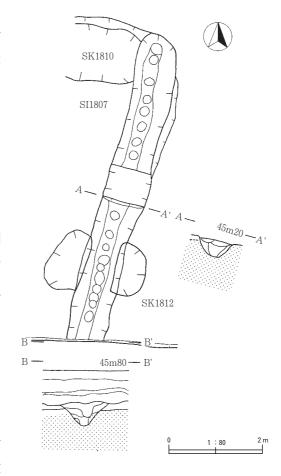
前後と推定され、丸太材を密に立て並べた構造の材木列塀と 考えられる。また、丸太材痕跡に重複が認められることや布 掘り溝断面観察から、同位置での建て替えや改修の可能性が ある。

SI1807、SK1810、SK1812と重複し、これらよりも新しい。 埋土より須恵器片・赤褐色土器片・瓦片が出土している。

SA1802材木塀跡(第10図、図版8・9)

A調査区南側の第5層褐色土層面で検出された区画施設である。布掘り溝跡を伴う南北方向の材木塀で、さらに南側調査区外へ延びる。塀の方向については、布掘り溝跡が北で約9度東へ振れる方向である。東西方向の材木塀SA1803と組み合い方形区画の北東コーナー部を構成すると考えられるが、SA1803はさらに東に延びる。塀の方向等から後の段階で同じく南北方向の塀である東側のSA1801側へ区画を拡張した可能性がある。

布掘り溝跡は上幅40cm~70cm、深さ25cm前後で、断面形は U字状を呈する。材の痕跡は、布掘り溝底部の柱痕跡及び断 面観察より直径15cm~20cmの丸太材である。材の間隔は、抜 き取りを受けており明確でない部分もあるが、0cm~10cmと

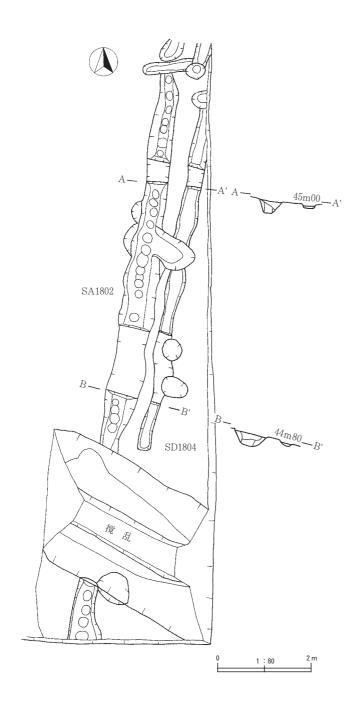


第9図 SA1801材木塀跡

推定され、丸太材を密に立て並べた構造の材木列塀と考えられる。また、丸太材痕跡に重複が認められることから、同位置での建て替えや改修の可能性もある。埋土より須恵器片・赤褐色土器片が出土している。

S A 1803材木塀跡 (第11図、図版 8 ・ 9)

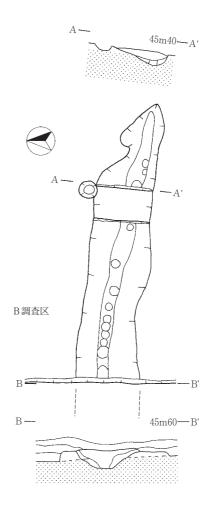
A調査区南側の第5層褐色土層面から、B調査区南側の地山飛砂層面にかけて検出された区画施設である。 布掘り溝跡を伴う東西方向の材木塀で、さらに西側調査区外へ延びる。塀の方向については、布掘り溝跡が A調査区部分で東で約7度南へ振れる方向で、B調査区部分で東で約14度南へ振れる方向である。南北方向

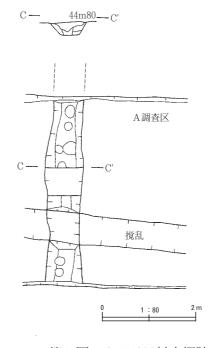


第10図 SA1802材木塀跡 · SD1804溝跡

の材木塀 SA1801や SA1802と組み合い方形区画の北東コーナー部を構成すると考えられるが、SA1802と組み合う西側のA調査区部分と SA1801と組み合う東側のB調査区部分とで塀の方向が異なることから、後の段階で西側の SA1802から東側の SA1801側へ区画を拡張した可能性がある。

布掘り溝跡は上幅70cm~120cm、深さ30cm~40cmで、断面 形は逆台形状を呈する。材の痕跡は、布掘り溝底部の柱痕跡 及び断面観察より直径15cm~25cmの丸太材である。材の間隔 は、抜き取りを受けており明確でない部分もあるが、10cm前





第11図 S A 1803材木塀跡

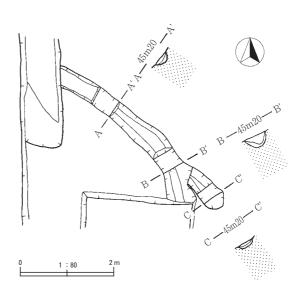
後と推定され、丸太材を密に立て並べた構造の材木列塀と考えられる。また、丸太材痕跡に重複が認められることから、同位置での建て替えや改修の可能性がある。埋土より須恵器片・赤褐色土器片・瓦片が出土している。

S D1804溝跡 (第10図、図版9)

A調査区南側の第5層褐色土層面で検出された。SA1802の東側に並行するように検出された。幅20cm~40cm、深さ10cm~15cm、長さ7.3mの浅い南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約11度東に振れる。埋土より赤褐色土器片が出土している。

S D1805溝跡 (第12図、図版10)

B調査区北西側の地山飛砂層面で検出された。北西から南東方向へ緩やかに曲がる形で検出された、幅40cm~50cm、深さ10cm~25cm、長さ4.3mの溝跡である。溝の方向は全体的には南で約21度東に振れる。埋土より赤褐色土器片・瓦片が出土している。



第12図 S D 1805溝跡

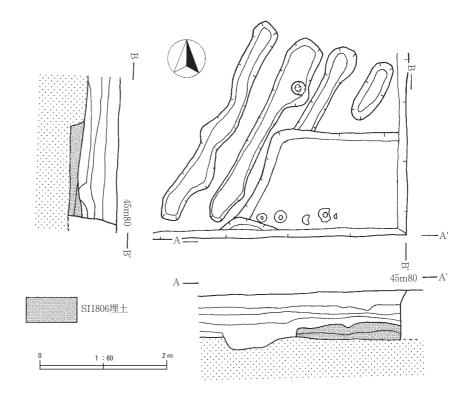
S I 1806竪穴住居跡 (第13図、図版10)

B調査区南東隅の地山飛砂層面で検出された。平面形は東西2.3m以上×南北1.7m以上の方形を呈し、南側東側は調査区外となっている。西壁は北で約15度東へ振れる。カマドの有無は不明である。住居壁高は約20cmを計るが、削平により浅くなっている。

S I 1806出土遺物(第14図、 図版32)

 $1 \sim 3$ は床面、4 は埋土出土である。

土師器(1): 甕である。 体部外面に縦方向に、体部外 面下方に横方向の刷毛目調整 を施す。体部内外面に煤状炭 化物が付着している。



第13図 S I 1806竪穴住居跡

赤褐色土器(2~4):2は糸切り無調整の皿である。内外面に 二次加熱の痕跡があり、内面に煤 状炭化物が付着している。3は糸切り無調整の坏で、底部内面を硯 に転用している。4は糸切り無調 整の平底小型甕で、口縁部を欠く。 体部内外面に煤状炭化物が付着している。

S I 1807竪穴住居跡 (第15図、図版10)

B調査区南側の第6層褐色土層面から地山飛砂層面にかけて検出された。平面形は東西3.2m×南北4.0mの方形を呈し、南壁は東で約15度南へ振れる。カマドは検出されない。住居壁高は約30cmを計るが、削平により浅くなっている。

SA1801、SK1810と重複し、これらよりも古い。埋土より須恵器の他、赤褐色土器片が出土している。

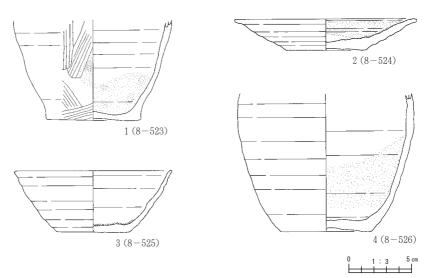
S I 1807出土遺物(第16図、図版 32)

埋土出土である。

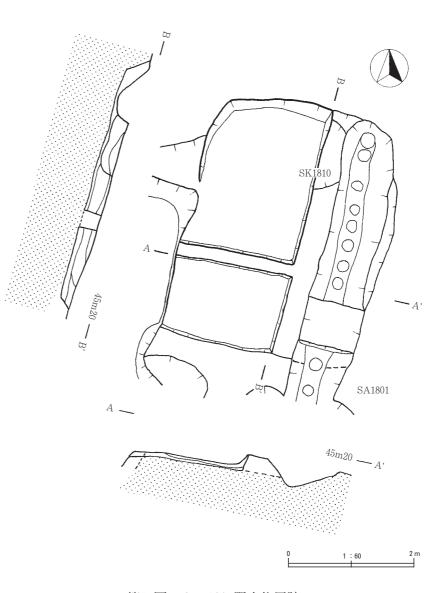
須恵器(1):ヘラ切り後、丁 寧な撫で調整を施す坏である。

SK1808土坑 (第17図、図版11)

B調査区北西側の第6層褐色土層面で検出された。東西1.6m、南北1.5m、深さ25cmの不整形を呈する。SD1805と重複し、これより新しい。埋土より瓦の他に赤褐色土器片が出土している。



第14図 S I 1806竪穴住居跡出土遺物

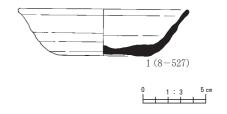


第15図 S I 1807竪穴住居跡

SK1808出土遺物 (第27図、図版34)

埋土出土である。

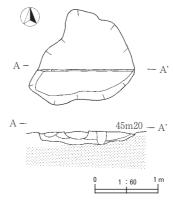
瓦(1):軒丸瓦であるが、瓦当部のほとんどを欠く。凸面は縄 目叩きの後に全体的に撫でを施すが、縄目叩き痕が残り、一部に自 然釉が掛かる。凹面は布目圧痕が明瞭に認められる。硬質で、暗灰 色を呈する。瓦当の一部と形状から、15葉細弁蓮華文軒丸瓦と考え られる。



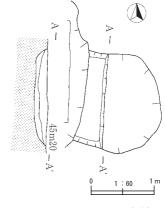
第16図 S I 1807 竪穴住居跡出土遺物

SK1809土坑 (第18図、図版11)

C調査区西側の第7層褐色砂層面で 検出された。東西1.4m以上、南北1.6 m、深さ20cmの隅丸方形を呈する。埋 土より瓦片が出土している。SA1800 と重複し、これより古い。



第17図 SK1808土坑



S K 1809土坑 第18図

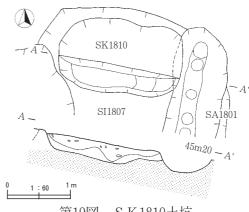
SK1810土坑 (第19図、図版11)

B調査区南側の SI1807埋土上面で

検出された。長径2.0m×短径1.2m、深さ25cmの楕円形を呈 する。埋土より多量の遺物が出土しており、廃棄土坑と考え られる。SA1801、SI1807と重複し、SI1807より新しく、SA 1801より古い。

S K1810出土遺物 (第20・27・28図、図版32・34・35) 全て埋土出土である。

須恵器(1):ヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。 外面に二次加熱の痕跡があり、煤状炭化物が付着している。 焼成が軟質で、橙色を呈している。

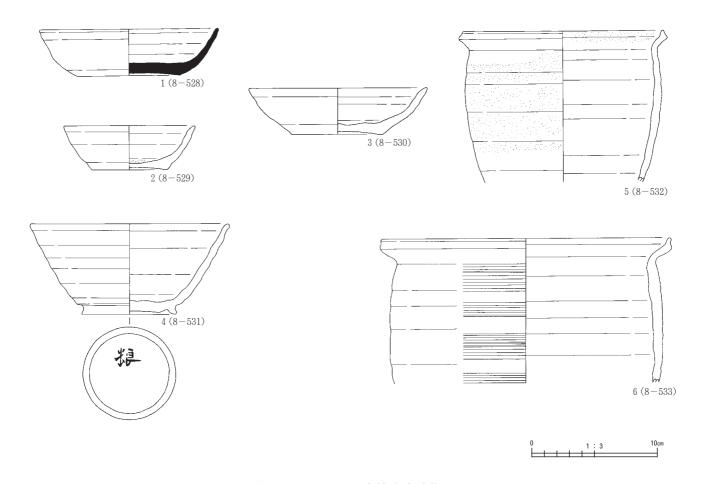


第19図 S K 1810土坑

赤褐色土器(2~6):2は糸切り無調整の小型坏で、底

部内外面に煤状炭化物が付着している。3は糸切り無調整の坏である。4は糸切りで、台取り付け後に台及 び底部周縁部に撫で調整を施す台付坏である。底部外面に「粮」の墨書がある。5、6は頸部が「く」の字 状に外傾して口縁部が立ち上がる甕である。いずれも体部下半及び底部を欠いている。5は平底の小型甕で、 体部外面と口縁部内面に煤状炭化物が付着している。6は砲弾型長胴甕で、口縁部に撫で調整、体部上半に カキ目調整を施している。

瓦(2、3):2は平瓦で、1枚作りと考えられる。凸面上部が平らで、両端が緩く立ち上がる器形であ る。凹面に布目圧痕、凸面に縄目叩き痕が認められ、両面とも撫で調整を施している。硬質で、凹面は淡黄 色、凸面が灰青色を呈する。3は軒丸瓦の一部である。瓦当部から、15葉細弁蓮華文軒丸瓦と考えられる。 凸面は撫で調整を施すが、瓦当部周縁は縄目叩き痕が明瞭に認められ、自然釉が掛っている。硬質で、暗灰 色を呈する。



第20図 SK1810土坑出土遺物

SK1811土坑 (第21図、図版11)

B調査区西側の第6層褐色土層面で検出された。長径95cm×短径85cm、深さ30 cmの楕円形を呈する。埋土より土師器片・赤褐色土器片が出土している。

SK1812土坑 (第22図、図版11) B調査区南側の第6層褐色土層面から地山飛砂層面にかけて検出された。長径

SA1801と重複し、これより古い。

2.0m×短径1.2m、深さ30cmのゆがんだ楕円形を呈する。

第21図 SK1811土坑

SK1813土坑 (第23図、図版11)

A調査区北側の第7層褐色砂層面で検出された。東西1.8m以上、南北2.7m、深さ70cmのややゆがんだ円 形を呈する大型の土坑である。SB1798の建物プラン内に重複するが、直接の遺構重複関係はない。埋土か らの遺物出土はない。

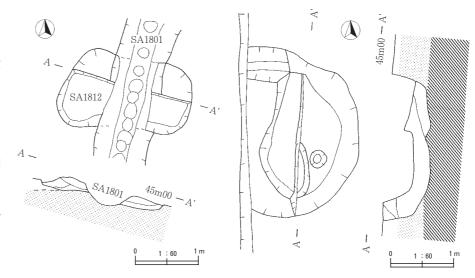
SK1814土坑 (第24図、図版12)

A調査区北側の第7層褐色砂層面で検出された。東西2.3m以上、南北2.9m、深さ80cmのややゆがんだ円

形を呈する大型の土坑である。SB1798の建物プラン内に重複するが、直接の遺構重複関係はない。埋土から瓦片が出土している。

S K 1815土坑(第25図、図版12)

A調査区北側の地山飛砂層面で検出された。東西2. 5m以上、南北2.0m、深さ20cmのややゆがんだ方形を



第22図 S K 1812土坑

第23図 S K 1813土坑

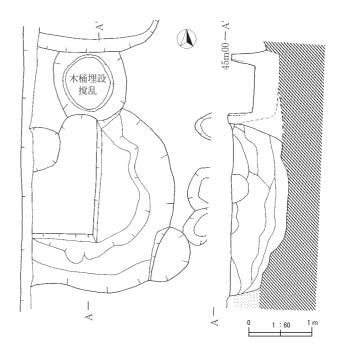
呈する大型の浅い土坑である。SB1798の建物プラン内に重複するが、直接の遺構重複関係はない。埋土からの遺物出土はない。

3) 基本層序及び各層出土遺物

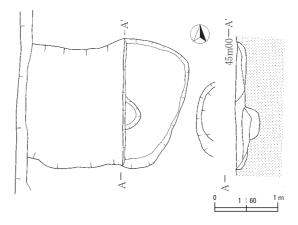
基本層序 (第5回、図版12・13)

第85次調査地は南北に広い範囲を対象としており、 調査地内で同時期の堆積と考えられる土層について も色調等にいくらかの違いが認められるが、土地利 用状況や遺構変遷を踏まえて調査地全体の基本層序 をまとめると以下のようになる。

- 第1層 表土:秋田市水道局(当時)焼山浄水場で あった場所の施設操業停止及び取り壊し時 の造成土と現表土。
- 第2層 造成土:昭和18年の旧焼山浄水場の造成時 の造成土。調査地東側では第2層直下が地 山飛砂となるような削平を受けている。
- 第3層 旧耕作土:旧焼山浄水場造成以前、近代から近世に遡る旧畑地の耕作土。調査地中央から南側(A調査区中央からB調査区南東)にかけて堆積し、畑耕作時の畝跡が検出されている。
- 第4層 黒褐色土層:最上層の古代の遺物包含層。 調査地北側から中央(C調査区・A調査区



第24図 S K 1814土坑



第25図 S K 1815土坑

北側からA調査区南側・B調査区北西側)にかけて堆積する。赤褐色土器小片が混入する。

- 第5層 褐色土層:調査地中央から南側の西寄り(A調査区中央から南側)に堆積する。SA1801、SA1802、SA1803、SD1804の検出面。
- 第6層 明(黄)褐色粘土・褐色土層:調査地北端部(A調査区北端・C調査区西側)では明黄褐色粘土、調査地北側(A調査区北半)では明褐色粘土、調査区南側(A調査区南半・B調査区西側)では褐色土を主体にして堆積する。北側ではSB1798廃絶直後の整地層となっており、後世の削平等によりSA1800ピット群の検出面となっている。南側では黒褐色粘土の混入が認められ、SA1799、SI1807、SK1808、SK1811、SK1812の検出面。
- 第7層 褐色砂層:調査地北側から南側西より (C調査区・A調査区北側から南側) にかけて堆積する。 SB1798、SK1809、SK1813、SK1813、SK1814の検出面。
- 地山飛砂層 浅黄色砂の地山飛砂層:調査地全域で地山となっている。削平等によりSD1805、SI1806、SK 1815の検出面となっている。また、飛砂層下は黒褐色粘土の地山腐植粘土層、さらにその下層は明 褐色粘土の地山粘土層となっている。

各層出土遺物

第2層 造成土出土遺物 (第26図、図版33)

須恵器($1\sim3$):1はヘラ切り後に軽い撫で調整を施す坏で、底部内面を硯に転用している。2は天井部へラ切り後に撫で調整を施す蓋で、天井部内面を硯に転用している。3は天井部へラ切り後にケズリ調整を施す蓋で、天井部内面を硯に転用している。

石製品(4、5):いずれも砥石である。 4 は 4 面、 5 は 2 面を使用し、石質はいずれも凝灰岩である。 銭貨(6):銅銭の寛永通宝である。

第3層 旧耕作土出土遺物 (第26図、図版33)

赤褐色土器(7):糸切り無調整の坏である。

銭貨(8~10):全て銅銭の寛永通宝である。 6 は書体から、秋田川尻銭(初鋳1738年から1745年にかけて鋳銭)と考えられる。

第4層 黒褐色土層出土遺物 (第26図、図版33·34)

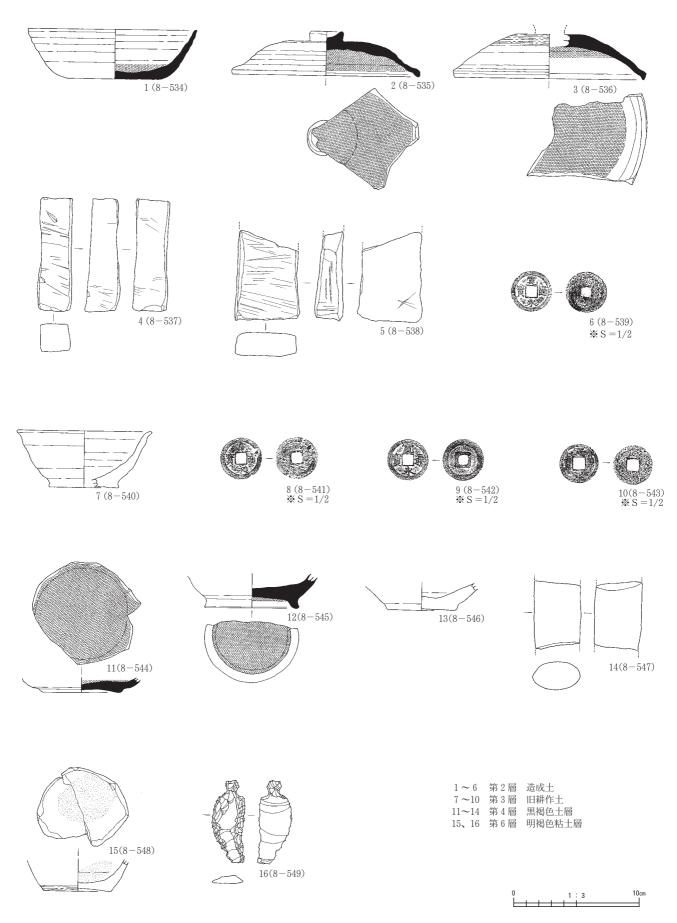
須恵器(11、12):11はヘラ切り後に軽い撫で調整を施す坏で、底部内面を硯に転用している。12は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部外面を硯に転用している。

赤褐色土器(13):糸切り無調整の皿である。底部がやや厚く、擬高台状となる。

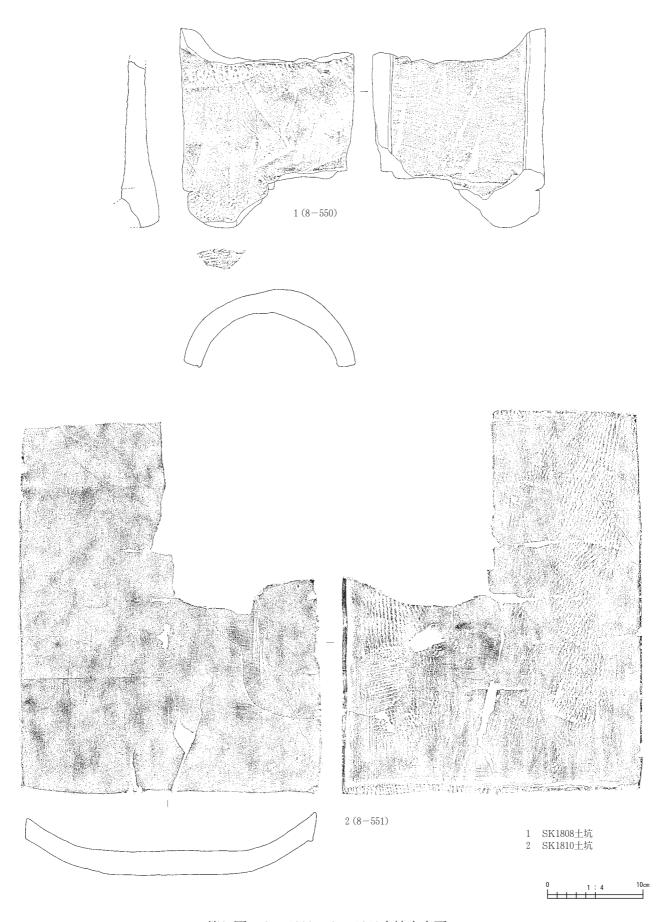
石製品(14):石棒の一部と考えられ、石質は凝灰岩である。

第5層 褐色土層出土遺物 (第28図、図版35)

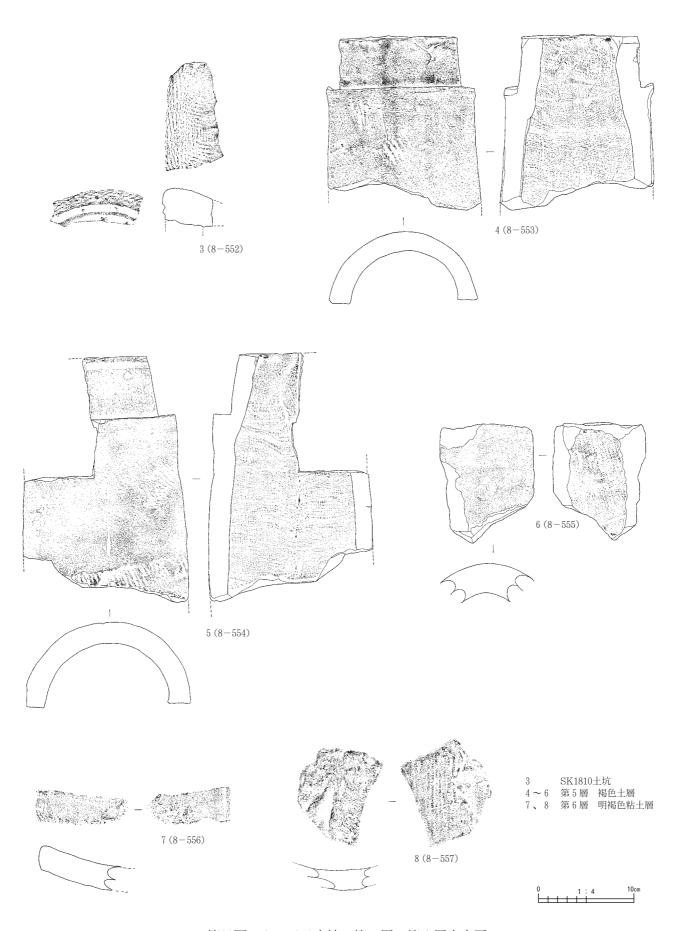
瓦($4\sim6$):全て丸瓦で、有段(玉縁付)である。 $4\sim6$ は凸面に縄目叩き痕、凹面に布目圧痕が認められ、凸面は撫で調整を施している。4 は硬質で淡黄色、5 は硬質で暗灰色を呈する。6 は有段(玉縁付)部がほとんど欠損しており、軟質で暗灰色を呈し、経年変化により磨滅している。



第26図 第2層~第6層出土遺物



第27図 SK1808 · SK1810土坑出土瓦



第28図 SK1810土坑、第5層·第6層出土瓦

第6層 明黄褐色粘土・褐色土層出土遺物 (第26・28図、図版34・35)

赤褐色土器(15):糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す坏である。内面に煤が強く付着していることから、灯明皿として使用された可能性がある。

石器(16):縦型の石匙である。刃部は片面調整で、両側縁から抉りを入れてつまみを作り出している。 石質は頁岩である。

瓦(7、8):いずれも平瓦で、凸面に縄目叩き痕が認められるが、凹面は経年変化よる磨滅によって不明である。いずれも軟質で、7は青灰色、8は淡黄色を呈する。

Ⅲ 第86次調査報告

1)調査経過

第86次調査は、秋田城跡の外郭西辺の中央部にあたる焼山地区西部を対象に、平成17年 6 月27日から11月 22日まで実施した。調査面積は663㎡である。

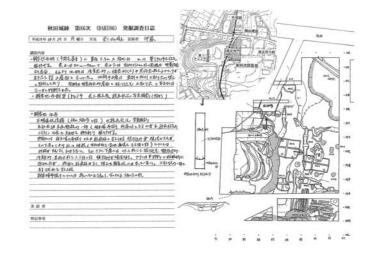
調査地は旧秋田市水道局社宅などの宅地として利用されていた場所で、それ以前は畑として利用されていた所である。調査地は外郭西辺の中央部で、政庁から外郭東門までの東西軸線を西側に折り返した位置にあたり、丘陵西端部に小さな尾根が張り出す地形となっており、外郭西門や政庁から外郭西門を通る城内外東西道路(西大路)の存在が推定される場所である。周辺では北側隣接地の第52次調査や、南側隣接地である第14次調査において、外郭西辺区画施設である奈良時代の築地塀や平安時代の材木塀等が確認されている。また、築地塀構築のための土取り穴も確認されている。

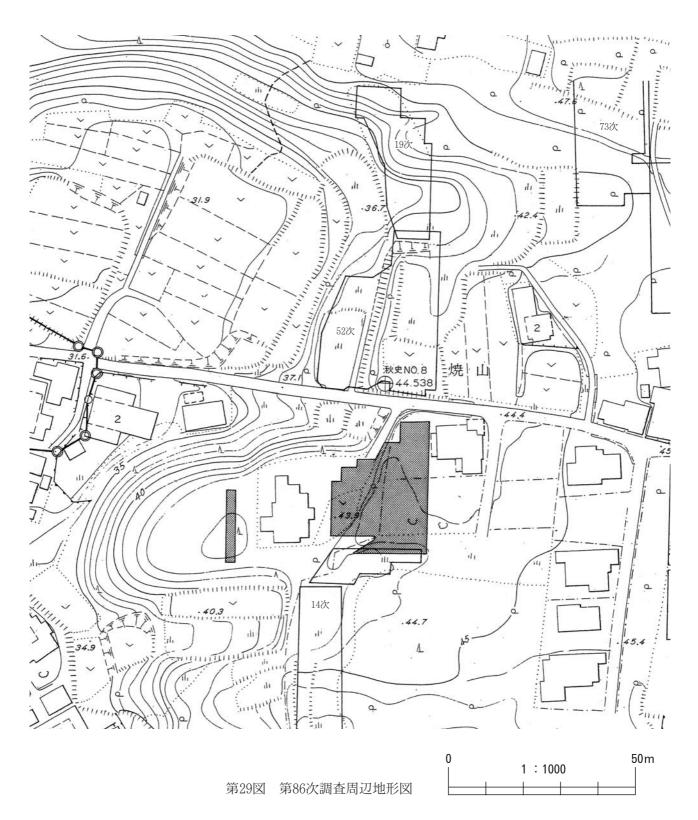
調査は重要遺構である外郭西門の検出や、外郭西門を通る城内外東西道路(西大路)を含めた周辺利用状況の把握を目的として実施した。

調査方法は、主たる調査区を推定外郭線が通る推定西門付近及びその城内側に設定し、城外に道路が延びることを想定して、やや離れた西側の尾根上

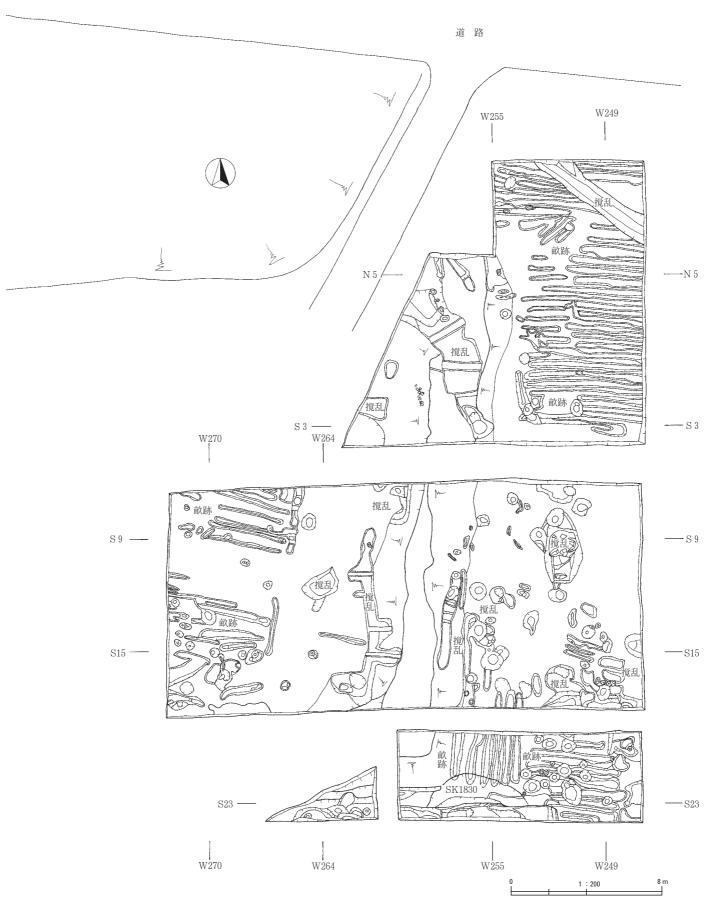
にも第1トレンチを設定し調査を行った。

調査はまず基準杭測量及び調査区の設定を行い(6月27日~6月28日)、設定後、重機による表土除去作業及び抜根作業を行った(6月29日~6月30日)。調査機材の搬入や調査地安全対策用フェンス設置作業を行った(7月4日~7月5日)。人手による表土除去に着手した段階で(7月6日)、第85次調査現地説明会準備作業や第87次調査を行ったことから、8月4日まで調査を一時中断した。

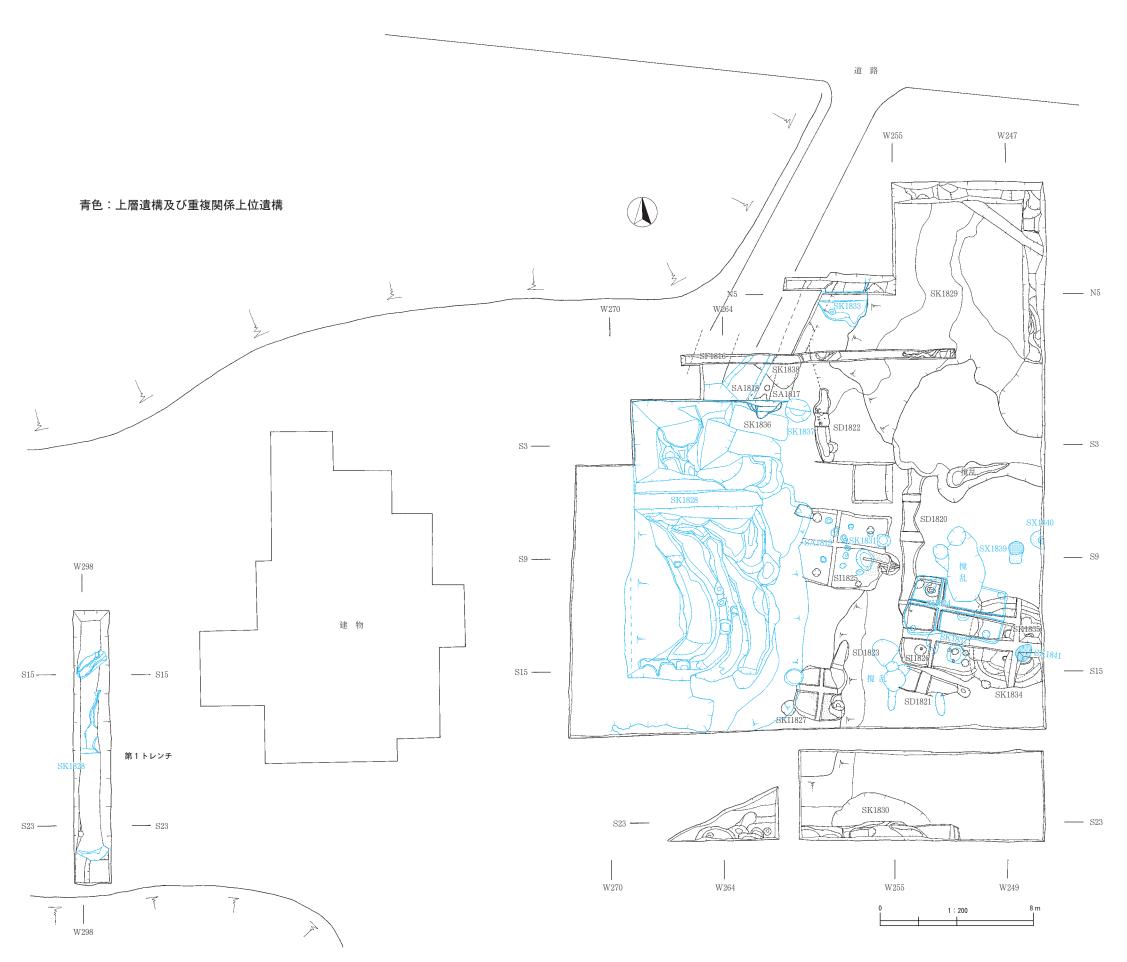




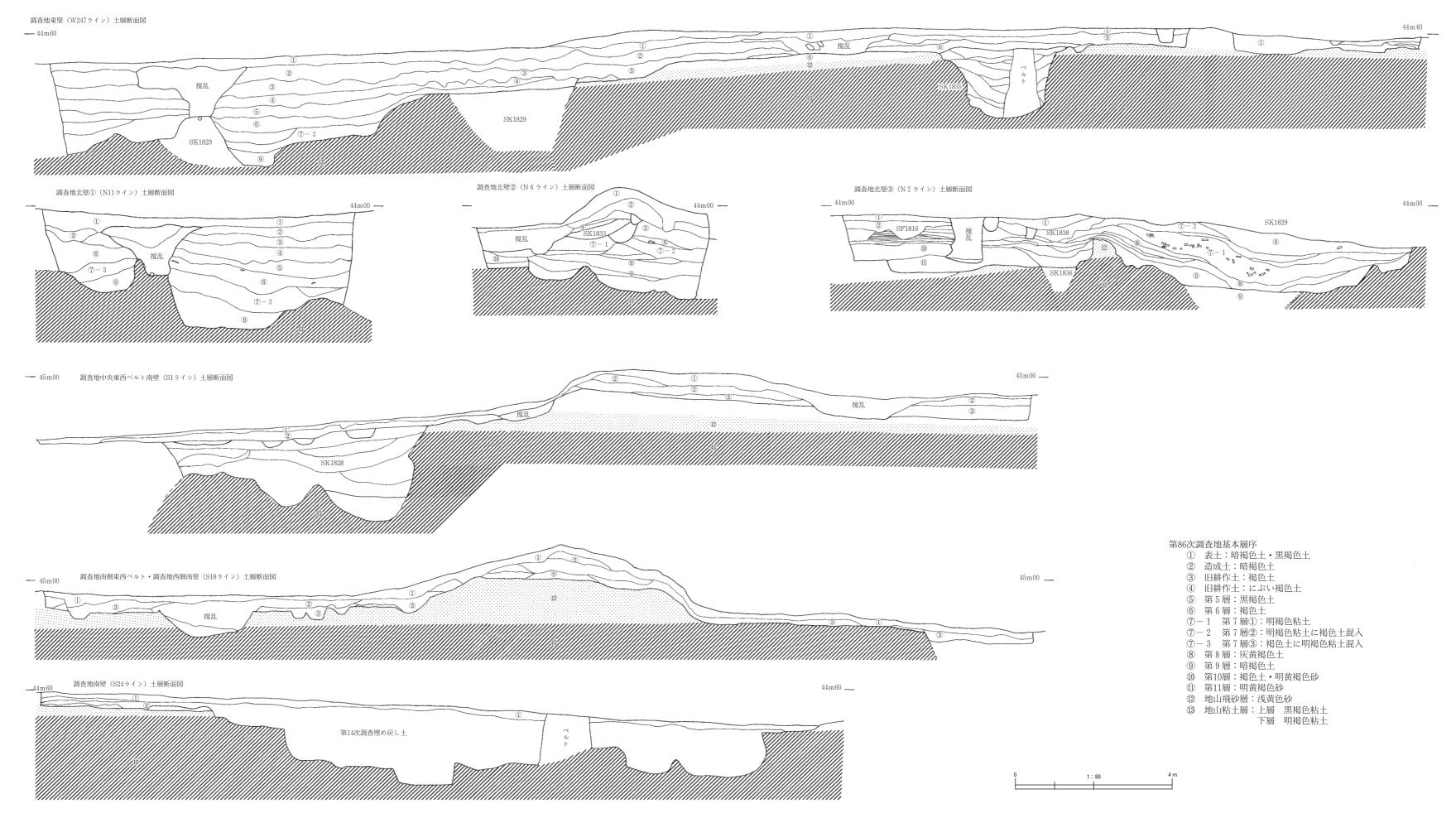
その後調査を再開し、第2層の宅地造成土を除去し、調査地北東側では第3層及び第4層の旧耕作土面から畑畝跡を検出した。調査地中央では土手状高まりを検出し、東寄りで第6層褐色土層面から地山飛砂層面にかけて撹乱や畑畝跡を検出した(8月4日~8月11日)。調査地南側では造成土を除去し、地山飛砂層面で撹乱や畑畝跡を検出した。また第14次調査地との重複部分で土取り穴を再検出し、埋め戻し土を除去していった。土取り穴は北側の今次調査地側にも広がっており、その部分も含めSK1830土取り穴とした(8月18日~8月19日)。



第30図 第86次調查検出遺構① (撹乱・畝跡)



第31図 第86次調査検出遺構②



第32図 第86次調査地土層断面図

調査地中央の土手状高まりから調査地西側にかけて造成土を除去しながら精査していったところ、外郭西門の推定地である調査地西側には明褐色土や浅黄色砂を埋土の主体とする大規模な落ち込みがあることが判明した。それにより、本来西側へなだらかに続いていた旧地形や古代の遺構存在面が大きく掘り込まれる形で失われ、残った中央付近が土手状に見える現地形が形づくられたことが判明した(8月22日)。中央土手状高まり付近の精査を行い、第6層褐色土層面でSA1819ピット群を検出した。調査地中央から南側にかけての撹乱や畑畝跡の掘り下げと写真撮影等による記録化を行った(8月23日~8月24日)。

調査地北東側で検出された畑畝跡の掘り下げを行うと共に調査地中央北側付近の精査を行い、第6層褐色 土層面から第7層明褐色粘土層面にかけてSD1822溝跡、SK1833・SK1837土坑等を検出した。併行して平 面実測用遣り方設置作業を行い、調査地北東側の平面実測を行った(8月25日~8月31日)。

次に調査地西側の大規模な落ち込み上面の精査を行い、撹乱や畑畝跡を検出し掘り下げを行った。この段階では古代の柱掘り方等の遺構は検出されなかった。そして、造成土下検出の撹乱や畑畝跡の掘り下げ及び遺物包含層堆積状況の検出が終わったことから、全体的な写真撮影や平面実測を行った。また、調査地中央東西ベルトの記録化と除去を行った(9月6日~9月12日)。

調査地西側の遺構追求のために北側へ調査地の拡張を行い、精査を進めていった。しかし、古代の遺構は 検出されず、大規模な落ち込みがさらに北側にも広がる状況が確認された。調査地中央付近では第6層褐色 土層を除去しながら精査を進め、第7層褐色土層面から地山飛砂層面にかけて、SI1824・SI1825竪穴住居跡 やSKI1827竪穴状遺構、SD1820溝跡等を検出した(9月13日~9月21日)。

調査地西側の大規模な落ち込みの性格を把握するため、畑畝跡等が検出されていた埋土上部を一段掘り下げたところ、土取り穴と判断したことからSK1828土取り穴とした。また、調査地北東側でも旧耕作土の除去と精査を進めたところ、第5層黒褐色土層を最上層の埋土とする大規模な土取り穴が検出され、SK1829土取り穴とした。改めて各土取り穴の検出状況写真撮影や平面実測を行った。また、調査地中央でもSI1824周辺の精査を行い、SD1821溝跡、SK1832土坑、SX1839~SX1841焼土遺構を検出した(9月22日~9月29日)。

SK1828の時期を把握するために掘り下げを行った結果、深さ2m以上の大規模な土取り穴となることが判明した。底部付近から、明治時代以降の染付磁器片が出土したことから、掘り込まれた時期が近代以降となる新しい時期の土取り穴であることも判明し、その範囲には古代の遺構が遺存していないと判断された。掘り下げ後土取り穴埋土の土層断面の記録化を行った。SK1828の北側について、外郭西辺遺構追求のために拡張し、南北方向の布掘り状の溝跡を検出した。調査地中央ではSI1824・SI1825等の上層面検出遺構の掘り下げを行った。またSI1824と重複し、これより古いSI1826竪穴住居跡を検出した(10月3日~10月11日)。

10月6日には文化庁記念物課岡田康博調査官の現地指導を受けた。

調査地中央では、重複関係下位のSD1820やSKI1827竪穴状遺構の掘り下げを行った後、各遺構の断面・ 平面実測や、写真撮影等の記録化を行った。終了後、調査地中央から西側の上層遺構掘り下げ後の全景写真 撮影を行った。調査地北東側では、SK1829内の第5層黒褐色土層を掘り下げ除去した。また、N6ライン 付近に外郭西辺区画施設追求のためにトレンチを設定して掘り下げを行った(10月12日~10月19日)。

新たに調査地西側の尾根上に道路遺構の有無把握のために第1トレンチを設定し、掘り下げを行った。その結果、SK1828土取り穴の掘り込みが西側の尾根上にまで広がっていることが判明した。トレンチの南側

にわずかに明黄褐色砂層の堆積が認められたが、その他は古代の遺構面及び遺物包含層は全く失われている 状況であった。調査地北西側ではN6ライン付近の東西方向トレンチの掘り下げを進めたが、区画施設は検 出されず、SK1829の西側への広がりが検出された。外郭区画施設追求のため、さらにN2ラインにトレン チを設定し、掘り下げを行った。トレンチ断面とトレンチ南側の南北布掘り状溝周辺の精査を行った結果、 トレンチ南側で、築地塀崩壊土を主体とする整地層を掘り込む SA1817・SA1818材木塀跡布掘り溝を検出 した。トレンチ西側では SF1816築地塀跡の断面を検出した。また、SA1817・SA1818に重複しそれより新 しい SK1838土坑を検出し、SA1817・SA1818の下層に重複する SK1836土坑が、N6ライントレンチまで 延びる細長いプランになることを確認した。SK1836は土取り穴になると考えられた(10月20日~10月25日)。

調査地北東側のSK1829土取り穴について、土取りの時期及び埋土の堆積時期把握のために、調査地北壁及び東壁沿いにトレンチを設定して掘り下げた。その結果、創建期築地塀構築時の土取り穴であり、その後10世紀まで段階的に第9層から第5層が堆積し埋っていった状況が確認された(10月26日~10月28日)。

10月28日に宮城県多賀城跡調査研究所小井川和夫所長の現地指導を受けた。また、10月30日には現地説明会を開催し、105名の参加者があった。

調査地内各トレンチの断面実測や写真撮影を行うとともに、N 2 ライントレンチについては、築地塀崩壊土の堆積状況把握のためにさらに東側へ延長し、掘り下げを行った。その結果、崩壊瓦層の堆積を確認し、SK1829のプランが南西側にも広がることを確認した。調査地北西側の SA1817・SA1818については布掘り溝の埋土を掘り下げ、SA1817は材木列塀布掘り溝、SA1818は丸太材柱列塀になることを確認した。これまでの調査成果を踏まえれば、前者が外郭IV期の材木塀、後者が外郭III期の材木塀に該当すると考えられた。調査地中央東側では、第 7 層褐色土層を一部除去しながら精査し、SI1826と重複しこれより新しい SK1834土坑を検出した。SI1826と SK1834の掘り下げを行ったところ、SK1834の下層にさらに土坑が重複している状況が検出され、SK1835土坑として掘り下げた。SK1835は切り合いや埋土の遺物等から SI1826よりも古く、奈良時代以前の土取り穴と考えられた(11月 1 日~11月 7 日)。

調査地中央東側の平面実測等の記録化を行うとともに、調査地北東側と北西側及びN2ライントレンチ及び SK1829の断面実測や写真撮影等の記録化を行った。また、西側第1トレンチを土取りのプランが分かる 段階まで掘り下げ、平面実測や写真撮影等の記録化を行った(11月8日~11月10日)。

ヘリコプター使用による調査地航空写真撮影を行うと共に、ローリングタワー使用による全景写真撮影を行った(11月14日)。

調査区の壁やトレンチの断面実測等の補足調査を行った後、人手による遺構等の埋め戻し作業を行った。 その後、機材等の撤収作業を行い、作業員による現場作業を終了した(11月15日~11月17日)。

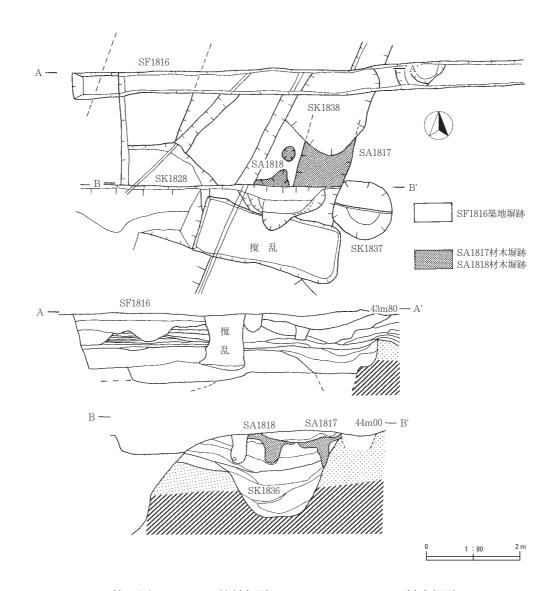
重機による埋め戻し作業を行い、調査を終了した(11月21日~11月22日)。

2) 検出遺構と出土遺物

S F 1816築地塀跡 (第33図、図版16)

調査地北西側の第7層明褐色粘土層を除去して検出され、第10層褐色砂・明黄褐色砂層が構築面となっている区画施設である。南北方向の塀であり、検出された長さは約1.5mで、北側は調査区外に延びている。 塀の方向は北で約18度東へ振れる。南側はSK1828により撹乱・破壊されており、方向性等は不明である。

築地基底幅はN2ライントレンチの土層断面等から2.0m~2.2mである。全体的に削平を受けているため、



第33図 SF1816築地塀跡、SA1817·SA1818材木塀跡

築地積み土は約40cmの遺存高となっており、明褐色粘土と黒褐色粘土を厚さ3cm~8cmで互層状に版築している。東側では西側に比べ6cm~8cmと層が厚く版築の状況に相違が認められることから、補修・積み直しを行った可能性がある。築地塀跡東側を中心に多量の瓦を包含する築地塀崩壊粘土層の堆積が確認されていることから、当初は瓦葺きであったと推定される。周辺に平坦面の作り出しを目的とした第10層の整地を行ってから築地版築を行っている。

SK1828と重複し、これより古い。

SA1817材木塀跡 (第33図、図版16)

調査地北西側の第7層明褐色粘土層面で検出された区画施設である。SF1816築地塀の崩壊土である第7層明褐色粘土層を布掘り溝が掘り込む状況で検出された。南北方向の塀であり、検出された長さは約1.2mで、北側は調査区外に延びている。塀の方向については検出された長さが短く不明確であるが、北で約15度東へ振れると推定される。南側はSK1828により撹乱・破壊されている。

布掘り溝跡は上幅100cm、深さ60cmで、検出面からの深さ20cmで、幅が30cm前後と狭くなる。材について

は布掘り溝の断面観察より径20cm前後の木材と推定されるが、材の形状については不明である。材抜き取り の検出状況から、材木を密に立て並べた構造の材木列塀と考えられる。

SK1836、SK1837、SK1838と重複し、SK1836よりも新しく、SK1837、SK1838よりも古い。埋土より赤 褐色土器片・瓦片が出土している。

S A 1817出土遺物 (第61図、図版40)

布掘り溝跡埋土出土である。

瓦(1):丸瓦である。凸面に縄目叩き痕、凹面に布目圧痕が認められ、凸面は撫で調整を施している。 軟質で、にぶい橙色を呈する。

S A 1818材木塀跡 (第33図、図版16)

調査地北西側の第7層明褐色粘土層面で検出された区画施設である。SF1816築地塀の崩壊土である第7 層明褐色粘土層を、小柱穴が掘り込む状況で検出された。南北方向の塀であり、検出された長さは約1.2m で、北側は調査区外に延びている。塀の方向については検出された長さが短く不明確であるが、北で約20度 東へ振れると推定される。南側はSK1828により撹乱・破壊されている。

本来は布掘り溝を伴うと推定されるが、削平により底部の柱痕跡のみが検出されている。柱痕跡は直径25 cm~30cmの円形で、材痕跡の間隔は20cm前後と推定される。

従来の調査成果も踏まえた場合、やや間隔を空けて丸 太材を立て並べて塀を構築する柱列塀と考えられる。

SK1836、SK1838と重複し、SK1836よりも新しく、 SK1838よりも古い。

SA1819ピット群(第31図、図版14)

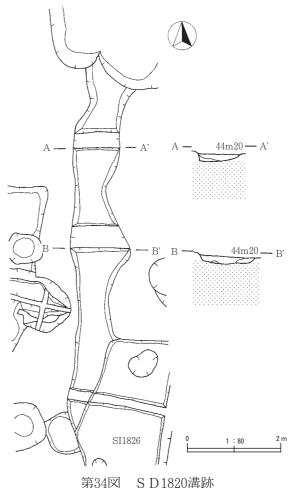
調査地中央の第6層褐色土層面で検出された。直径20 cm~30cmの小柱掘り方からなるピット群である。小規模 な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。

SI1825と重複し、これより新しい。埋土より赤褐色土 器片が出土している。

S D1820溝跡 (第34図、図版15・17)

調査地中央の第7層明褐色粘土・褐色土層面で検出さ れた。幅60cm~120cm、深さ30cm、長さ8.0m以上の浅い 南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約4度東に振れ る。

SI1824と重複し、これより古い。埋土より須恵器片・ 赤褐色土器片・瓦片が出土している。



S D1821溝跡 (第35図、図版15·17)

調査地中央東寄りの地山飛砂層面で検出された。幅80cm~120cm、深さ20cm、長さ3.0m以上の浅い東西方向の溝跡である。溝の方向は西で北に約17度振れる。埋土より赤褐色土器小型坏の底部破片が出土している。

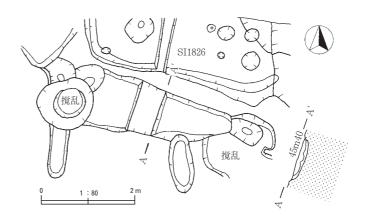
S D1822溝跡 (第36図、図版17)

調査地中央の第7層明褐色粘土・褐色土層 面で検出された。幅50cm~70cm、深さ30cm、 長さ3.9m以上の南北方向の溝跡である。溝 の方向は北で約3度西に振れる。埋土より瓦 片が多く出土している。

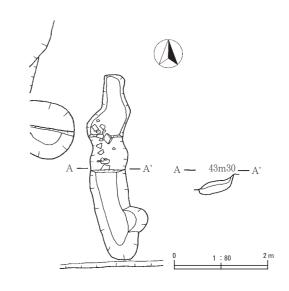
S D1823溝跡 (第44図、図版15)

調査地中央南寄りの第7層明褐色粘土・褐色土層 面で検出された。幅50cm~70cm、深さ30cm、長さ2.9 m以上の南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約 14度東に振れる。

SKI1827と重複し、これより新しい。埋土より須恵器片・赤褐色土器片・瓦片が出土している。



第35図 S D 1821溝跡



第36図 S D 1822溝跡

S I 1824竪穴住居跡 (第37図、図版15·17)

調査地中央東寄りの第7層明褐色土・褐色土層面で検出された。平面形は東西5.0m×南北2.9mの長方形を呈する。東壁は北で約12度東へ振れる。カマドは検出されない。床面四隅寄りに小柱掘り方を伴う。住居壁高は約20cmを計るが、削平により浅くなっている。

SD1820、SK1834、SK1835と重複し、これらよりも新しい。

S | 1824出土遺物 (第38図、図版35)

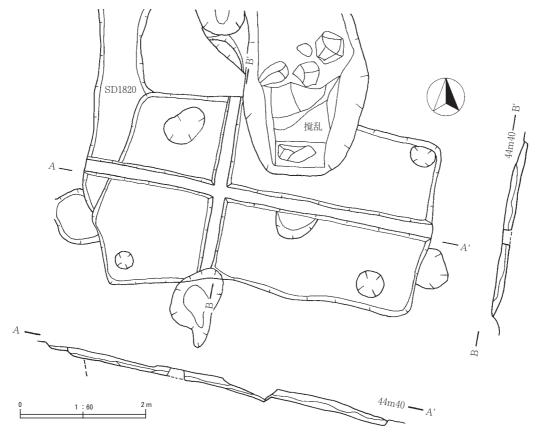
全て埋土出土である。

須恵器(1、2):1はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。2は天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す蓋である。天井部外面に「个」(「箇」の異体字)の墨書がある。

赤褐色土器(3):頸部が「く」の字状に外傾する甕の破片である。体部外面上半にロクロ利用のカキ目 調整を施す。

S I 1825竪穴住居跡 (第39·40図、図版18)

調査地中央の第7層明褐色粘土・褐色土層面で検出された。平面形は東西4.5m以上×南北4.0mの長方形を呈し、東壁は北で約14度東へ振れる。東辺中央南寄りにカマドを伴う。床面四隅寄りに小柱掘り方を伴う。

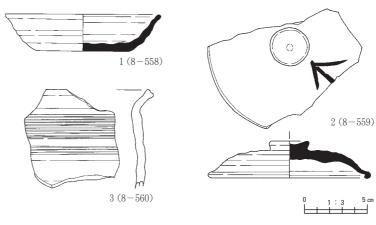


第37図 S I 1824竪穴住居跡

住居壁高は約40cmを計るが、削平により 浅くなっている。西辺はSK1828により 破壊され、不明である。

SA1819、SK1828、SK1831と重複し、 これらよりも古い。

S I 1825出土遺物 (第41図、図版35・36) 1 は埋土、2 はカマド袖部、3 はカマ ド覆土、4 はカマド底面、5 は床面出土 である。

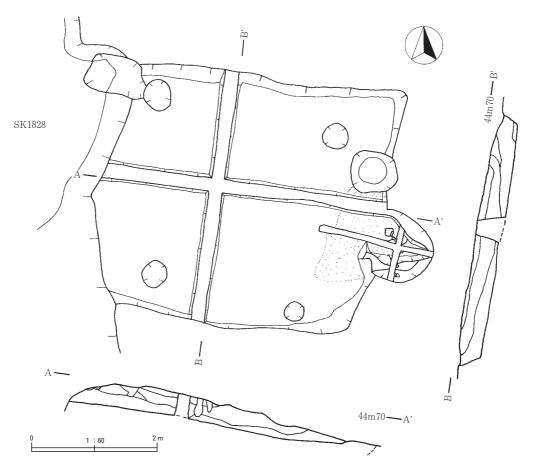


第38図 S I 1824竪穴住居跡出土遺物

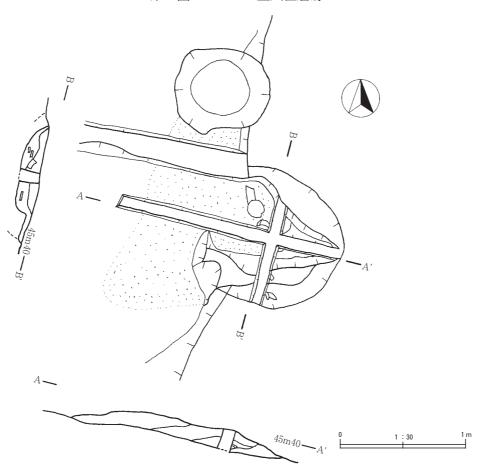
須恵器(1): 天井部へラ切り後、撫 で調整を施す蓋である。天井部内面を硯に転用している。

土師器(2):頸部が「く」の字状に外傾する甕で、体部下半を欠く。口縁部内外面にナデ調整を施し、 体部外面に縦方向、体部内面に横方向の刷毛目調整を施す。体部内外面に煤状炭化物が付着している。

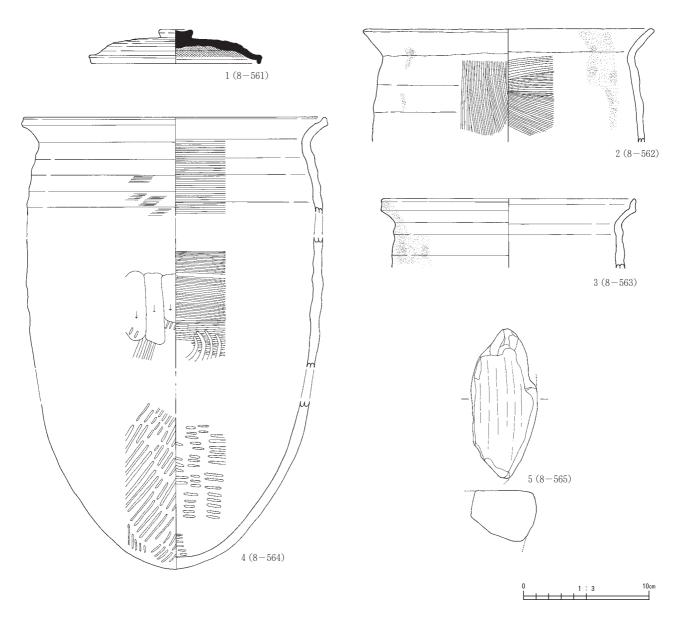
赤褐色土器(3、4):3は頸部が「く」の字状に外傾して口縁部が立ち上がる長胴甕である。体部外面 上半に煤状炭化物が付着している。4は頸部が「く」の字状に外傾して口縁部が立ち上がる砲弾型の長胴甕 である。口縁部内外面にナデ調整を施し、外面は体部上半に横位のカキ目、中程にケズリ調整を施し、下半 に平行タタキ痕が認められる。内面は体部上半から中程にかけて横位のカキ目、中程から下半にかけて同心 円状や平行のアテ具痕が認められる。



第39図 S I 1825竪穴住居跡



第40図 S I 1825竪穴住居跡カマド



第41図 S I 1825竪穴住居跡出土遺物

石製品(5):砥石の一部である。磨面が若干くぼんでおり、石質は凝灰岩である。

S I 1826竪穴住居跡 (第42図、図版18)

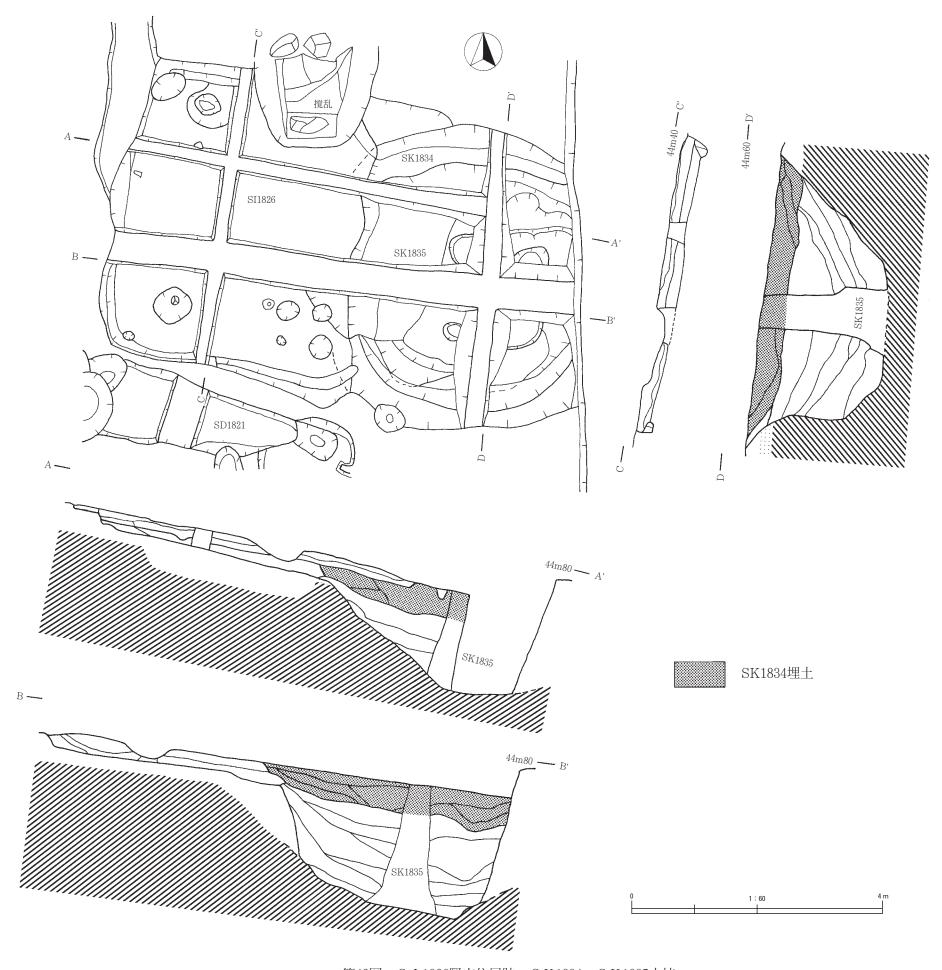
調査地中央東寄りの第7層明褐色粘土・褐色土層面で検出された。平面形は東西4.0m以上×南北4.7mの長方形を呈する。西壁は北で約12度東へ振れる。カマドは検出されない。壁際に周溝を伴い、床面隅寄りに小柱掘り方を伴う。住居壁高は約30cmを計るが、削平により浅くなっている。

SK1832、SK1834、SK1835と重複し、SK1835よりも新しく、SK1832、SK1834よりも古い。

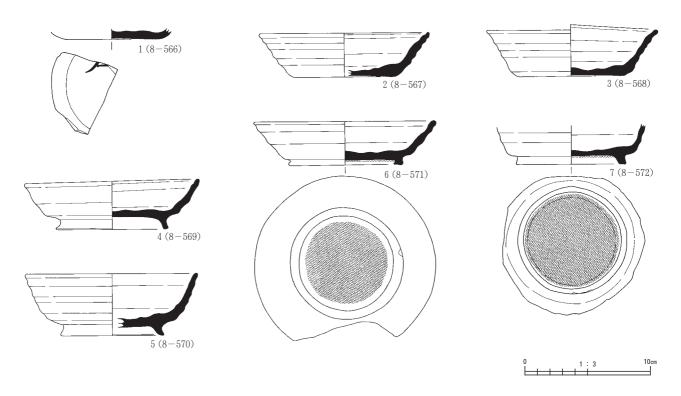
S I 1826出土遺物 (第43図、図版36)

1、2は埋土、3、4は床面ピット、5、6は床面、7は埋土出土である。

須恵器 $(1 \sim 7)$: 1 はヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す坏である。底部外面に判読不能の墨書がある。 2 はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。 3 は糸切り無調整の坏である。 4 は糸切りで、台周縁に撫



第42図 S I 1826竪穴住居跡、S K 1834 · S K 1835土坑



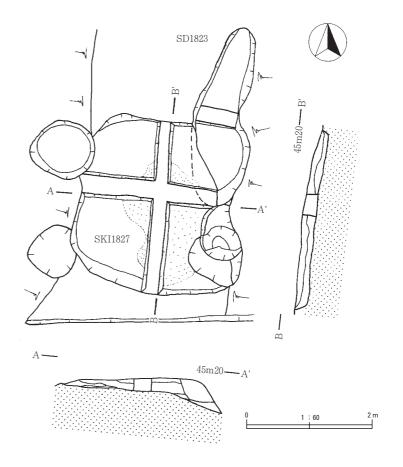
第43図 S I 1826竪穴住居跡出土遺物

で調整を施す台付坏である。5はヘラ切り後に撫で調整を、台周縁にも撫で調整を施す台付坏である。6はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部外面を硯に転用している。7はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部外面を硯に転用している。

SKI1827竪穴状遺構(第44図、図版18)

調査地中央南寄りの第7層明褐色粘土・ 褐色土層面で検出された。平面形は東西 2.7m以上×南北2.7mの隅丸方形を呈す る。西壁は北で約15度東へ振れる。カマ ドは検出されない。住居壁高は約20cmを 計るが、削平により浅くなっている。

SD1823と重複し、これより古い。埋土より須恵器片・赤褐色土器片・瓦片が出土している。



第44図 SKI1827竪穴状遺構·SD1823溝跡

S K1828土取り穴(第31・45・46図、図版 2・ 3・19・23)

調査地西側の第6層褐色土層面から地山飛砂層面、さらに調査地西側第1トレンチの第11層明褐色砂層面から地山飛砂層面で検出された大規模な土取り穴である。東西38.0m以上、南北18.0m以上、深さ2.5mの不整形を呈する。調査地西側に張り出す尾根を分断するように大きく土取りを行っている。本来現宅地を挟み尾根のやや小高い部分に東側から西側に連続していたと考えられる古代の遺構存在面が、土取りにより完全に失われている。明褐色地山粘土を掘り込んで土取りしており、底部には幅1m前後の溝が弧を描くように連続して同心円状に掘り込んだ痕跡が認められる。土取り後は浅黄色砂を主体とする埋土で、平坦に埋め戻されている。

SF1816、SA1817、SA1818、SI1825と重複し、これより新しい。底部付近埋土より近世・近代の磁器片が出土した他に、埋土上層からは赤褐色土器片・瓦片が出土している。

SK1828出土遺物 (第47図、図版36)

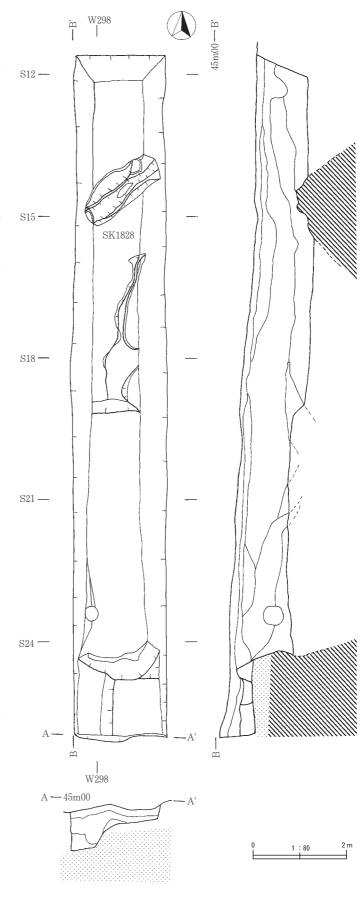
全て埋土出土であるが、1、2は底部付近の埋土最下層、3は埋土上層出土である。

磁器(1、2):1は皿の底部と考えられ、 金彩色の色絵染付である。2は蓋の一部であ る。銅板転写のコバルト染付である。

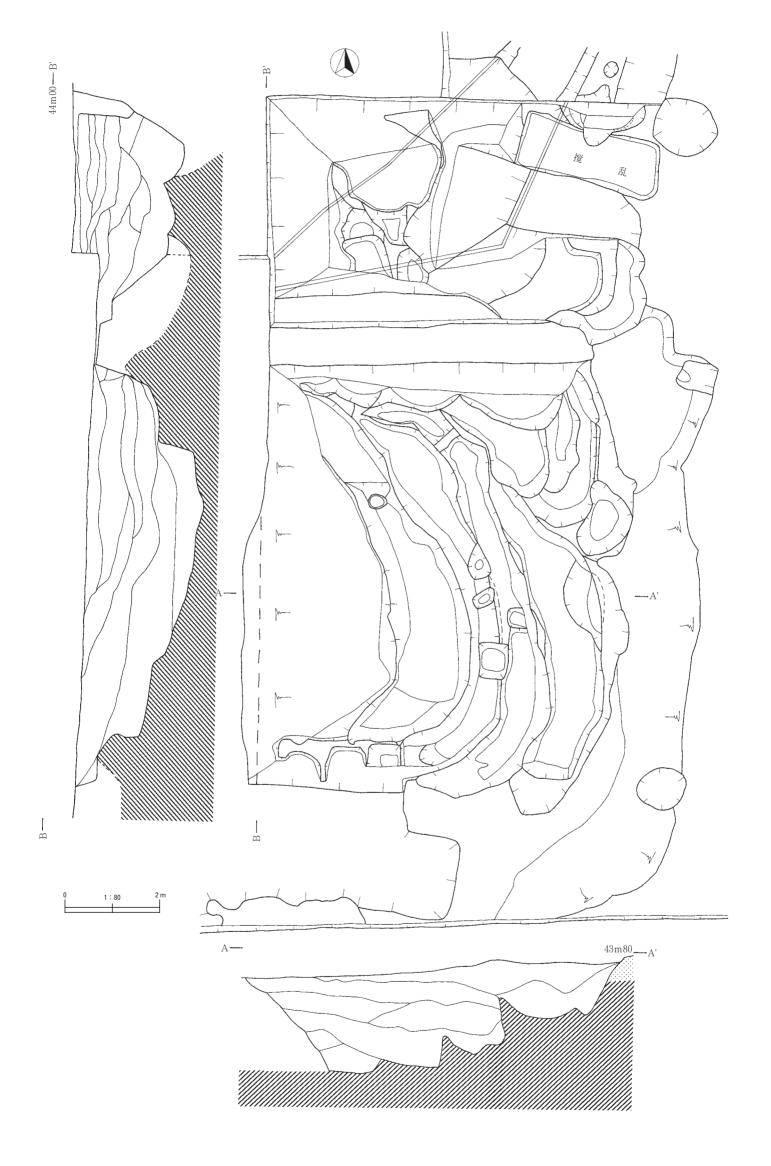
縄文土器(3):深鉢形土器の口縁部で、 地文のみのものである。口縁部にはRL原体 による羽状縄文を施している。体部の地文は RL単節斜縄文(縦位回転)で、縄文原体の 開端部の結び目縄文が認められる。

SK1829土取り穴(第48図、図版3・20)

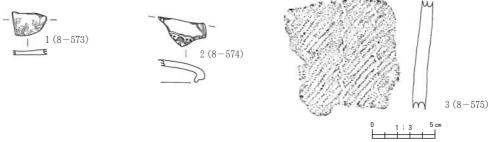
調査地北東側の地山粘土層及び飛砂層面で 検出された大規模な土取り穴である。東西 14.5m以上、南北15.0m以上、深さ2.8mの不



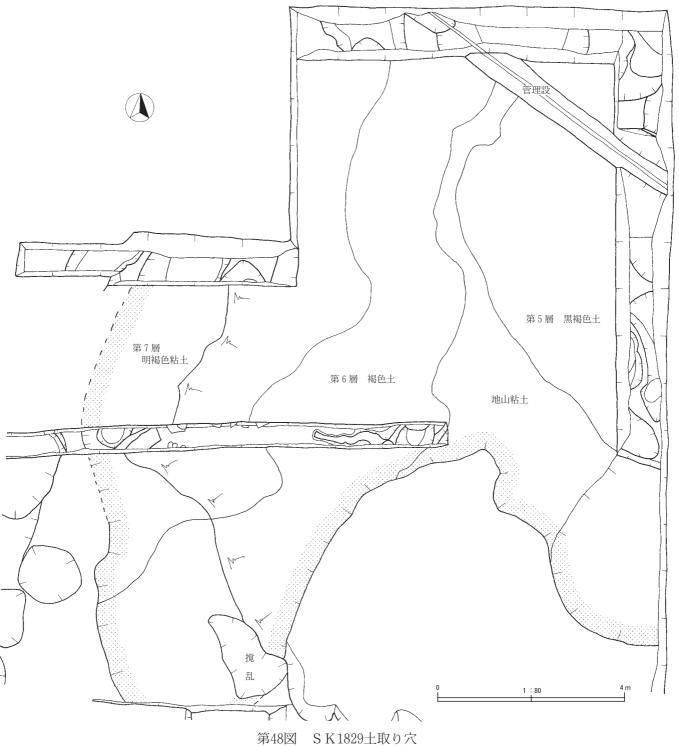
第45図 調査地西側第1トレンチ平面図・土層断面図



第46図 SK1828土取り穴



第47図 SK1828土取り穴出土遺物



整形を呈する。土取り穴の範囲はさらに北側と東側の調査区外へ広がる。明褐色地山粘土を掘り込んで土取りしており、底部には小さい土取り穴が重複する形で掘り込まれた痕跡が認められ、それらがさらにいくつかの大きなまとまりになる状況も認められる。埋土には西側からの築地塀崩壊土をはじめとする時期の異なる古代の遺物包含層の堆積が認められ、土取り後に段階的に埋まり、窪地状の地形となっていたものと考えられる。

埋土より須恵器片・赤褐色土器片・瓦片が出土している。

SK1830土取り穴(第31図、図版3・21)

調査地南側の地山飛砂層面で検出された大規模な土取り穴である。第14次調査検出土取り穴の再検出部分を含む。東西15.0m以上、南北2.5m以上、深さ2.1mの不整形を呈する。北端部のみの部分的な検出であり、土取り穴の範囲はさらに南側の調査区外へ広がる。明褐色地山粘土を掘り込んで土取りしており、底部には小さい土取り穴が重複する形で掘り込まれた痕跡が認められ、それらがさらにいくつかの大きなまとまりになる状況も認められる。北側の埋土は褐色土を主体とする古代の遺物包含層である。埋土より須恵器片・赤褐色土器片・瓦片が出土している。

S K 1831土坑 (第49図、図版21)

調査地中央の SI1825埋土上面で検出された。長径120 cm×短径95cm、深さ28cmのゆがんだ楕円形を呈する小土 坑である。

SA1819、SI1825と重複し、SI1825より新しく、SA18 19より古い。

SK1832土坑 (第50図、図版21)

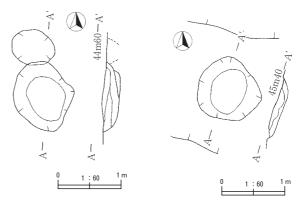
調査地中央東寄りの SI1826埋土上面で検出された。 直径 1 m、深さ15cmのややゆがんだ円形の小土坑である。 第49図 S K 1831土坑埋土より赤褐色土器片・瓦片が出土している。

S K 1833土坑 (第51図)

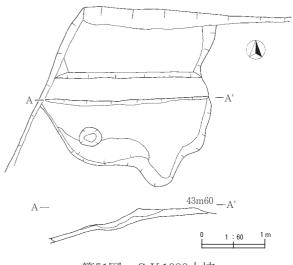
調査地北西側の第6層褐色土層面で検出された。東西 2.6m以上×南北2.8m以上、深さ15cmの不整形を呈する。 埋土より須恵器片・瓦片が出土している。

S K 1834土坑 (第42図、図版21)

調査地中央東寄りの第7層明褐色粘土・褐色土層面で 検出された。東西4.0m以上×南北4.5mの円形を呈する。 深さ50cmで、底部は平坦で緩やかに立ち上がる形状であ る。



第49図 S K 1831土坑 第50図 S K 1832土坑



第51図 S K 1833土坑

SI1824、SI1826、SK1835、SX1841と重複し、SI1826、SK 1835より新しく、SI1824、SX1841より古い。埋土より須恵器の他に赤褐色土器片が出土している。

S K 1834出土遺物 (第52図、図版37)

全て埋土出土である。

須恵器 $(1 \sim 3)$: 1 、 2 はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。 3 は天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す蓋である。天井部内面を硯に転用している。

S K 1835土坑 (第42図、図版21)

調査地中央東寄りのSK1834下層で検出された。東西3.6m以上×南北3.9mの円形を呈する。深さ1.5m以上で、擂り鉢状に深く地山明褐色地山粘土を掘り込んでいる。土取り穴となる可能性がある。

SI1824、SI1826、SK1834と重複し、それらより古い。

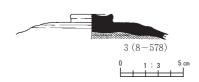
S K 1835出土遺物 (第53図、図版37)

いずれも埋土出土である。

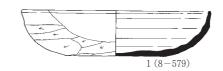
須恵器(1、2):1は底部から体部上半にかけて手持ちケズリ調整を施す坏で、底部切り離しは不明である。全体的に丸底風をなす。2は天井部へラ切り後、丁寧な撫で調整を施す蓋である。天井部内面を硯に転用している。

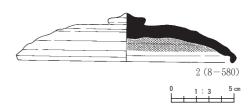






第52図 SK1834土坑出土遺物





第53図 S K 1835土坑出土遺物

SK1836土坑 (第54図、図版22)

調査地北西側の SA1817・SA1818・SK1838の下層、N 2 ライントレンチ及びN 6 ライントレンチ内の第 11層明黄褐色砂層面で検出された。東西 $1.3m\sim1.8m\times$ 南北7.8m以上の細長い溝状を呈する。深さは検出面から1.0m以上で、U字状に地山明褐色粘土層を掘り込んでいる。土取り穴となる可能性がある。

SA1817、SA1818、SK1833、SK1838と重複し、それらより古い。

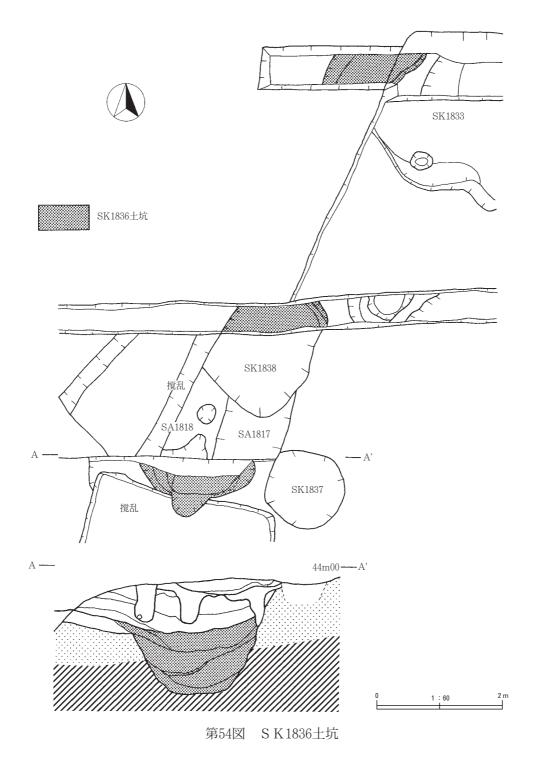
S K 1837土坑 (第55図、図版22)

調査地北西側の第7層明褐色粘土・褐色土層面で検出された。直径1.3m、深さ45cmの円形を呈する。 SA1817と重複し、これより新しい。

S K 1838土坑 (第56図、図版16)

調査地北西側の第7層明褐色粘土・褐色土層面で検出された。東西2.7m以上×南北3.6m以上、深さ60cmの不整形を呈する。

SA1817、SA1818、SK1836と重複し、これらより新しい。



S X 1839焼土遺構 (第57図、図版22)

調査地中央東寄りの第6層褐色土層面で検出された。長径115cm×短径80cmの中央がややくびれた楕円形を呈する範囲に炭化物面が検出され、さらにその北寄りに赤褐色の焼土面が検出された。削平等によりほぼ平坦な状況で検出された。覆土より須恵器片・赤褐色土器片が出土している。

S X 1840焼土遺構 (第57図、図版22)

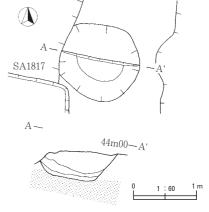
調査地中央東寄りの第6層褐色土層面で検出された。東西60cm以上×南北90cmの楕円形を呈する範囲に炭化物面が検出され、さらにその中央に赤褐色の焼土面が検出された。東側の調査区外にプランは広がる。削

平等によりほぼ平坦な状況で検出された。覆土より須恵器片・赤褐色土 器片が出土している。

S X 1841 焼土遺構 (第58 図、図版22)

調査地中央東寄りの第6層褐色土層面から検出された。長径100cm× 短径80cmの中央がややゆがんだ楕円形を呈する範囲に赤褐色の焼土面が 検出された。削平等によりほぼ平坦な状況で検出された。

SK1834と重複し、これより新しい。



第55図 S K 1837土坑

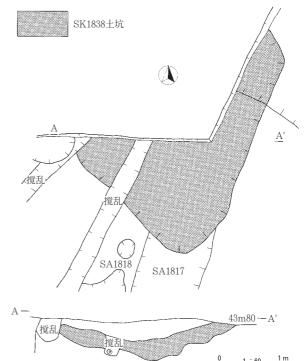
3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序 (第32図、図版19・20・23)

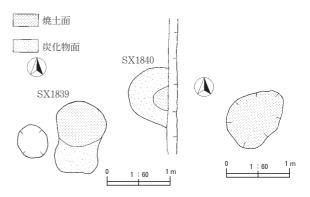
第86次調査地内には大規模な土取り穴が西側、北東側、南側に存在しており、調査地周辺における整地事業等が土取り穴内にも堆積し、土取り穴埋土ともなっている。土取り穴内と外では土層の色調等にいくらかの違いが認められるが、一連の堆積として調査地の基本層序をまとめると以下のようになる。

第1層 表土:宅地及び旧宅地であった場所の現表土。

- 第2層 造成土:旧宅地造成時の造成土。調査地東側では暗褐色土を主体とし、調査地西側では近代以降のSK1828土取り穴の埋土であり、浅黄色砂を主体としている。
- 第3層 旧耕作土:宅地造成以前、近代から昭和30年代 A にかけての旧畑地の耕作土。調査地西側や南側で畑耕作時の畝跡が検出されている。
- 第4層 旧耕作土:宅地造成以前、近代から近世に遡る 旧畑地の耕作土。調査地北東側で堆積が認められる。畑耕作時の畝跡にも2方向以上の違いと 重複が認められることから、長期にわたって畑 地として利用されていたと考えられる。
- 第5層 黒褐色土・暗褐色土層:最上層の古代の遺物包 含層。調査地北東側、SK1829土取り穴周辺に 堆積する。
- 第6層 褐色土層:調査地北東側から中央にかけて堆積 する。北東側のSK1829土取り穴内に厚く堆積 する。段階的に整地された整地層と考えられ、



第56図 S K 1838土坑



第57図 S X 1839 · S X 1840焼土遺構 第58図 S X 1841焼土遺構

細分される可能性が高い。SA1819、SK1833、SX1839~SX1841の検出面。

第7層 明褐色粘土・褐色土層:調査地北西側から北東側や中央にかけて堆積する。築地塀崩壊後の整地層。 調査地北西側の SF1816築地塀付近では築地塀崩壊土の明褐色粘土を主体とし、特に厚く堆積する。 北東側の SK1829土取り穴内や、中央付近では褐色土を主体とし、明褐色粘土や明褐色土が混入する。

SF1816付近では数層の堆積に細分されるが、外郭 I 期築地塀と II 期築地塀の崩壊の時期差を反映するものかは明確でない。SA1817、SA1818、SD1820、SD1822、SD1823、SI1824~SI1826、SKI 1827、SK1834、SK1837、SK1838の検出面。

- 第8層 灰黄褐色土層:調査地北西側から北東側のSK1829にかけて堆積する。土取り穴掘り込み及び築地 塀構築後に大きな時間差を空けずに堆積した自然堆積層。西寄りでは多量の焼土・炭化物が混入し、 一部にグライ化が認められる。
- 第9層 暗褐色土層:調査地北西側の SK1836内、北東側の SK1829土取り穴内に堆積する。明黄褐色砂や 浅黄色砂が混入する。早い段階に堆積した土取り穴埋土最下層。
- 第10層 褐色砂・明黄褐色砂層:調査地北西側の SF1816周辺のみに認められる。SF1816築地塀構築時の基 底部及び周辺への整地層と考えられる。
- 第11層 明黄褐色砂層:調査地北西側に部分的に堆積する。秋田「出羽柵」創建期以前の自然堆積層。西側 第1トレンチ南側の褐色砂層も同一層となる可能性がある。SK1836の検出面。
- 地山飛砂層 浅黄色砂の地山飛砂層:調査地全域で地山となっている。SD1821、SK1829、SK1830の検出 面。飛砂層下には黒褐色粘土の地山腐植土層。さらにその下層は明褐色粘土の地山粘土層となって いる。

各層出土遺物

第1層 表土出土遺物 (第59図、図版37)

須恵器(1): ヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付坏である。口縁部と底部の内面に自然釉が掛かっている。

第2層 造成土出土遺物(第59図、図版37·38)

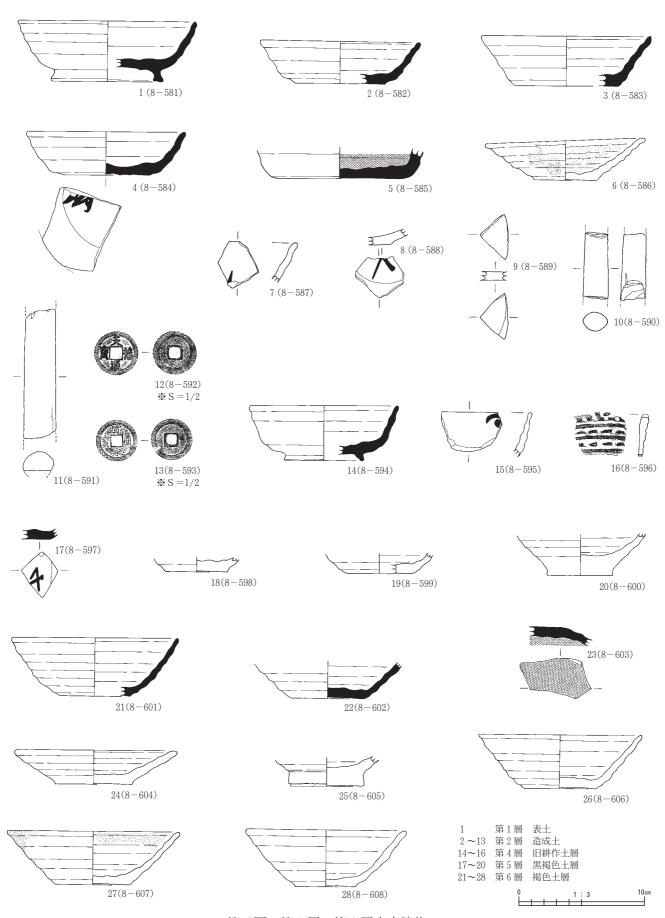
須恵器($2\sim5$):2、3 はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。4 はヘラ切り後に軽い撫で調整を施す坏で、底部外面に「厨」の墨書がある。5 はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。底部内面を硯に転用してる。

赤褐色土器($6\sim8$):6 は糸切り無調整の皿である。体部内外面に煤状炭化物が付着している。7 は坏の口縁部から体部上半で、体部外面に判読不能の墨書がある。8 は糸切り無調整の坏で、底部外面に判読不能の墨書がある。

陶器(9):緑釉の破片で、皿または埦の底部と考えられる。刷毛塗りで施釉している。

石製品(10、11):いずれも石棒の一部で、石質は粘板岩である。

銭貨(12、13):12は銅銭の天禧通宝(北宋、初鋳1017年)と考えられる。13は銅銭の寛永通宝である。



第59図 第1層~第6層出土遺物

第4層 旧耕作土出土遺物 (第59図、図版38)

須恵器(14):ヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付坏である。

赤褐色土器(15):坏の口縁部で、内面に判読不能の墨書がある。

縄文土器(16):鉢形土器の口縁部である。口唇部に2個1対の小突起を有し、口縁部に爪形状の連続刻目文が数段施される。

第5層 黒褐色土層出土遺物 (第59図、図版38)

須恵器(17):ヘラ切り撫で調整の坏である。底部外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器(18~20):全て糸切り無調整の坏で、18は小型坏である。20は底部が厚く作られており、柱 状高台となっている。

第6層 褐色土層出土遺物(第59·60図、図版38·39)

須恵器(21~23): 21、22は糸切り無調整の坏である。23は蓋であるが、天井部ケズリ調整によって切り離しは不明である。天井部内面を硯に転用している。

赤褐色土器(24~32): 24、25は糸切り無調整の皿である。25は底部が厚く作られており、柱状高台となっている。26~30は糸切り無調整の坏である。27の口縁部内外面に煤状炭化物が付着しており、灯明皿として使用された可能性がある。29は体部内面に煤状炭化物が付着しており、二次加熱の痕跡がある。31、32は糸切り無調整の甕で、いずれも頸部が「く」の字状に外傾して口縁部が立ち上がる器形である。31は平底小型甕で、体部内外面に煤状炭化物が付着している。32は平底中型甕で、体部下半に手持ちケズリ調整を施し、体部内外面に煤状炭化物が付着している。

鉄製品(33):刀子の柄から刀身部にかけてで、錆化が進んでいる。

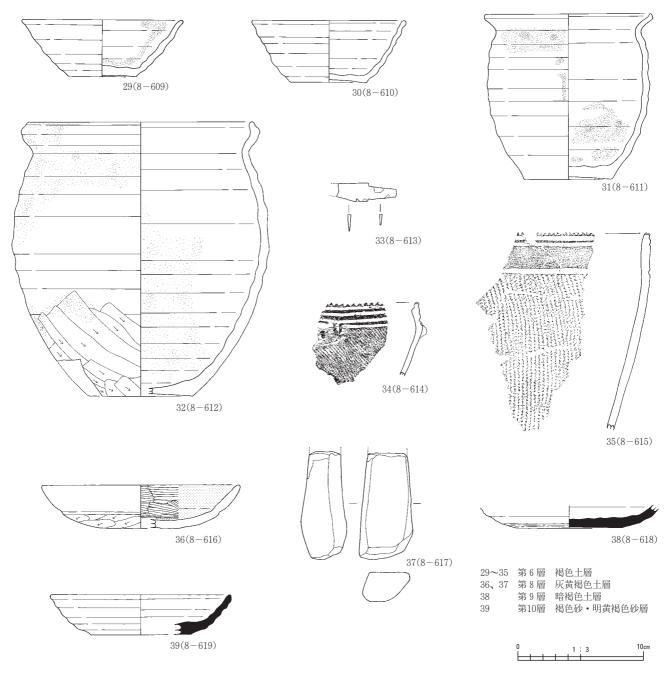
縄文土器(34、35):34は鉢形土器の口縁部である。口唇部に刻目文が施され、内側に沈線が1条巡る。口縁部に4条の平行沈線が巡り、頸部に2個1対の粘土粒が貼付されている。地文はRL単節斜縄文(横位回転)である。35は鉢形土器である。口唇部に刻目文が施され、口縁部に平行沈線と磨消帯が巡る。地文はRL単節斜縄文(横位回転)である。

第7層 明褐色土·褐色土層出土遺物 (第61~64図、図版41·42)

瓦(2~10):2~6 は平瓦で、1 枚作りである。全て凹面に糸切り痕と布目圧痕、凸面に縄目叩き痕が認められる。2~4 は軟質で灰白色、5 は硬質で灰青色、6 は硬質で暗灰色を呈する。7~9 は丸瓦である。凸面に縄目叩き痕、凹面に布目圧痕が認められ、凸面は撫で調整を施している。全て軟質で、7 は灰白色、8 は黒色、9 は暗灰青色を呈する。10は軒丸瓦の一部である。瓦当部から15葉細弁蓮華文軒丸瓦と考えられる。凸面の瓦当部周縁には縄目叩き痕が明瞭に認められる。硬質で、暗灰色を呈する。

第8層 灰黄褐色土層出土遺物 (第60図、図版39)

土師器(36): 非ロクロ成形で、内面黒色処理を施す丸底坏である。体部外面中央のやや下方に段をもち、体部下半から底部にかけて手持ちケズリ調整、体部上半から口縁部にかけてナデ調整を施す。体部内面は横方向に底部は不定方向にミガキを施している。底部外面中央部が若干くぼんでいる。



第60図 第6層~第10層出土遺物

石製品(37):砥石で、2面を使用している。石質は凝灰岩である。

第9層 暗褐色土層出土遺物 (第60図、図版39)

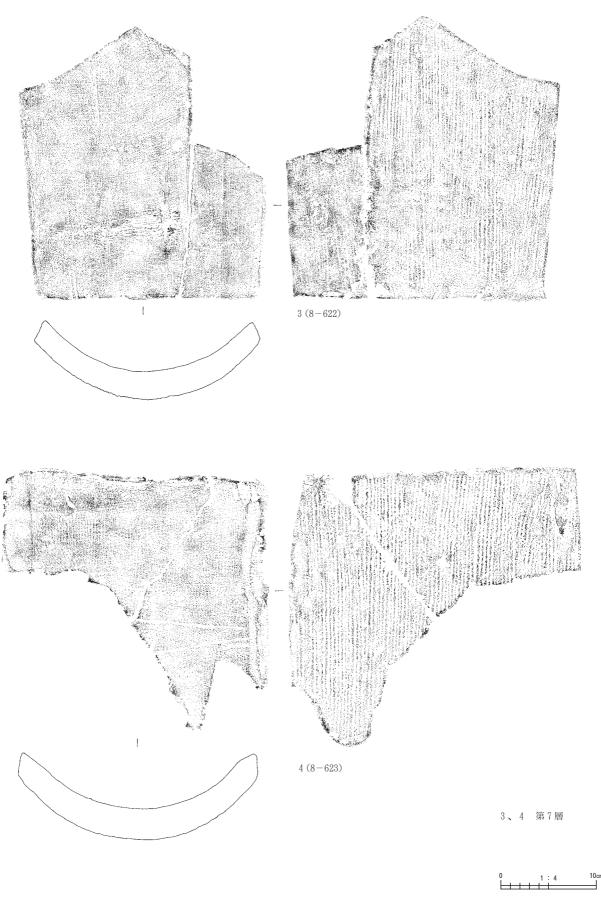
須恵器(38):底部全面から体部下端にかけてケズリ調整を施す坏で、切り離しは不明である。

第10層 褐色砂·明黄色褐色砂層出土遺物 (第60図、図版39)

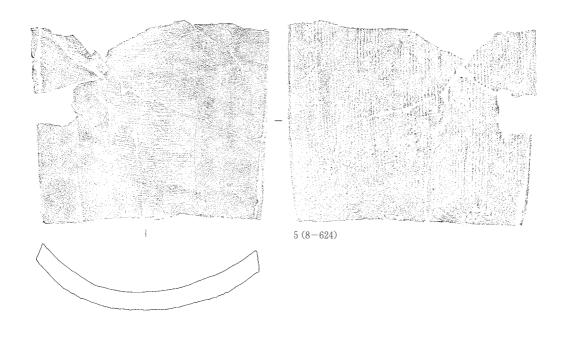
須恵器(39):ヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す丸底風の坏である。

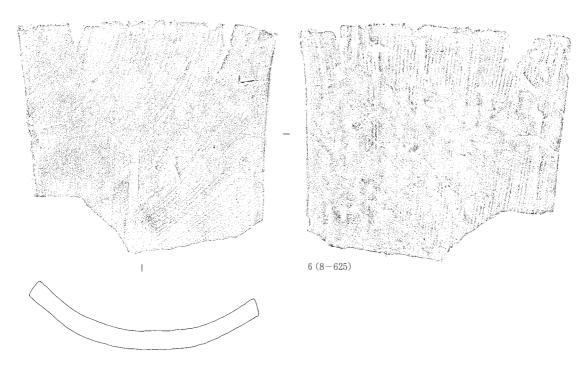


第61図 SA1817材木塀跡、第7層出土瓦



第62図 第7層出土瓦

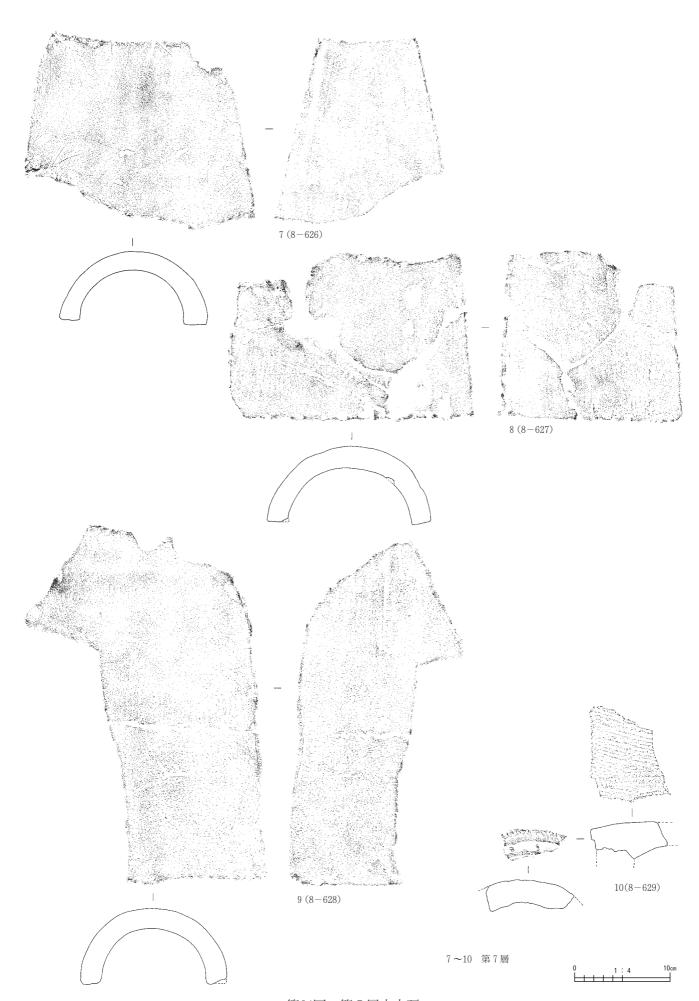




5、6 第7層



第63図 第7層出土瓦



第64図 第7層出土瓦

第87次調査報告 ΙV

1)調査経過とその後の措置

第87次調査は、秋田城跡の城内東側大畑地区北部を対象に、平成17年7月11日から8月2日まで実施した。 調査面積は432㎡である。

調査は、宗教法人秋田県護国神社が、神社所有地である参道南側旧高清水中学校跡地の運動広場に参拝者 用駐車場を造成する事業計画があることに伴い、現状変更許可申請への対応として事前の遺構確認調査を行っ たものである。

調査地は旧高清水中学校建設時に造成されて平坦地となっており、それ以前は畑地として利用されていた。 学校移転に伴い建物等は撤去され、運動広場として利用されていた場所である。城内東側、政庁と外郭東門 に至る城内東西道路(東大路)の北側にあたり、今次調査地南東側の第64次調査では竪穴住居跡や焼土遺構 群が検出され、居住域や生産施設としての利用が確認されている。

調査は遺構及び遺物包含層の遺存状況や、周辺利用状況を把握することを目的として実施した。

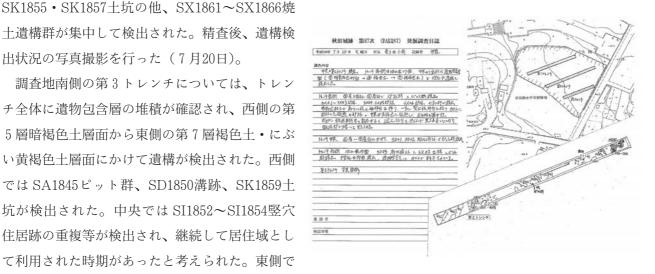
調査は調査対象地(事業予定地)に幅3mの東西方向トレンチを旧地形に対応する形で併行に3箇所設定 する方法で行った。北側に長さ54m の第1トレンチ、中央に長さ54.5m の第2トレンチ、南側に長さ35.5m の第3トレンチを設定して実施した。また、遺構保存の観点から上層の平安時代の遺物包含層と遺構存在面 までを主たる対象とし、検出遺構については検出状況の記録化にとどめた。最下層に認められた奈良時代の 遺物包含層については、部分的なサブトレンチ掘り下げによる確認を行った。

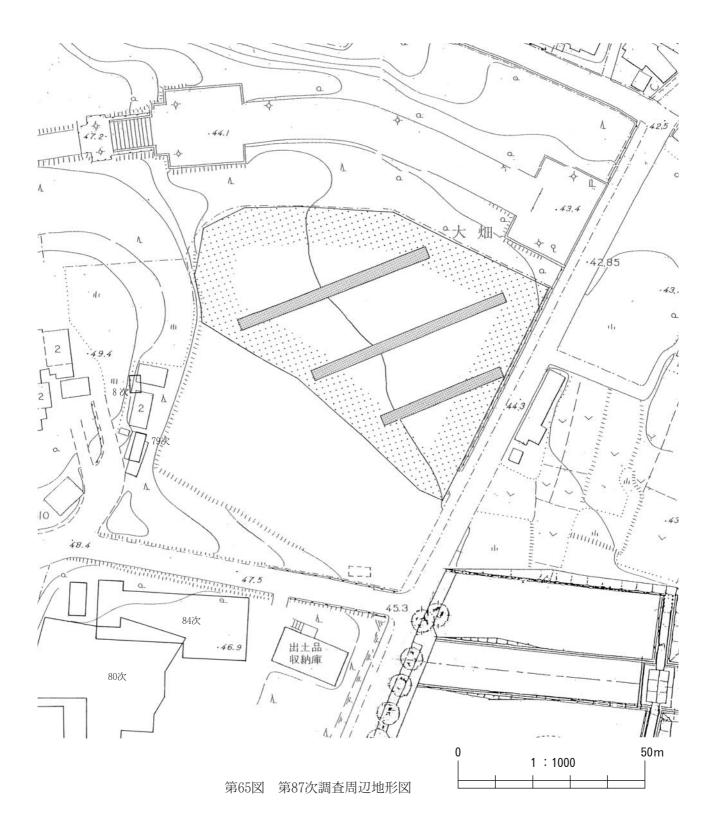
調査はまず基準杭測量及びトレンチの設定を行い、設定後重機による表土除去作業を行った(7月11日~ 7月14日)。次に表土及び旧耕作土を除去し、各トレンチの断面を精査して基本層序を確認すると共に(7 月15日~7月19日)、各トレンチの平面において、学校造成及び建築による削平及び撹乱状況、遺物包含層 の堆積状況、遺構の有無等について精査を進めていった。

調査地中央の第2トレンチについては、西側が大きく削平や撹乱を受けており、造成土下が地山飛砂層面 となっていた。第9層明黄褐色砂層面でSA1844ピット群、SD1848溝跡、SK1856土坑等の遺構が検出され た。中央から東側にかけて遺物包含層の堆積が確認され、第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面から第8層に ぶい黄褐色土層面にかけて遺構が検出された。中央ではSD1846・SD1847溝跡、東側ではSA1843ピット群、

十遺構群が集中して検出された。精査後、遺構検 出状況の写真撮影を行った(7月20日)。

調査地南側の第3トレンチについては、トレン チ全体に遺物包含層の堆積が確認され、西側の第 5 層暗褐色土層面から東側の第7層褐色土・にぶ い黄褐色土層面にかけて遺構が検出された。西側 ではSA1845ピット群、SD1850溝跡、SK1859土 坑が検出された。中央では SI1852~SI1854竪穴 住居跡の重複等が検出され、継続して居住域とし て利用された時期があったと考えられた。東側で





はSX1867~SX1869焼土遺構群が検出され、第2トレンチ東側の焼土遺構群の存在と合わせて、調査地東側が9世紀代に火を使用する何らかの加工作業を行う生産施設の区域として利用された状況が把握された。 遺構検出状況の写真撮影を行うと共に、西側に2箇所、東側に1箇所サブトレンチを設定し、下層の奈良時 代遺物包含層の地山飛砂層面までの堆積状況を確認したが、遺物の出土は少なく利用度は高くないと考えられた(7月21日~7月22日)。

調査地北側の第1トレンチについては、全体に大きく削平と撹乱を受けていた。特に西側から中央西寄り

にかけては造成土直下が地山飛砂層面になっており、撹乱が多く検出された。中央東寄りから東側にかけて 遺物包含層が確認されたが、それを大きく掘り込む撹乱も検出された。中央付近で撹乱にまぎれるように第 8層にぶい黄褐色土層面から第9層明黄褐色砂層面にかけて、SA1842ピット群やSD1851溝跡・SK1860土 坑等の遺構が検出された。精査後、遺構検出状況の写真撮影を行った(7月25日)。

各トレンチ精査の結果、調査地の旧地形は西側から東側への傾斜面であり、校地造成に伴い調査地西側に切り土造成、東側に盛り土造成が行われたことから、西側に遺構や遺物包含層は検出されず、東側で平安時代を中心とする遺構及び遺物包含層が検出されたと判断した。東側の遺構検出面は現地表面から1m以上と深く、最も浅い中央西寄りでも40cm以上で確認される状況であった。

各トレンチの遺構精査終了後、調査地の全景写真撮影を行った(7月26日)。その後各トレンチの平面実 測、土層断面実測を行った(7月28日~8月1日)。記録化終了後、人手による遺構等の埋め戻し作業を行 い、機材を撤収し、作業員による現場作業を終了した(8月2日)。重機による埋め戻し作業を行い、調査 を終了した(8月4日)。

調査終了後、平成17年8月11日付で文化庁へ発掘調査終了報告を行った。調査の結果、調査地(事業予定地)東半部で遺構及び遺物包含層が確認されたものの、現地表面から40cm~100cm以上の深さがあること、その下層は地山飛砂層であり脆弱地盤ではないこと、駐車場造成事業は現地表に5cm~10cmの砕石敷きを行う内容であり、確認された遺構及び遺物包含層は現状変更による影響は受けず保護されることを報告した。発掘調査報告の後、秋田県護国神社より平成17年10月7日付で現状変更許可申請書が提出され、平成17年11月18日付け17委庁財第4の1147号により許可を受けた。その後、駐車場造成事業が実施され、平成17年12月20日付けで終了報告書が提出された。

2) 検出遺構と出土遺物

S A 1842ピット群 (第66図、図版25)

第1トレンチ中央の第8層にぶい黄褐色土層面で検出された。直径30cm~50cmの小柱掘り方からなるピット群である。小規模な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。

SA1843ピット群(第66・68図、図版26)

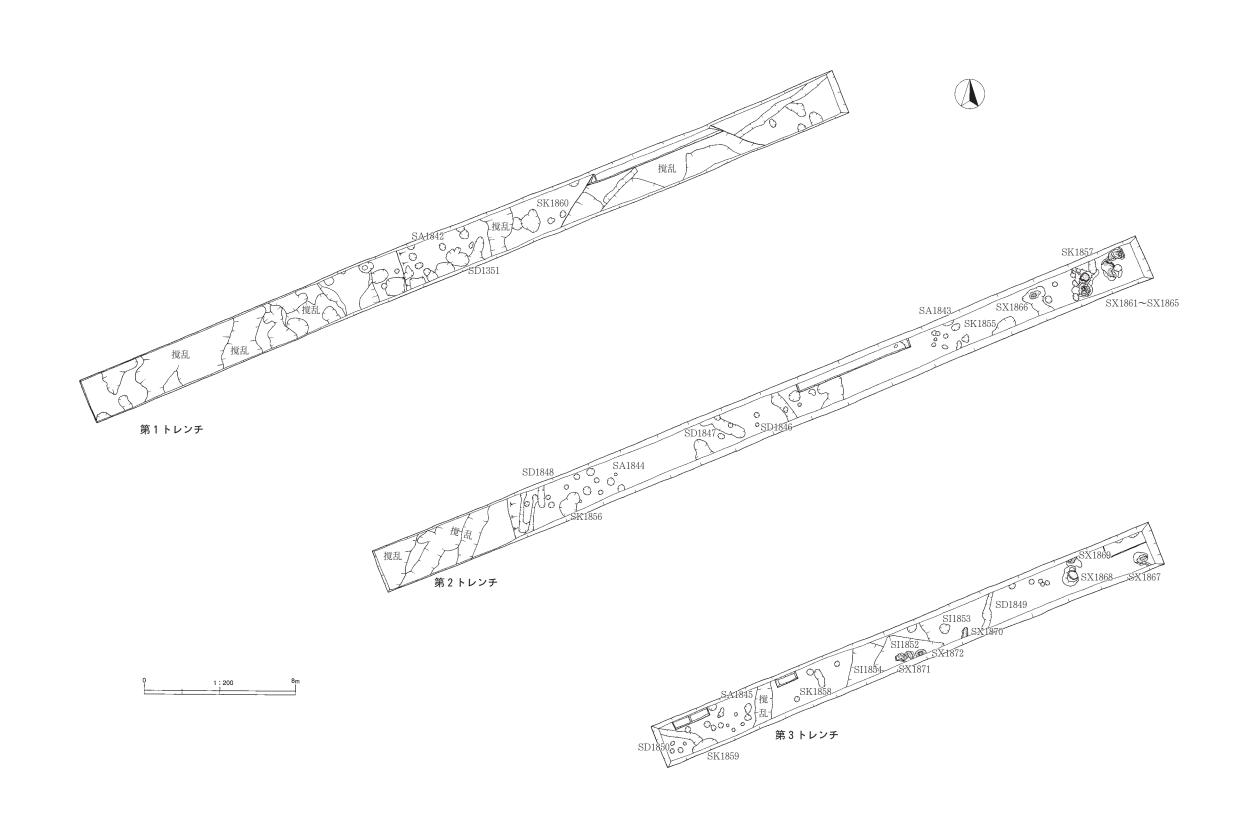
第2トレンチ東側の第5層暗褐色土層面で検出された。直径25cm~50cmの小柱掘り方からなるピット群である。小規模な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。

S A 1844ピット群(第66・69図、図版26・28)

第2トレンチ西側の第9層明黄褐色砂層面で検出された。直径20cm~55cmの小柱掘り方からなるピット群である。小規模な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。

S A 1845ピット群 (第66・70図、図版27・28)

第3トレンチ西側の第5層暗褐色土層面で検出された。直径20cm~50cmの小柱掘り方からなるピット群である。小規模な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。



第66図 第87次調査検出遺構図

第1トレンチ土層断面図 第2トレンチ土層断面図 第87次調査地基本層序 ① 表土:明黄褐色粘土・暗灰黄褐色砂層 ②-1 造成土:褐色土・暗褐色土層 ②-2 造成土:暗褐色土・黒褐色土層 第3トレンチ土層断面図

第67図 第87次調査地土層断面図

S D1846溝跡(第66・71図、図版26・28)

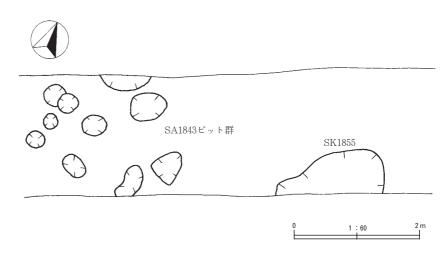
第2トレンチ中央の第8層に ぶい黄褐色土層面で検出された。 幅50cm~75cm、長さ2.0m以上 の北西から南東方向の溝跡であ る。溝の方向は西で約52度北に 振れる。

S D1847溝跡(第66・71図、図版26・28)

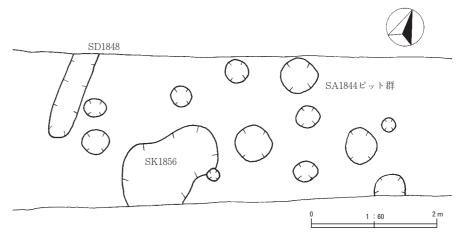
第2トレンチ中央の第8層に ぶい黄褐色土層面で検出された。 幅75cm、長さ2.7m以上の東 西方向の溝跡で、溝の方向は西 で約25度北に振れる。

S D1848溝跡(第66・69図、図版26・28)

第2トレンチ西側の第9層明 黄褐色砂層面で検出された。幅 40cm、長さ1.4m以上の南北方 向の溝跡である。溝の方向はほ ぼ真北方向である。



第68図 SA1843ピット群、SK1855土坑



第69図 SA1844ピット群、SD1848溝跡、SK1856土坑

S D1849溝跡 (第66·73図、図版27)

第3トレンチ東側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。幅30cm~40cm、長さ2.4m以上の南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約10度東に振れる。埋土より須恵器の他に赤褐色土器片が出土している。

S D1849出土遺物 (第72図、図版43)

埋土出土である。

須恵器(1):ヘラ切り無調整の坏である。底部外面に判読不能の墨書がある。

S D1850溝跡 (第66·70図、図版27·28)

第3トレンチ西側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。幅40cm~50cm、長さ2.8m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は西で約10度北に振れる。

S D1851溝跡(第66・74図、図版25・28)

第1トレンチ中央の第9層明 黄褐色砂層面で検出された。幅 50cm~60cm、長さ2.0m以上の 南北方向の溝跡である。溝の方 向は北で約14度東に振れる。

S I 1852竪穴住居跡 (第66・73 図、図版27・29)

第3トレンチ中央の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。平面形は東西3.8m×南北2.4mの長方形を呈する。南東側が調査区外となっている。西壁は北で約27度東へ振れる。カマドは検出されない。

SI1853、SI1854、SX1871、 SX1872と重複し、SI1853、SI 1854より新しく、SX1871、SX 1872よりも古い。

S I 1852出土遺物 (第75図、図

版43)

いずれも埋土出土である。

須恵器(1): へラ切り撫で調整の坏である。底部外面に判読不能の墨書がある。

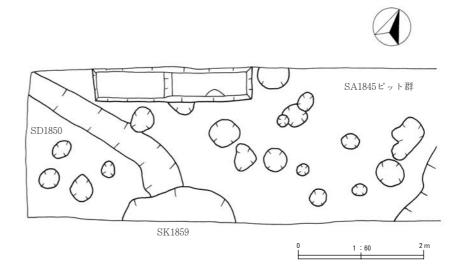
赤褐色土器(2):天井部を欠く蓋である。天井部内面に漆が付着している。

S | 1853竪穴住居跡(第66·73図、図版27·29)

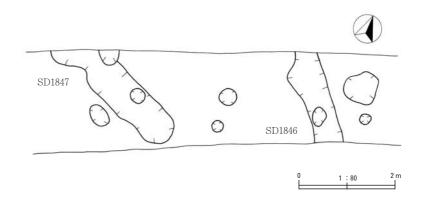
第 3トレンチ中央の第 7 層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。南北の規模については2.0m以上であるが北側と南側ともに調査区外となっており、東西の規模については東側が削平を受けているため、正確な規模と平面形は不明である。

西壁は北で約20度西へ振れる。カマドは検出されない。

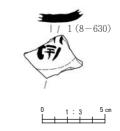
SI1852、SX1870と重複し、それらより古い。埋土より赤褐色土器片が出土している。



第70図 SA1845ピット群、SD1850溝跡、SK1859土坑



第71図 S D 1846 · S D 1847溝跡



第72図 SD1849溝跡出土遺物

S I 1854竪穴住居跡 (第66 · 73図、図版27 · 29)

第3トレンチ中央の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。平面形は東西2.1m以上×南北3.3m以上の長方形を呈する。北西側と南側が調査区外となっている。西壁は北で約8度東へ振れる。カマドは検出されない。

SI1852と重複し、これより古い。

SK1855土坑 (第66·68図、図版26)

第2トレンチ東側の第5層暗褐色土層面で検出された。東西1.7m×南北0.7m以上のゆがんだ楕円形を呈する土坑である。

SK1855出土遺物 (第76図、図版43)

全て埋土出土である。

赤褐色土器(1~4):1は底部全面と体部下端に ケズリ調整を施す坏で、切り離しは不明である。体部 内外面に煤状炭化物が付着している。2~4は糸切り 無調整の坏である。2は体部外面に「大」の墨書が認 められる。3は体部内面に煤状炭化物が付着している。 4は体部内外面に煤状炭化物が付着している。

SK1856土坑 (第66・69図、図版26・28)

第2トレンチ西側の第9層明黄褐色砂層面で検出された。長径85cm×短径60cmのゆがんだ楕円形を呈する小土坑である。

SK1857土坑 (第66 • 77図、図版26 • 29)

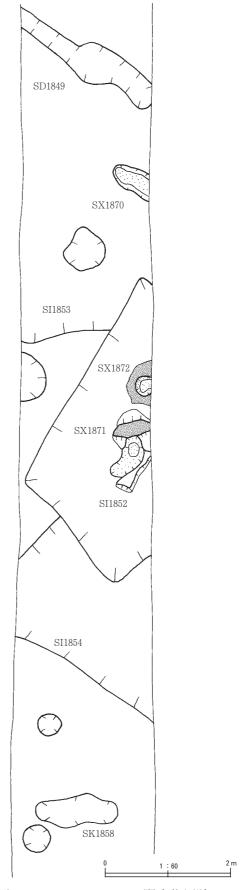
第2トレンチ東側の第5層暗褐色土層面で検出された。長径70cm×短径40cmのゆがんだ楕円形を呈する小土坑である。

SX1864と重複し、これより新しい。

SK1857出土遺物 (第78図、図版43)

埋土出土である。

赤褐色土器(1):糸切り無調整の坏である。体部 外面に二次加熱の痕跡があり、煤状炭化物が付着して いる。



第73図 S I 1852~S I 1854竪穴住居跡 S D 1849溝跡、S K 1858土坑

S K 1858土坑(第66・73図、図版 27)

第3トレンチ中央西寄りの第5 層暗褐色土層面で検出された。長 径130cm×短径50cmのゆがんだ細 長い楕円形を呈する小土坑である。 埋土より須恵器片・赤褐色土器片 が出土している。

S K1859土坑(第66・70図、図版 27・28)

第3トレンチ西側の第7層褐色 土・にぶい黄褐色土層面で検出さ れた。東西0.5m以上×南北1.8m 以上の円形を呈する土坑である。

SD1850と重複し、これより新しい。

埋土より赤褐色土器の他に須恵器片が出土している。

SK1859出土遺物 (第79図、図版43)

埋土出土である。

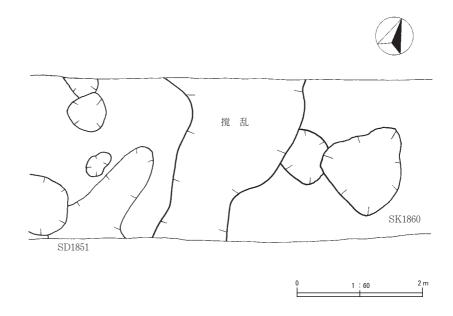
赤褐色土器(1):糸切り無調整の坏である。体部外面下端に「中」の墨書があり、口縁部に煤状炭化物が付着しており、灯明皿として使用された可能性がある。

SK1860土坑 (第66·74図、図版25·28)

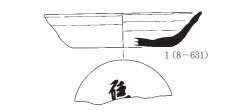
第1トレンチ中央東寄りの第8層にぶい黄褐色土層面で検出された。東西1.3m以上×南北1.35mのゆがんだ円形を呈する土坑である。埋土より須恵器片・赤褐色土器片が出土している。

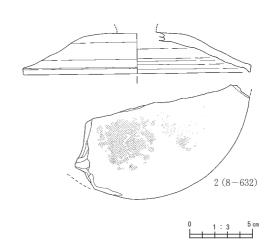
S X 1861 焼土遺構 (第66 • 77 図、図版26 • 29)

第2トレンチ東側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で 検出された。東西100cm×南北90cmの範囲に南側に開く馬蹄 状のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。 そのくぼみには炭化物面が検出され、くぼみから粘土高まり の東側にかけて焼土面が検出された。



第74図 S D 1851溝跡、S K 1860土坑





第75図 S I 1852竪穴住居跡出土遺物

S X 1862 焼土遺構 (第66 · 77 図、図版26 · 29)

第2トレンチ東側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。SX1861の西側に接する位置に、

東西110cm×南北80cmの範囲に南側に開く馬蹄状のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。 そのくぼみには炭化物面が検出され、周囲の粘土高まりに焼土面が検出された。

S X 1863 焼土遺構 (第66 · 77図、図版26 · 29)

第 2トレンチ東側の第 7 層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。SX1862の南側に接する位置に、東西120cm×南北110cmの範囲に東側に開く馬蹄状のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。そのくぼみには炭化物面が検出され、くぼみから西側の粘土高まりに焼土面が検出された。

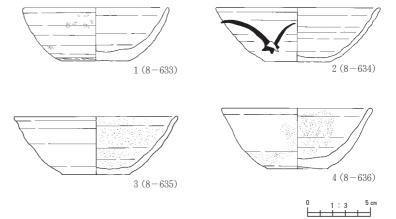
S X 1863出土遺物 (第80図、図版43)

遺構内出土である。

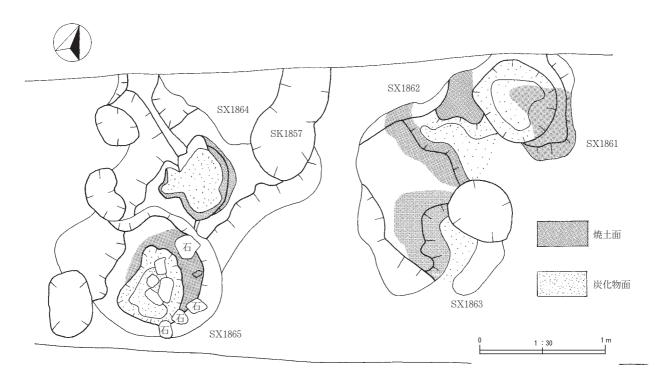
須恵器(1):ヘラ切り後、丁寧な撫で 調整を施す坏である。

S X 1864焼土遺構 (第66 • 77図、図版26 • 29)

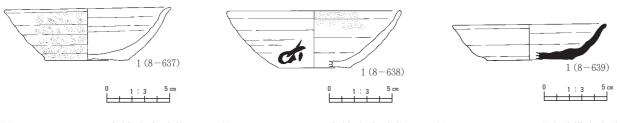
第2トレンチ東側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。東西160cm×南北100cmの範囲に西側に開く馬蹄状のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。そのくぼみには炭化物面が検出され、くぼみ周囲の粘土高まりの側面に



第76図 SK1855十坑出十遺物



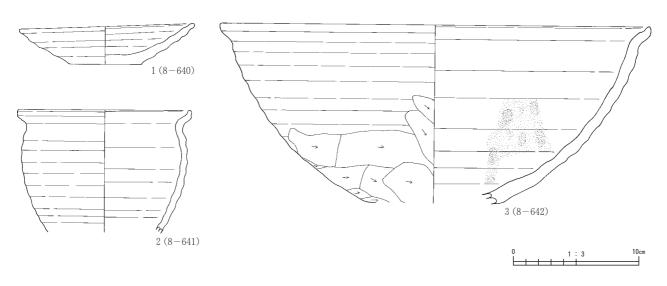
第77図 SK1857土坑、SX1861~SX1865焼土遺構



第78図 S K 1857土坑出土遺物

第79図 S K 1859土坑出土遺物

第80図 S X 1863 焼土遺構出土遺物



第81図 S X 1865 焼土遺構出土遺物

焼土面が検出された。

SK1857、SX1865と重複し、これらより古い。覆土より赤褐色土器片が出土した。

S X 1865 焼土遺構 (第66 • 77 図、図版26 • 29)

第2トレンチ東側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。東西140cm×南北100cmの範囲に円形のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。そのくぼみには炭化物面が検出され、北側の粘土高まりに焼土面が検出された。

SX1864と重複し、これより新しい。

S X 1865出土遺物 (第81図、図版43)

全て遺構内出土である。

赤褐色土器(1~3): 1 は糸切り無調整の皿である。 2 は頸部が「く」の字状に外傾して口縁部が立ち上がる平底小型甕である。 3 は頸部が「く」の字状に外傾して口縁部が小さく立ち上がる鍋である。体部下半に手持ちケズリ調整を施す。体部内面下半に煤状炭化物が付着している。

S X 1866焼土遺構 (第66・82図、図版26・29)

第 2トレンチ東側の第 7 層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。東西160cm×南北100cmの円形のくぼみが検出され、その中央に東西80cm×南北50cmの範囲で炭化物面が検出されその中心に焼土面が検出された。

S X 1867焼土遺構 (第66 · 83図、図版27 · 30)

第3トレンチ東側の第8層にぶい黄褐色土層面で検出された。東西100cm×南北140cmの範囲に円形のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。そのくぼみには炭化物面が検出され、中心に焼土面が検出された。

S X1868焼土遺構 (第66・84図、図版27・30)

第3トレンチ東側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。東西100cm×南北90cmの範囲に東側に開く馬蹄状のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。そのくぼみには焼土面が検出された。

SX1869と重複し、これより新しい。

S X 1868出土遺物 (第87図、図版43)

遺構内出土である。

赤褐色土器(1):糸切り無調整の皿である。 底部を擬高台状に作り出している。

0 1:30 1m

第82図 S X 1866焼土遺構

S X 1869 焼土遺構 (第66 · 84 図、図版27 · 30)

第3トレンチ東側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。東西105cm以上×南北50cmの範囲に東側に開く馬蹄状のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。そのくぼみには焼土面が検出された。北側が調査区外となっている。

SX1868と重複し、これより古い。覆土より赤褐色土器片(砲弾型長胴甕底部)が出土している。

0 1:30 1m

第83図 S X 1867焼土遺構

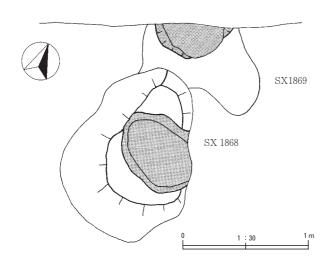
S X 1870鍛冶炉跡 (第66 · 85図、図版27 · 30)

第3トレンチ中央の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。東西35cm×南北70cm以上の楕円形を呈するくぼみに炭化物集

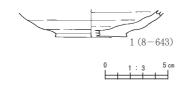
中面が検出され、その直下は還元化によりやや硬化していることから、炉跡と考えられる。炉跡及び周囲から鉄滓や鍛造剥片も出土、採取されることから、鍛冶炉跡と考えられる。SI1853と重複し、これより新しい。

S X 1871焼土遺構 (第66・86図、図版27・30)

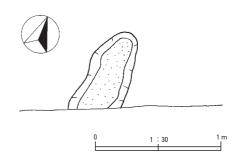
第3トレンチ中央の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。東西130cm×南北60cm以上の範囲で東側に開く馬蹄状のくぼみとそれを巡る明褐色粘土の高まりが検出された。くぼみには炭化物面が、東側の粘土高まりに焼土面が検出された。南側が調査区外となっている。SI1852と重複し、これより新しい。



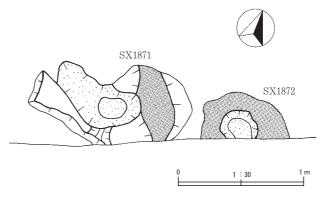
第84図 S X 1868 · S X 1869 焼土遺構



第87図 S X 1868焼土遺構出土遺物



第85図 S X 1870鍛冶炉跡



第86図 S X 1871 · S X 1872 焼土遺構

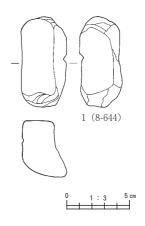
S X 1871出土遺物 (第88図、図版44)

遺構内出土である。

石製品(1):砥石で、2面を使用している。石質は軽石である。

S X 1872 焼土遺構 (第66 · 86 図、図版27 · 30)

第3トレンチ東側の第7層褐色土・にぶい黄褐色土層面で検出された。 東西70cm×南北35cm以上の範囲に円形の炭化物面集中面となるくぼみと、 それを巡る明褐色粘土の焼土面が検出された。南側が調査区外となってい る。SI1852と重複し、これより新しい。



第88図 S X 1871焼土遺構出土遺物

3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序(第67図、図版25·26·27)

第87次調査地は東西に広い範囲を対象としており、東側と西側では遺物包含層の遺存度や堆積の状況が異なっている。旧高清水中学校の校地造成に伴い、西側に切り土、東側に盛り土が行なわれたことから、西側では造成土直下が地山飛砂層面となっており、中央から東側にかけて遺物包含層堆積が確認されている。具体的には、北側の第1トレンチ東半部、中央の第2トレンチ中央部から東部、南側の第3トレンチでは全体的に遺物包含層の堆積を確認している。

調査地全体の基本層序をまとめると以下のようになる。

- 第1層 表土:旧高清水中学校校舎撤去後の運動広場整備時の造成土。明黄褐色粘土・暗灰黄褐色砂層からなる。
- 第2層 造成土:旧高清水中学校校地造成時の造成土。新旧2時期に細分される可能性がある。暗褐色土・ 黒褐色土からなる。
- 第3層 旧耕作土: 校地造成前の旧畑地の耕作土。灰褐色土からなる近代から現代にかけての新しい時期の 耕作土。
- 第4層 旧耕作土:校地造成前の旧畑地の耕作土。黒褐色土・灰黄褐色土からなる近世から近代にかけての 古い時期の耕作土。
- 第5層 暗褐色土層:最上層の古代の遺物包含層。調査地東半部や南西部に堆積し、焼土・炭化物が多く混入する。SA1843、SA1845、SK1855、SK1857、SK1858の検出面。
- 第6層 褐色土・灰黄褐色土層:調査地南東側(第2トレンチ東側・第3トレンチ東側)にのみ堆積する。 東側に行くに従い灰黄褐色土が主体となる。SX1861~SX1866焼土遺構群の覆土。
- 第7層 褐色土・にぶい黄褐色土層:調査地中央から東側にかけて広く堆積するが、北寄りでは堆積が認められない。SD1849、SD1850、SI1852~SI1854、SK1859、SX1861~SX1866、SX1868~SX1872の検出面。
- 第8層 にぶい黄褐色土層:調査地中央から東側にかけて広く堆積する。中央から北側でやや厚く堆積する。 SA1842、SD1846、SD1847、SK1860、SX1867の検出面。
- 第9層 明黄褐色砂層:調査地西側から東側にかけて広く堆積する。最下層の遺物包含層であるが、遺物の 包含は少ない。削平等により、SA1844、SD1848、SD1851、SK1856の検出面となっている。
- 地山飛砂層 浅黄色砂の地山飛砂層:調査地全域で地山となっている。

各層出土遺物

第2層 造成土出土遺物(第89·90図、図版44·45)

須恵器(1、2):1はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。体部外面に「个」(「箇」の異体字)の 墨書がある。2は長頸瓶で、広口と考えられる。底部から体部下半かけてタタキ整形した後に、体部下半に 手持ちヘラケズリ調整を施している。底部切り離しは不明である。

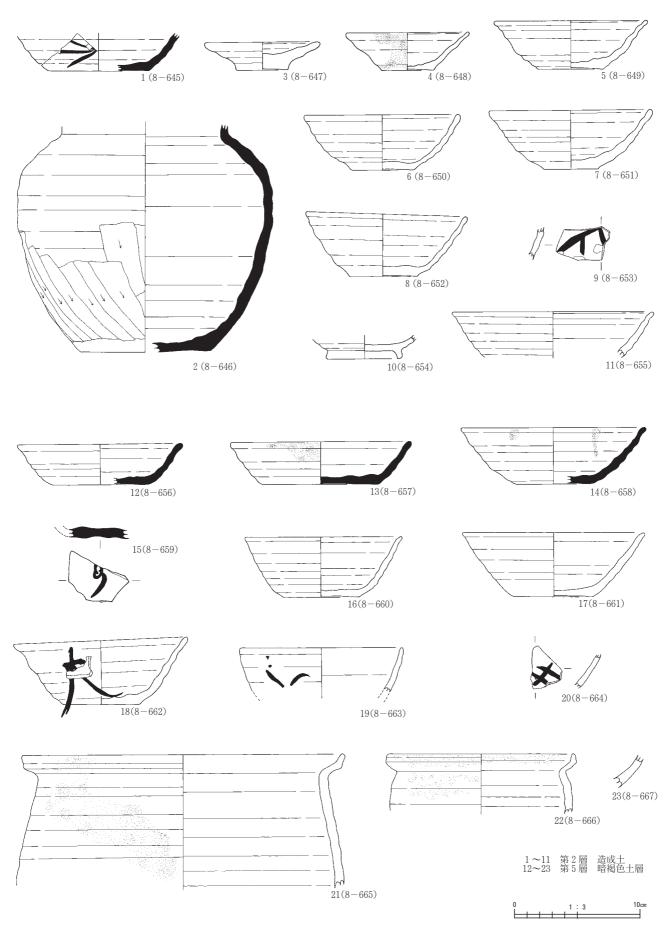
赤褐色土器 $(3 \sim 9)$: 3 は糸切り無調整の小型皿である。底部を擬高台状に作り出している。 4 は糸切り無調整の小型坏である。体部外面に煤状炭化物が付着している。 $5 \sim 8$ は糸切り無調整の坏である。 9 は坏の体部破片で、外面に判読不能の墨書がある。

陶器(10、11):10は灰釉の台付埦である。糸切りで、台周縁に撫で調整を施している。内面の体部から底部にかけて漬け掛けで施釉している。11は緑釉の埦である。内外面に刷毛塗りで施釉している。

瓦(24): 軒丸瓦の一部である。瓦当部から15葉細弁蓮華文軒丸瓦と考えられる。凸面の瓦当部周縁は縄目叩き痕が明瞭に認められ、自然釉が掛っている。硬質で、暗灰青色を呈する。

第5層 暗褐色土層出土遺物 (第89図、図版44·45)

須恵器(12~15):12、13はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。13は底部と口縁部外面に煤状炭化物が付着している。14は糸切り無調整の坏である。口縁部内外面に煤状炭化物が付着している。15はヘラ切り

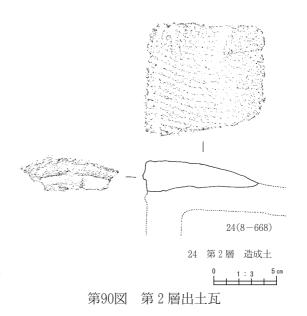


第89図 第2層・第5層出土遺物

後、軽い撫で調整を施す坏である。底部外面に判読不能の 墨書がある。

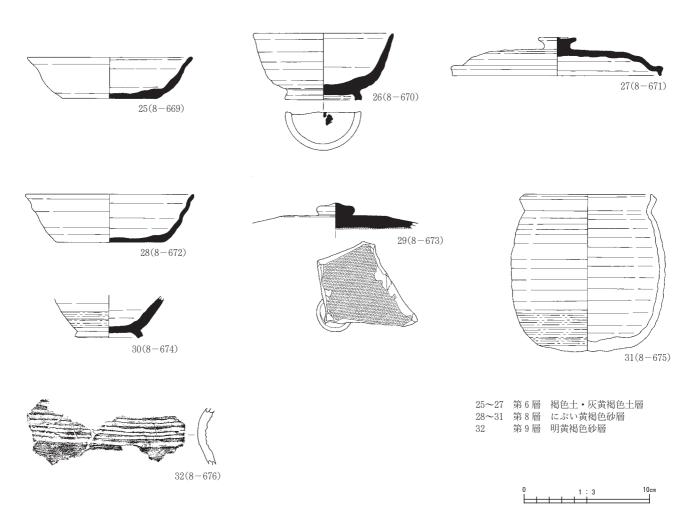
赤褐色土器(16~22):16~18は糸切り無調整の坏である。 18は体部外面に「大」の墨書がある。19は底部を欠く坏で ある。体部外面に判読不能の墨書がある。20は坏の体部で、 外面に判読不能の墨書がある。21は頸部が「く」の字状に 外傾して口縁部が立ち上がる甕である。体部外面に煤状炭 化物が付着している。22は頸部が「く」の字状に外傾して 口縁部が立ち上がる小型の甕である。体部外面と口縁部内 面に煤状炭化物が付着している。

陶器(23):灰釉埦の体部破片である。内外面に刷毛塗りで施釉している。



第6層 褐色土・灰黄褐色土層出土遺物 (第91図、図版45)

須恵器(25~27):25はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。26はヘラ切りで、台周縁に撫で調整



第91図 第6層~第9層出土遺物

を施す台付坏である。底部外面に判読不能の墨書がある。27は天井部へラ切り撫で調整の蓋である。

第8層 にぶい黄褐色土層出土遺物 (第91図、図版45)

須恵器(28~30): 28はヘラ切り後、丁寧な撫で調整を施す坏である。29は天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す蓋である。天井部内面を硯に転用している。30はヘラ切りで、台周縁に撫で調整と体部下半にケズリ調整を施す台付小型壺である。

赤褐色土器(31):底部ヘラ切り後、撫で調整を施す小型の甕である。体部下半にケズリ調整を施す。

第9層 明黄褐色砂層出土遺物 (第91図、図版45)

土師器(32):頸部が外反する甕形土器の破片である。頸部外面に 9 条以上の沈線が巡り、体部内面上方に刷毛日調整が施される。

V 現状変更(神屋敷地区住宅新築工事)に伴う調査報告

1)調査経過について(第92図)

神屋敷地区住宅新築工事に伴う現状変更許可申請・教文第7号(平成17年4月5日付)に対する秋市教委 指令第153号(平成17年4月7日付)の指示により、個人住宅新築工事予定地である秋田市寺内神屋敷15番 8号地内における発掘調査(トレンチ調査)を実施した。

調査は平成17年4月25日から26日まで行った。調査面積は31.6㎡である。

調査地は秋田城跡外郭南辺より南に約200mの地点に位置しており、調査地西側の第68次調査では平安時代の竪穴住居跡等が検出されている。調査は、調査地における遺構及び遺物包含層の有無について把握することを目的に実施した。

調査方法は、住宅新築予定地内、砕石等で造成され駐車場となっている平場に幅2m×南北12m、幅2m ×東西3.8mのトレンチをL字状に設定して実施した。表土除去は重機(バックホー)によって行った。

2) 調査結果について (第93図、図版31)

(1) 基本層序

調査地の旧地形は北側から南側に傾斜しており、北西から南東方向に小さな沢状の落ち込みが検出された。 傾斜面に南側で厚くなるように堆積した造成土を中心とした土層が確認された。

調査地の基本層序は以下のとおりである。

第1層 暗褐色土層・砕石混じり(表土・ $10\text{cm}\sim20\text{cm}$)、第2層 暗褐色土・明黄褐色粘土層(造成土・ $10\text{cm}\sim35\text{cm}$)、第3層 灰黄褐色粘土・明黄褐色粘土・暗褐色土層(造成土・ $5\text{cm}\sim50\text{cm}$)、第4層 にぶい黄褐色砂層(造成土・40cm)、第5層 灰黄褐土層(造成土・ $10\text{cm}\sim20\text{cm}$)、第6層 褐色土層(造成土・ $5\text{cm}\sim40\text{cm}$)、第7層 灰黄褐土層・にぶい黄褐色砂層(自然堆積層・ $5\text{cm}\sim40\text{cm}$)、第8層 暗褐色土・極暗赤褐色土・明黄褐色砂層(自然堆積層・ $5\text{cm}\sim40\text{cm}$)、第9層 黒褐色土層(遺物包含層・ $5\text{cm}\sim10\text{cm}$)、地山飛砂層は

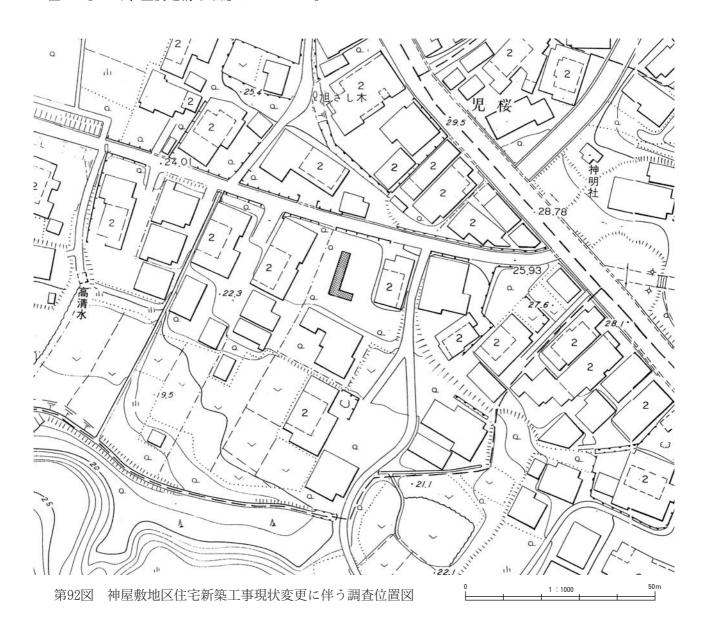
浅黄色砂となっている。

第1層と第2層は現代の造成土で、第3層から第6層は近世から近代にかけての造成土と考えられる。第3層からは近世陶磁器片が出土した。第7層と第8層は沢状の旧地形に堆積した自然堆積層で一部グライ化している。第7層と第8層からは中世後期の青磁片から近世の染付け磁器片まで年代に幅をもつ遺物が出土している。北側斜面上方にわずかに堆積が認められた第9層は、古代の遺物包含層である。炭化物が若干混入し、赤褐色土器片が出土することから、平安時代の堆積層と考えられる。

(2) 検出遺構(第93図、図版31)

検出遺構については、調査地北側斜面上方の地山飛砂層面で、ピット2基を検出した。ピット埋土からは 赤褐色土器片が出土しており、平安時代の遺構と考えられる。地山飛砂層面については、他に近現代の撹乱 穴も検出した。調査地南側の斜面では、沢状の旧地形が確認されたのみで、遺構は検出されなかった。

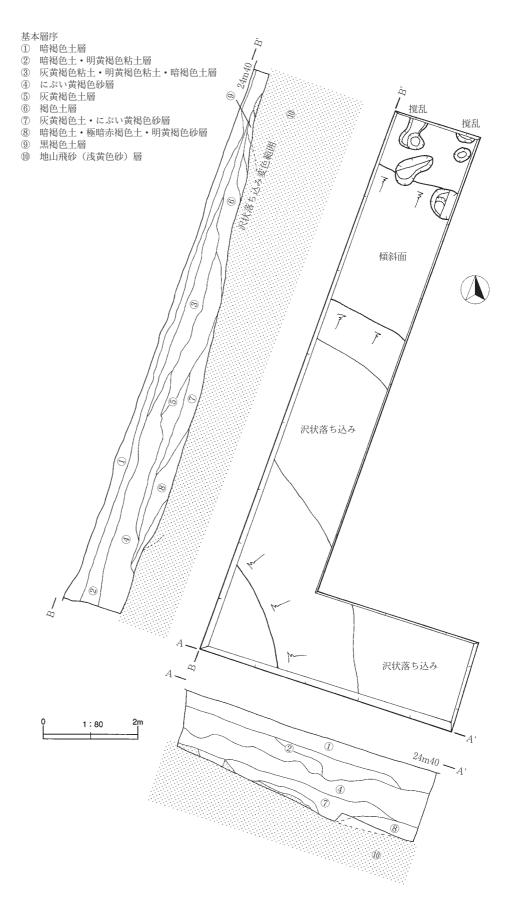
調査結果、調査地北側で古代の遺物包含層と遺構面が部分的に確認されたものの、削平等により検出遺構 は極めて少なく、重要遺構も確認されなかった。



(3) 調査結果とその後の 措置

調査の結果、調査地北 側において、現地表面下 25㎝前後より古代の遺物 包含層、現地表面下40cm ~45㎝から古代の遺構が 部分的に確認された。調 査地旧地形は緩やかな傾 斜面が大半を占め、古代 の遺物包含層と遺構面は 北側のごく一部に限られ、 検出遺構は少なく、重要 遺構も確認されなかった ことから、工事実施は可 能と判断した。また、遺 構検出部分については、 建物基礎布掘り部分に該 当せず、遺構は保護され ると判断した。

工事に伴う基礎掘削の深さは、基礎布掘り部分で造成面下40cmまでであることから、発掘調査後に北側の基礎布掘り部分を、着工後の掘削時に工事立会を実施した。平成17年5月23日に工事立会を実施した結果、新たな遺物の出土はなく、遺構も確認されなかった。



第93図 神屋敷地区住宅新築工事現状変更に伴う発掘調査平面図及び土層断面図

VI 考 察

1 第85次調査について

第85次調査は、秋田城跡城内西側にあたる焼山地区中央部を対象とした。調査地は政庁と外郭西辺のほぼ中間にあたり、調査地北側には政庁から外郭東門に至る東西軸線を政庁西側に折り返したラインが通る。城内東側では政庁から東門に至る東西道路(東大路)が検出されていることから、今次調査区北側にも推定西門に至る城内東西道路(西大路)の存在が推定された。調査地周辺では北側の焼山地区北部において奈良時代から平安時代にかけて変遷する規則的配置に基づく掘立柱建物群が検出されており、倉庫群などの実務官衙域としての利用が確認されている。

調査は、かつて水道局用地として造成された焼山地区中央部における遺構の遺存状況の把握や、城内東西 道路遺構(西大路)の有無をはじめとする周辺利用状況の把握を目的として実施した。

調査の結果、城内東西道路遺構は検出されなかったが、焼山地区北部で検出された掘立柱建物群に属する 奈良時代の掘立柱建物跡や、焼山地区南西部の一画を区画する平安時代の材木塀跡等が確認された。全体と して掘立柱建物跡1棟、柱列1列、材木塀跡3条、溝跡2条、竪穴住居跡2軒、土坑8基、小ピット群等の 遺構が検出された。

それらの検出遺構については、遺構内出土遺物、検出層位や重複関係及び方位等の検討から、年代や変遷の把握が可能である。以下、遺構変遷の前提となる遺物包含層の年代を含めたそれらの検討を行い、調査地における利用状況の変遷等についてまとめることにする。

(1) 各遺物包含層の年代と性格について

調査地北側から南側にかけて認められる第6層からは、8世紀末から9世紀前半の年代に位置付けられる赤褐色土器坏Bが出土している(註1、註2)。また、経年変化により磨滅した8世紀代と考えられる瓦片が出土している一方で、外郭・政庁Ⅲ期以降、8世紀末以降と考えられる硬質の平瓦や有段丸瓦、格子目瓦等が出土していないことを考慮した場合、第6層明(黄)褐色粘土層は8世紀末から9世紀初めの外郭・政庁Ⅲ期改修に伴う整地層と考えられる。近接する政庁域においてもⅢ期改修に伴って明(黄)褐色粘土による整地地業が行われていることも、これを裏付けるものと考えられる。明(黄)褐色粘土整地がやや厚く認められたA調査区北端部は、西大路の推定ライン付近であることから、8世紀末以降の平安時代の道路面整地となる可能性はあるが、側溝等の道路遺構は検出されていない。東側のC調査区でも城内東側の東西道路(東大路)のような硬化した道路面は検出されておらず、現段階では東西道路となる可能性は低いと考えられる。なお、最下層である第7層からは遺物がほとんど出土しておらず、第6層の時期に基づけば、8世紀代でSB1798掘立柱建物が属する建物群造営段階の整地層になる可能性が高い。

調査地中央から南側に堆積する第5層からは8世紀末以降の硬質の有段丸瓦が出土しており、経年変化が 認められるものが出土していることや第6層の堆積時期も考慮した場合、9世紀第2四半期~第3四半期頃 の整地層になると考えられる。

第4層からは、10世紀第1四半期以降に位置付けられる底径比が縮小し底部が擬高台状となる小型の皿が 出土していることから、10世紀以降の堆積層と考えられる。

(2) 各遺構の年代について

調査地北半部の主要遺構であるSB1798掘立柱建物跡については、検出層位の第7層が8世紀代の整地層であることと、建物柱抜き取り後に8世紀末から9世紀初めの政庁・外郭Ⅲ期の整地層により埋め戻され整地されていることから、8世紀後半の建物と考えられる。また、柱掘り方抜き取りから瓦片が出土したのみで、ほとんど遺物が出土しない状況は、8世紀後半の焼山地区建物群の建物跡と類似している。

調査地北側でSB1798の建物プラン内に南北に連続する位置関係で検出されたSK1813・SK1814・SK1815 土坑は、SB1798と同じ第7層が検出層位であることから、8世紀以前の遺構と考えられる。遺物が出土しない状況もSB1798と類似しており、同時期存在の可能性もある。

調査地北半部では他に土坑やピット群が検出されている。SK1809土坑は第7層面検出で第6層が埋土となっていることから、8世紀代の遺構と考えられる。SA1800ピット群は第6層面検出であることから9世紀以降の遺構と考えられる。

調査地南半部の主要遺構としては、材木塀跡の区画施設、竪穴住居跡、土坑等がある。

SA1801・SA1802・SA1803材木塀跡については、東西方向のSA1803が南北方向のSA1801とSA1802と各々組み合い、調査地南西側方向を中心として方形に区画する区画施設となり、調査地南半部はその北東コーナー部分になると考えられる。SA1803はSA1802と組み合う西側のA調査区部分と、SA1801と組み合う東側のB調査区部分とで塀の方向が異なることから、西側SA1802から同じく南北方向の東側のSA1801へ区画を拡張した可能性がある。SA1801・SA1802・SA1803は第5層面検出であることから、9世紀第2四半期以降と考えられる。さらに後述のSI1807竪穴住居跡の年代とそれより新しいという重複関係に基づけば、9世紀後半以降に中心を置く区画施設と考えられる。各材木塀には2小期が認められるが、存続期間を考慮しても9世紀代には収まる遺構と考えられる。また、SA1802材木塀と併行するSD1804溝跡については、その方位から材木塀区画施設とほぼ同時期と考えられる。材木塀区画施設内検出のSA1799柱列については、9世紀第3四半期に位置付けられる高台がやや簡略化した赤褐色土器台付坏が出土しており、材木塀区画施設と同時期併行の遺構と考えられる。

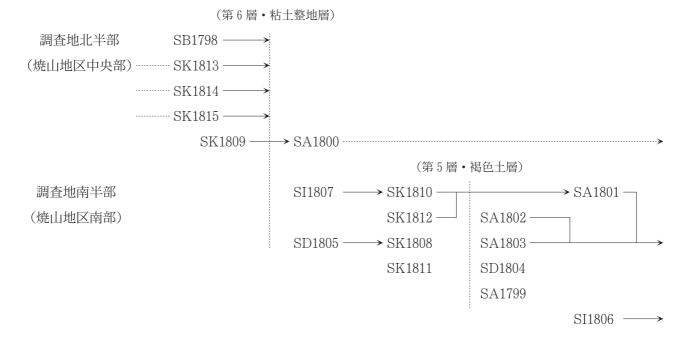
SI1806竪穴住居跡からは、9世紀後半に位置付けられる赤褐色土器皿や、9世紀第4四半期に位置付けられる口径12.6cmで底径比の縮小した赤褐色土器坏Aが出土している。SI1807竪穴住居跡からは、9世紀第1四半期に位置付けられる口径13.5cmでヘラ切り丁寧な撫で調整の須恵器坏が出土している。SI1807と重複しこれより新しいSK1810土坑からは、9世紀第1四半期に位置付けられる遺物の他に、下限の年代比定資料として9世紀第2四半期に位置付けられる赤褐色土器台付坏が出土している。それらのことから、SI1807からSK1810は9世紀第1四半期から9世紀第2四半期にかけて重複、変遷したと考えられる。

調査地南半のSK1808・SK1811・SK1812の土坑群については、第6層面検出であることから、9世紀前半の年代に位置付けられる。SD1805溝跡については、埋土より赤褐色土器片が出土し、SK1811と重複しこれより古いことから、8世紀末から9世紀初め頃の年代に位置付けられる。

調査地南半部の区画施設や柱列、溝跡、竪穴住居跡の方位について見た場合、南北方向のものは北で東に 9 度から15度、東西方向のもので西で北に7 度から14度振れる方向となっており、9 世紀以降には、方位に おいて一定の規制が存在したと考えられる。焼山地区北部についても、9 世紀代の建物群については北で3 度前後東に振れる規則性が認められており、北で東に振れるという点では焼山地区で共通性が認められる。

(3) 利用状況の変遷と特徴について

以上の各検出遺構の年代や重複関係、方位に基づき遺構及び利用状況の変遷をまとめると以下のようになる。



調査地全体では北半部(A調査区北半・C調査区)と南半部(A調査区南半・B調査区)で利用状況が大きく異なっており、北半部については8世紀代・奈良時代を中心に利用され、南半部については8世紀末以降の9世紀代・平安時代を中心に利用されている。

北半部については、特に奈良時代の後半以降に焼山地区北部検出建物群の一画として利用されるようになる。8世紀末以降の平安時代に入ると北端部周辺に粘土整地が行われるが、目立った利用はされなくなる。南半部については8世紀末以降から9世紀前半にかけて居住域として利用されるようになり、特に9世紀後半以降のある段階からは、西寄りが材木塀で区画される何らかの施設の北東コーナー部として利用されるようになり、東寄りが9世紀第4四半期以降に居住域として利用されるようになる。

焼山地区南部については、9世紀後半以降に材木塀で方形に区画される何らかの施設が存在することが新たに明らかになった。従来不明であった利用状況の一端が明らかになったが、施設の性格等については今後の課題となった。

城内東西道路(西大路)遺構については、奈良時代には推定ライン付近に建物跡が検出され、北部の建物群が中央部まで広がることや、側溝や道路面も検出されなかったことから、城内東側と東西対称となるような直線的な東西道路が存在しなかったと考えられる。平安時代については推定ライン付近に粘土整地面が検出されたが、やはり側溝等は検出されず、前述したように道路遺構となる可能性は低いと考えられる。今後、より政庁に近いC調査区の東側における道路遺構の有無や、その位置及び変遷の検討が課題といえる。

(4) 焼山地区掘立柱建物群について(第94図参照)

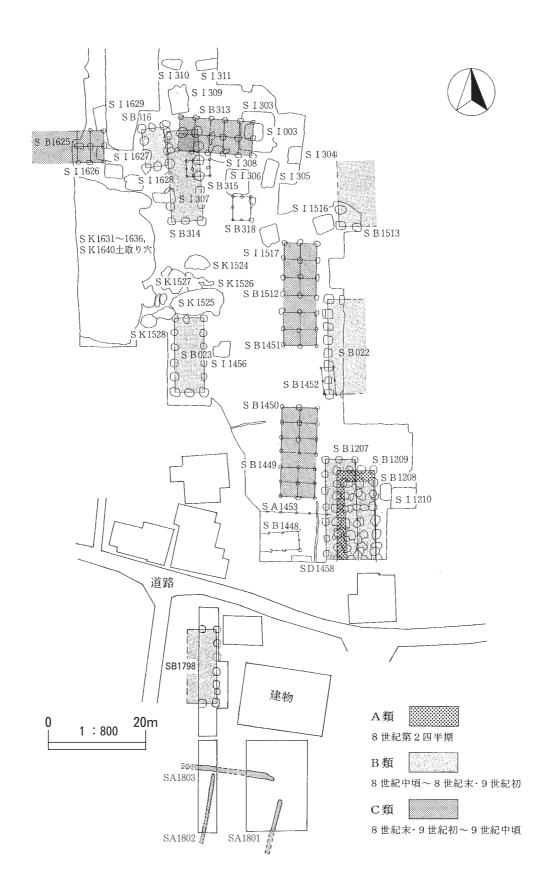
今次調査地北部で検出されたSB1798掘立柱建物跡は、焼山地区北部での調査成果と建物位置関係等を照らし合わせた結果、従来確認されていた焼山地区建物群の一部を構成することが明らかになった。焼山地区

建物群については第21次・第59次・第66次・第70次・第73次調査で検出されており、以下のように建物の分類が行われ、奈良時代から平安時代にかけて規則的配置に基づくA類→B類→C類建物群の変遷が把握されている(註 3)。

焼山地区掘立柱建物分類表

W.T.	建物	 規模	12a km) La km 144	1 H.L.	7711/		HtW	
類	梁間	桁 行	柱掘り方規模	柱痕跡	建物方位	該当建物	備 考	
A	3 間	7間以上	直径1.5m~2.0mの円 形または1.4m~1.8m の不整形	直径40cm ~50cm	真北	SB1209	南北棟総柱 [8世紀第2四半期頃]	
В	2間~3 間	5 間~ 7 間以上	1辺1.0m~2.0mの方 形または直径1.5m~ 2.0mの円形	直径30cm ~40cm	N1° ∼3° W	SB314、 022、023、 1207、1208、 1513 SB1798 (SD1458)	 ・南北棟側柱建物 ・南北方向に10m~16mの間隔で列をなし、 東西2列が並列する建物群を構成 [8世紀後半] 	
	//	//	"	"	//	SB316		
С	2 間	2間~7 間	直径50cm~140cmの円 形	直径20cm~ 25cm	ほぼ真北か N2°~4°E	SB313、 1449、1450、 1451、1512、 1625 (SA1453)	・総柱建物の並倉構造で、B類よりも建物規模小さい・北側東西建物列と南側南北建物列が組み合う L字形の建物群を構成 [8世紀末~9世紀中頃]	
D			直径22cm~70cmの円形	直径20㎝	N1° ∼5° W	SB315、 318、1148、 1452	・C類よりもさらに建物規模小さい・側柱建物・規則性なし[9世紀以降]	

今次調査検出のSB1798は梁間(東西) 2 間以上、桁行(南北) 5 間の南北棟建物であり、建物方位が北で約1度西に振れる。焼山地区建物の分類及び位置関係にあてはめると、奈良時代後半・8 世紀後半のB類の建物群に属し、そのうち西側建物列の北から4棟目、建物群の南西端の建物に該当すると判断される。これにより、B類建物群は焼山地区中央部まで広がりをもち、建物群全体としての規模(西側建物列北端のSB314北側梁間柱筋から南端のSB1798南側梁間柱筋まで)は、南北120m(約400尺)となり、城内外最大規模の建物群となる。B類建物群を秋田城全体の位置関係から見ると、A類及びB類建物群東側建物列の西側桁行柱筋が、政庁南北中軸線から西へ約120m(約400尺)の距離となり、B類西側建物列西側桁行柱筋と



第94図 焼山地区建物群遺構配置図

の距離が約30m (約100尺) となることから、当初から城内の全体的な配置計画に基づいて構築された建物群と見ることができる。

焼山地区建物群の機能・性格としては、総柱式の建物構造からA類は倉庫建物、C類も倉庫群と考えられる。B類建物群については何らかの行政実務を司ったと考えられ、前後の時期における建物の性格を考慮すると倉庫建物として機能した可能性が考えられる。SB1798と建物プラン内のSK1813・SK1814・SK1815土 坑群との同時存在の可能性も含め、側柱のみのB類建物の機能をさらに検討していく必要がある

城内外最大規模となることが判明したB類建物群は、遺構数が少ない傾向にあるとされてきた、奈良時代における城内の実態と機能を知るうえで、重要な建物群となることが再確認されたといえる。

2 第86次調査について

第86次調査は秋田城跡の外郭西辺中央部にあたる焼山地区西部を対象とした。調査地は政庁から外郭東門までの東西軸線を西側外郭線上に向け折り返した位置にあたり、また、丘陵西端部に傾斜の急な尾根が小さく張り出す地形になっており、外郭西門や西門を通る城内外の東西道路(西大路)の存在が推定された。調査地周辺では北側及び南側隣接地で奈良時代の築地塀や平安時代の材木塀等の外郭区画施設が確認されており、また築地塀構築のための土取り穴も確認されている。

調査は外郭西門の検出や、城内外東西道路(西大路)を含めた周辺利用状況の把握を目的として実施した。 調査の結果、調査地北西側では外郭区画施設である築地塀や材木塀が確認されたが、調査地西側の外郭西 門推定地付近については近代以降の土取り穴により大きく掘り込まれていることが判明した。外郭西門の遺 構は検出されず、周辺でも外郭西門の存在に結びつく城内外の東西道路遺構などは検出されなかった。さら に城内東西道路の推定地が継続して居住域として利用されていることが判明し、調査地内に外郭西門は存在 しないと考えられるに至った。全体として築地塀跡1条、材木塀跡2条、溝跡4条、竪穴住居跡3軒、竪穴 状遺構1基、土取り穴3基、土坑8基、焼土遺構3基、ピット群等の遺構が検出された。

それらの検出遺構については、遺構内出土遺物、検出層位や遺構重複関係及び方位等の検討から、年代や変遷の把握が可能である。以下、遺構変遷の前提である遺物包含層の年代を含めたそれらの検討を行い、調査地における外郭西門の存在の有無も含めた利用状況とその変遷についてまとめることにする。

(1) 各遺物包含層の年代と性格について

調査地内には大規模な古代の土取り穴が北東側、南側に存在している。周辺における整地地業等が特に北東側のSK1829土取り穴内に厚く堆積し、埋土ともなっている。遺物の出土もSK1829からの出土を主体としている。

第10層からは、8世紀第2四半期に位置付けられるヘラ切り丁寧な撫で調整により丸底風となる須恵器坏が出土している。第10層は外郭西辺区画施設の築地塀周辺のみに認められ、その整地後に築地塀が構築されることから、出土土器の年代に基づくと築地塀構築に伴う天平5年(733)の秋田「出羽柵」創建期の整地層と考えられる。第9層からは、やはり8世紀第2四半期に位置付けられる体部下端から底部全面にかけてケズリ調整を施す須恵器坏が出土している。第8層からは、8世紀第2四半期から第3四半期に位置付けられる非ロクロ成形の土師器丸底坏が出土している。第9層はSK1829土取り穴埋土の最下層であり、出土土器の年代に基づくとSK1829は創建期築地塀の構築に伴う土取り穴になると考えられる。また、第8層は出

土遺物の年代から、土取り穴掘り込み及び築地塀構築後に時間差を空けずに堆積した土層と考えられる。

第7層からは、瓦片が多量に出土している。その大半は経年変化による磨滅が認められる8世紀代、創建期の瓦と考えられるが、外郭・政庁Ⅲ期以降の改修に伴う8世紀末以降に位置付けられる15葉細弁蓮華文軒丸瓦も出土している。そのことから、第7層は8世紀中頃、天平宝字年間(757~764)頃の外郭Ⅲ期改修時までに崩壊した築地積み土だけで構成されるのではなく、外郭Ⅲ期改修段階に前段階崩壊土及び崩壊瓦層も含めて再整地した土層となる可能性がある。

第6層からは、古いもので9世紀後半に位置付けられる糸切り無調整で埦形の須恵器坏から、新しいもので10世紀前葉に位置付けられる糸切り無調整で底部が厚く柱状高台となる赤褐色土器皿まで出土遺物の年代に幅がある。そのため9世紀代から10世紀中葉にかけて段階的に整地、堆積した土層と考えられる。第5層からは、10世紀中葉に位置付けられる法量と底径比の縮小した赤褐色土器小型坏や柱状高台坏が出土しており、外郭が機能を失う秋田城終末期の堆積層と考えられる。

(2) 各遺構の年代について

外郭西辺区画施設としては、SF1816築地塀跡、SA1817材木塀跡、SA1818材木塀跡が検出されている。 SA1817とSA1818はSF1816の崩壊土を主体とする第7層を掘り込んでおり、SF1816→SA1817・SA1818への変遷が確認される。前述の第10層と第7層の年代に基づけば、SF1816は奈良時代の外郭Ⅰ・Ⅱ期(天平5年(733)~8世紀末・9世紀初め)の築地塀となり、SA1817とSA1818は平安時代、8世紀末以降の外郭Ⅲ・Ⅳ期の材木塀となる。SA1817とSA1818には直接の重複関係はなく年代比定資料も欠くが、その構造からSA1818が布掘り溝内に間隔をあけて丸太材を立て並べて塀を構築する外郭Ⅲ期(8世紀末・9世紀初め~元慶2年(878)の柱列塀となり、SA1817が布掘り溝内に材木を密に立て並べる構造の外郭Ⅳ期(元慶2年(878)~10世紀前半)の材木列塀と考えられる(註4)。

調査地中央東側を中心に竪穴住居跡、溝跡、土坑、焼土遺構等がまとまって検出されている。3軒の竪穴住居跡のうち、SI1826はSI1824と重複しこれより古く、床面より8世紀第4四半期から9世紀第1四半期にかけて位置付けられる口径14cm台の須恵器台付坏や、埋土より9世紀第1四半期に位置付けられる口径13.5cmのへラ切り軽い撫で調整の須恵器坏が出土している。SI1824からは、埋土下層より9世紀第2四半期に位置付けられる法量の縮小した口径12cm台のヘラ切り軽い撫で調整の須恵器坏や赤褐色土器長胴甕が出土している。また、SI1826の西側に近接し同時併存が考えにくいSI1825からは、カマド内より9世紀第1四半期に位置付けられ、口唇部をやや上方につまみ出し、体部中程にケズリ調整を施し、底部にかけてタタキ目を明瞭に残す赤褐色土器長胴甕が出土している。また、埋土より9世紀第1四半期から第2四半期に位置付けられる須恵器蓋が出土している。これらのことから、調査地東側の竪穴住居跡は8世紀末から9世紀第2四半期にかけてSI1826→SI1825→SI1824へ変遷したと考えられる。SKI1827竪穴状遺構は第7層面検出であり、埋土より赤褐色土器片が出土していることと、壁の方位が近接する竪穴住居跡と類似することから、9世紀前半の遺構と考えられるが、規模が小さく住居とは断定できない。

なお、SI1824~SI1826・SKI1827の方位は壁が北で東に12度から15度振れる方向にまとまっており、西側外郭区画施設の方向も、北で東に15度から18度振れる方向となっている。そのことから、区画施設が周辺の住居跡等の方位規制に影響を与えていると考えられる。

溝跡については、南北方向のSD1820・SD1822・SD1823溝跡は第7層面検出であり、埋土より赤褐色土

器片が出土していることから、9世紀代の遺構と考えられる。東西方向のSD1821溝跡については、地山飛砂層面検出であるが、埋土より赤褐色土器小型坏の破片が出土しており、10世紀代の遺構となる可能性がある。

土坑については、SK1831はSI1825と重複しこれより新しく、SK1832はSI1826と重複しこれより新しく、 ともに9世紀第2四半期以降に位置付けられる。

SK1835からは、埋土より8世紀第2四半期に位置付けられる底部全面手持ちケズリ調整の須恵器坏が出土しており、地山粘土を深く掘り込む遺構の形態などから創建期の土取り穴となる可能性がある。SK1834からは、埋土より9世紀第2四半期に位置付けられる法量が縮小した口径12.5cmでヘラ切り撫で調整の須恵器坏が出土している。SI1826との重複関係や出土遺物の年代に基づけば、SK1835→SI1826→SK1834の新旧関係となる。

SX1839・SX1840・SX1841焼土遺構については、第6層面検出であり、9世紀後半以降に位置付けられる遺構群と考えられる。

調査地北西側検出の土坑であるSK1833・SK1835・SK1837・SK1838のうち、SK1833は第6層面検出であり、9世紀後半以降に位置付けられる。SK1838とSK1837は共にSA1817と重複しこれより新しいことから、外郭IV期廃絶後の10世紀中葉以降に位置付けられる。SK1836については第11層面で検出されたことから、創建期の土取り穴となる可能性が高い。

今次調査地では西側にSK1828土取り穴、北東側にSK1829土取り穴、南側にSK1830土取り穴が検出されている。調査地西側のSK1828は、外郭西門推定位置を深く掘り込む大規模な土取り穴である。その範囲は西側に張り出す尾根の中間、西側第1トレンチまで広がっている。埋土下層より下限の年代比定資料として、明治時代後半から大正時代の年代に位置付けられる肥前産の銅版転写のコバルト染付磁器蓋が出土していることから、近代以降の土取り穴と考えられる。SK1829は前述した埋土ともなっている遺物包含層の堆積状況から、創建期の土取り後から10世紀にかけて段階的に埋っていったものと考えられる。SK1830についても、第14次調査の結果とSK1829に類似する埋土の状況から同様に創建期の土取り後に段階的に埋っていったと考えられる。

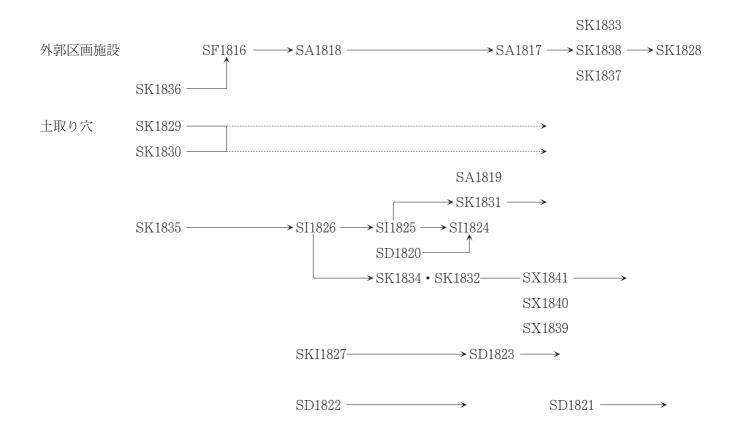
(3) 利用状況の変遷及び外郭西門跡について

以上の各検出遺構の年代や重複関係、方位に基づき遺構及び利用状況の変遷をまとめると以下のようになる。

まず利用状況と関係する調査地全体の旧地形を見ると、北東側と南側に古代の土取り穴があり、それに挟まれる調査地中央が一段高く、西側へ張り出す尾根へゆるやかに続く状況であったと考えられる。その調査地中央東側には竪穴住居跡や溝跡、焼土遺構等の遺構が集中して検出された。しかし、当初外郭西門の推定地であった中央西側については、近代以降のSK1828土取り穴により大きく破壊されており、古代の状況が不明となっている。

調査地北西側には南北方向に創建期の外郭 I 期から10世紀代の外郭IV期までの西辺外郭区画施設の変遷が確認されたが、やはり南側の延長部分についてはSK1828の掘り込みにより不明となっている。

北東側と南側の土取り穴周辺は8世紀第2四半期の創建期に築地塀構築のための土取りが行われた後、10世紀代まで段階的に埋っていく窪地状の地形となっており、古代に目立った利用はされていない。



遺構が集中する調査地中央東側については、平安時代を中心に利用され、竪穴住居跡に数時期の変遷が認められるなど特に8世紀末から9世紀第2四半期にかけて継続して居住域として利用されている。また、9世紀後半以降のある段階では、何らかの火を使用する加工作業が行われた生産施設の一画として利用されている。なお、竪穴住居跡の方位には一定の規則性があり、その方位は外郭区画施設の方向・方位に近似している。そのことから、中央東側の居住域の方位規則に影響を与える形で、外郭区画施設の南側延長部分が存在した可能性が考えられる。従来外郭南辺や東辺の城内側では、区画施設に近接して竪穴住居が集中する居住域が確認されており、今次調査地でも同様の利用状況が認められたといえる。

今次調査の目的である外郭西門と西門を通る城内外東西道路の把握についてまとめると、まず外郭西門については、調査地中央西側の推定地付近が近代以降のSK1828土取り穴により大きく掘り込まれていることから、遺構の有無自体の確認が不可能である。また、北西側で検出された外郭西辺区画施設の連続の有無による外郭西門の把握についても、同じく土取り穴により遺構の有無による把握が不可能である。城内外東西道路については、城内側でも城外側でも道路面や道路側溝等の遺構は検出されていない。特に外郭西門推定地の城内側(東側)に隣接し、道路遺構の存在が推定されていた調査地中央東側では、平安時代の居住域が確認されたが、道路遺構は検出されなかった。

以上のように外郭西門については、遺構自体の有無による確認は不可能であったが、西門推定地に近接する城内側でも西門の存在に結びつく東西道路の遺構が検出されず、居住域としての継続的利用が認められる点を踏まえた場合、今次調査地に外郭西門は存在しないと考えられる。そのことは、城内側(調査地中央東側)で確認された平安時代の住居の方位規制から、西門推定地を通る外郭区画施設の存在が推定されること、当初の道路推定ライン上に奈良時代の土取り穴が存在する可能性があることからも裏付けられる。また、第

85次調査結果では奈良時代には今回の西門推定地に直線的に延びる東西道路が存在しないこと等からも、間接的に裏付けられる。

今後、外郭西門については、政庁を中心とした単純な東西の折り返しではなく、地形的環境や城内西側における遺構群及び政庁からの道路遺構等の位置関係を踏まえて検討していく必要がある。現段階では外郭西辺部で唯一未調査域となっており、丘陵端部からゆるやかな尾根が西側へと延びる外郭北西隅部周辺が、擬定地となると考えられ、今後の調査課題である。

3 第87次調査について

第87次調査は、秋田城跡城内北東側にあたる大畑地区北部を対象とした。調査地は政庁から外郭東門に至る城内東西道路の北側にあたり、南東側の第64次調査では竪穴住居跡や鍛冶炉・焼土遺構群が検出されており、居住域や生産施設としての利用が確認されている(註5)。調査は現状変更への事前対応として行われた遺構確認調査であり、遺構及び遺物包含層の遺存状況や周辺利用状況の把握を目的として実施した。

調査の結果、調査地中央から東側にかけて平安時代を中心とする遺物包含層の堆積が確認され、各遺構面から竪穴住居跡や焼土遺構群等が検出された。調査地全体では、溝跡6条、竪穴住居跡3軒、土坑5基、焼土遺構11基、鍛冶炉跡1基が検出された。

それらの検出遺構については、トレンチによる遺構確認調査という制約はあるが、遺構内出土遺物や検出 層位から、おおよその年代や変遷の把握が可能である。以下、遺構年代把握の前提となる遺物包含層の年代 を含めたそれらの検討を行い、利用状況の変遷についてまとめることにする。

(1) 各遺物包含層の年代について

最下層の遺物包含層である第9層からは、8世紀前半から中葉に位置付けられる頸部に多重沈線が巡る土 師器長胴甕が出土している。遺物の出土量が少なく、奈良時代の堆積層と考えられるが、トレンチによる部 分的な検出であり性格は不明である。

調査地中央から北側を中心に認められる第8層からは、9世紀第1四半期に位置付けられる口径13.4cm・器高3.8cmでヘラ切り丁寧な撫で調整の逆台形を呈する須恵器坏が出土している。調査地南東側のみに認められる第6層からは、9世紀第2四半期に位置付けられる口径13.2cm・器高3.3cmと法量が縮小したヘラ切り軽い撫で調整の逆台形を呈する須恵器坏が出土している。それらのことから、第8層は9世紀第1四半期を中心とする時期の整地層、第6層は9世紀第2四半期以降の整地層と考えられる。中間の第7層は、調査地東側の住居跡や焼土遺構群の検出面となっており、第6層はその焼土遺構群の覆土となっていることから、第7層は9世紀第1四半期から第2四半期にかけての整地層と考えられる。

最上層の遺物包含層である第5層からは、9世紀第3四半期に位置付けられる口径14.9cmと法量的に大きく糸切り無調整で埦形の須恵器坏が出土している。また、底径比がやや縮小するが、口径14cm前後で同じく法量的には大きく縮小していない赤褐色土器坏Aも出土している。そのことから、第5層は9世紀第3四半期以降の整地層と考えられる。

なお、造成土からは、10世紀代に位置付けられる赤褐色土器小型皿や小型坏が出土していることから、さらに上層にも古代の遺物包含層の堆積があったと考えられるが、削平等により第5層が最上層となったものと考えられる。

(2) 各遺構の年代について

遺構の年代については、基本的に掘り下げを行っておらず、遺構内出土遺物は限られているため、主として検出層位に基づき、検出位置や遺構の性格ごとのまとまりで検討していく必要がある。

主要遺構である竪穴住居跡については、SI1852~SI1854竪穴住居跡が第 3 トレンチ中央の第 7 層面に集中して検出されている。重複関係はSI1853・1854 → SI1852となっている。重複関係上最も新しいSI1852の埋土からは 9 世紀第 2 四半期に位置付けられる口径12cm台でヘラ切り撫で調整の須恵器坏が出土しており、前述の第 7 層の年代を踏まえれば、 9 世紀第 1 四半期頃の整地の後、 9 世紀第 2 四半期にかけてSI1852・SI1854からSI1852までの住居が連続して営まれたと考えられる。

特徴的な主要遺構である焼土遺構群については、第2トレンチ東側のSX1861~SX1866焼土遺構のまとまりと、第3トレンチ中央から東側のSX1867~SX1869・SX1871・SX1872焼土遺構及びSX1870鍛冶炉跡のまとまりに大別される。

前者については全て第7層面の検出であり、第6層が覆土となっている。そのうちSX1863脇の床面からは、9世紀第2四半期に位置付けられる口径12cm前半台でヘラ切り丁寧な撫で調整の須恵器坏が出土している。また、SX1865内からは、9世紀第3四半期に位置付けられる口径14.1cmの赤褐色土器坏Aが出土している。それらのことから、第2トレンチ東側検出の焼土遺構群については、9世紀第2四半期から9世紀第3四半期にかけて使用されたと考えられる。また、覆土となっている第6層については9世紀第3四半期まで、堆積の時期に幅をもつと考えられる。

後者については、第8層面検出のSX1867焼土遺構を除き、全て第7層面の検出となっている。そのうち SX1868については、SX1869と重複しこれより新しく、年代比定資料として遺構覆土から9世紀第4四半期 に位置付けられる糸切り無調整の赤褐色土器皿が出土している。また、SX1871・SX1872については、SI 1852と重複していることからそれより新しく、9世紀第2四半期以降に位置付けられる。それらのことから、第3トレンチ検出の焼土遺構群及びSX1870鍛冶炉跡については、古いもので9世紀第1四半期、新しいものでは9世紀第4四半期まで年代に幅をもつと考えられる。焼土遺構群全体の中心時期は9世紀第2四半期 から第3四半期頃となると考えられる。

SX1870鍛冶炉跡以外の焼土遺構群の性格については、上屋や竪穴に伴うものではなく、各々単独に機能したと考えられるが、明確ではない。 $SX1864 \cdot SX1865 \cdot SX1869$ 等は構造的にカマドに類似し、SX1865内からは赤褐色土器小型甕や鍋等の煮炊具が出土していることから、屋外のカマドとして使用された可能性がある。しかし、その使用は炊事に限定される根拠はなく、また、継続して炊事用に屋外カマドが使用される状況も考え難い。鍛冶炉であるSX1870の存在も考慮した場合、何らかの火を使用する加工作業に用いられた炉跡である可能性が考えられる。

その他の遺構としては、溝跡、土坑、ピット群等がある。溝跡については、年代比定資料を欠くが、第 2 トレンチのSD1846溝跡とSD1847溝跡は第 8 層面検出であることから、 9 世紀第 1 四半期以降に位置付けられる。第 3 トレンチのSD1849溝跡とSD1850溝跡は第 7 層面検出であることから、 9 世紀第 2 四半期以降に位置付けられる。第 2 トレンチのSD1848溝跡と第 1 トレンチのSD1851溝跡は第 9 層面検出であることから、 8 世紀代以降に位置付けられる。

土坑については、年代比定資料が出土しているものがある。第 2 トレンチ東側のSK1855土坑とSK1857土坑からは、9 世紀第 4 四半期に位置付けられる法量及び底径比の縮小した口径12cm~13cmの赤褐色土器坏A

が出土している。第 2トレンチ西側のSK1856土坑は第 9 層面検出であることから、 8 世紀代以降に位置付けられる。第 3トレンチ西側のSK1859土坑からは、 9 世紀第 3 四半期に位置付けられる底径比がやや縮小した口径13.8㎜の赤褐色土器坏Aが出土している。第 3トレンチ中央のSK1858土坑は第 5 層面の検出であることから、やはり 9 世紀第 3 四半期以降に位置付けられる。第 1トレンチのSK1860土坑は第 8 層面検出であることから、 9 世紀第 1 四半期以降に位置付けられる。土坑についてはそのほとんどが 9 世紀以降に位置付けられ、 9 世紀後半のものが多いことが指摘される。

ピット群については年代比定資料を欠くが、第 1トレンチ中央のSA1842ピット群が、第 8 層面検出で 9 世紀第 1 四半期以降、第 2 トレンチ東側のSA1843ピット群と第 3 トレンチ西側のSA1845ピット群が、第 5 層面検出で 9 世紀第 3 四半期以降に位置付けられる。第 2 トレンチ西側のSA1844ピット群については、第 9 層面検出ではあるが、大きく削平を受けている部分でもあり、上層からの掘り込みである可能性が高い。

(3) 利用状況の変遷と特徴について

以上の各検出遺構の年代等に基づき、利用状況の変遷をまとめると以下のようになる。

調査地の旧地形は西側から東側への緩やかな傾斜となっており、東側へ向け奈良時代から平安時代にかけて段階的に整地が行われ、利用されていったと考えられる。

調査地西側については、削平により利用状況は不明であるが、調査地中央から東側の利用状況の概要が把握された。

奈良時代については、遺物包含層からの出土遺物が少ないことなどから、利用度は高くない状況であったと考えられる。9世紀以降の平安時代に入ると、調査地東側から南側を中心として活発に利用されるようになる。調査地南側の一画、第3トレンチ中央付近が9世紀第1四半期から第2四半期にかけて居住域として利用される。また、第3トレンチの東側では9世紀第1四半期頃から炉跡状の焼土遺構の使用が開始される。その後、9世紀第2四半期から第4四半期にかけては、調査地東側から南側にあたる第2トレンチ東側から第3トレンチ東側にかけて、鍛冶炉や炉跡状の焼土遺構を使用する何らかの生産施設として利用されるようになる。なお、その利用の中心時期は9世紀第2四半期から第3四半期と考えられる。調査地中央から南側にあたる第2トレンチ中央から第3トレンチ西側にかけては、9世紀以降に住居周辺の生活域として利用され、特に9世紀後半以降利用が盛んになると推測される。

今次調査地の利用状況の特徴は、9世紀第2四半期から第3四半期を中心に何らかの生産施設の一画として利用されることである。南東側の大畑地区東部においても、同時期に焼土遺構が存在するなど同様の利用状況が認められることから、城内北東側、東西道路北側周辺における全体的な特徴として、具体的な機能をさらに検討していく必要がある。

註1 これ以降の考察における出土土器の年代比定は、以下一連の秋田城跡出土土器編年成果に基づくものである。 小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相(試案)―第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして―」 『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年

伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究 第7号』1997年

伊藤武士「秋田城周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学46号』秋田考古学協会 1998年

「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年(試案)」『日本考古学協会 1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本 海ーシンポジウム II・資料集ー』 1997年

秋田市「第7章 秋田城跡の発掘調査 九 秋田城跡出土の土器編年」『秋田市史 第7巻 古代 史料編』2001年 また、以下の文章中の「底径比」は底径に対する口径の比率、底径指数を示すものである。

- 註2 赤褐色土器の呼称と坏A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケズリ調整を施すものを坏B、無調整のものを坏Aとしている。
- 註3 秋田市教育委員会『秋田城跡平成8年度調査概報』1997年 秋田市教育委員会『秋田城跡平成9年度調査概報』1998年 秋田市教育委員会『秋田城跡平成12年度調査概報』2001年
- 註4 外郭区画施設の基本変遷は、第54次調査成果により把握されている。 秋田市教育委員会『秋田城跡平成2年度調査概報』 1991年

Ⅶ 平成17年度秋田城跡環境整備事業

平成17年度の整備概要

今年度は、鵜ノ木地区の外郭築地塀の表示と、昨年度平面表示を行った政庁域建物の柱の塗装、それに正 殿跡と北東建物の遺構説明板の設置、さらに、政庁域の築地塀と東門の復元整備を行った。

1 鵜ノ木地区と政庁域説明板の整備

鵜ノ木地区の外郭築地塀については、東門の南側30mを立体復元しているが、昨年度はその南側を基底高を基に地形復元とドウダンツツジ植栽による表示を行い、今年度は、さらにその南側について同様の整備を行った。

また、政庁域の建物説明板は、各々の建物の機能と変遷に重きを置いた説明とした。なお、政庁域全体の機能及び変遷等については、平成19年度に設置する全体模型の説明板で触れることにしている。

工事の概要は次のとおりである。

実施地区 鵜ノ木西(4)地区・政庁地区

実施面積 610 m²

工 種	種別	細目	数量	金額(千円)	備考		
敷地造成工	土工		一式	799	盛土		
園路広場工	法 覆 工		一式	437	法面整形・野芝(目串) 213㎡		
图的历场上	園路工		一式	481	土系舗装 67㎡		
遺跡表示工	表示工	築地塀表示	一式	2,710	築地塀表示のための植栽		
退		表示用建物柱塗装	一式	735			
	植栽工	下木植栽	一式	91	サツキ植栽		
修景施設工		人力伐採•除根	一式	471	視線支障木等の伐採・除根		
	芝工		一式	61	野芝		
休養施設工	ベンチ工	ベンチエ 木製ベンチ		615	樹脂注入済材		
管理施設工	サイン工	遺構説明板	2基	2,840			
直接工事費計				9,240			

2 政庁域の整備

政庁域の築地塀復元は、北側は北東コーナーを表現出来るように北辺東側11mと東辺49mの合計60mと、 既に復元が終了している外郭東門からの大路が取付く政庁東門を復元の対象にしている。 今年度は東辺の築地塀20.2mと、塗装と扉の取り付け等を除く東門の復元を行った。東門は、柱掘り方及びそれに取付く築地塀などの発掘調査結果から、掘立柱式の棟門として復元した。東門の復元にあたっては、桁行方向のブレは築地塀で防ぐことが出来るが、梁間方向のブレを防ぐために基礎部分に十字に鉄骨を組み、その中心部に丸鋼を組み込んだ。そして門の柱芯にこの丸鋼を差し込み、隙間部分に樹脂を充填して柱と一体化した。

秋田城の政庁は建物の増減や、区画施設が築地塀から材木列塀に変化するなど大きく6期の変遷が把握されている。そこで、政庁の変遷を各期で比較して秋田城跡の理解を得ることと、政庁域全体の広がりや個々の建物の規模がイメージできる政庁域復元全体模型(Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期)を、築地塀・東門の東側に設置することにしている。今年度はその一部である、Ⅱ期(1/50 ブロンズ製)の製作を行った。

工事の概要は次のとおりである。

実施地区 政庁域

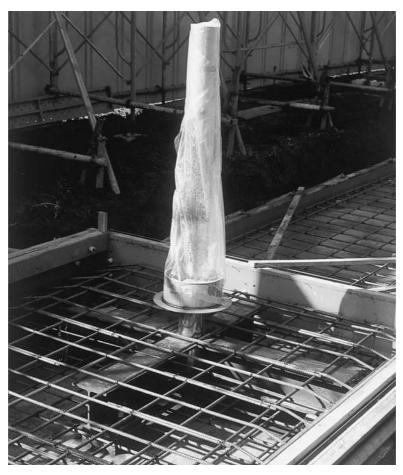
名 称	区分	規格寸法	数量	金額(千円)	備考
東門工事費				12,291	
	仮設工事		一式	961	素屋根、養生シート等
	基礎工事		一式	1,041	
	木工事		一式	8,437	木材加工・組立、塼取付等
	屋根工事		一式	1,852	瓦葺、面戸・軒瓦漆喰塗等
築地塀工事費				32,977	
	仮設工事		一式	1,582	素屋根、養生シート等
	基礎工事		一式	831	
	木工事		一式	8,597	木材加工・組立、柱据付等
	屋根工事		一式	7,382	瓦葺、面戸・軒瓦漆喰塗等
	版築工事		一式	13,689	築地版築
	雑工事		一式	896	鳥除金網、断面表示等
直接工事費計				45,268	



鵜ノ木地区西(4)完成写真(西から)



政庁地区完成写真(南から)



政庁東門基礎丸鋼設置状況(南東から)



政庁域東門・築地塀完成写真(北東から)

Ⅷ 平成17年度秋田城跡の現状変更について

秋田城跡調査事務所では、秋田城跡の発掘調査や環境整備事業、史跡の管理・活用の他に、現状変更に伴う調査を実施して、史跡内の遺構や歴史的景観の保護に努めている。

史跡内は歴史的・自然的環境を活かすと同時に、居住地であることから住民のより良い住環境の整備も必要であり、史跡内の現状を変更する必要性も生じてくる。そこで、やむなく史跡内の現状を変更する場合は、秋田市教育委員会が窓口となって申請者及び関係機関と史跡保護のために慎重に協議を行い、史跡への影響がない範囲で最小限の現状変更を行っている。

平成17年度の現状変更申請は15件であった。なお、掘削が最小限で、現状変更が軽微なものについては工事の際に立会調査を行って対応した。その内容は下記のとおりである。

- ①民間工事10件…住宅新築工事 (2)、住宅増築工事 (3、9)、道路舗装工事 (4)、ガス工事 (6)、住宅 解体工事 (7、11、12、14)、駐車場整備工事 (13)
- ②公共工事3件…樹木伐採事業(8)、下水道工事(10)、交通安全施設設置工事(15)
- ③史跡の保護や保存に係わるもの2件…発掘調査(1)、駐車場建設に伴う発掘調査(5)

現状変更一覧

番号	申	請	者	申	請	地	変更事項	申請	i H	許可番号	対応
1	秋田市教	育委員会	会教育長	秋田市寺内	 尭山地内	勺	発掘調査	平成17年	2月9日	16委庁財第 4 の1730号 平成17年 3 月30日	発掘調査
2	個人			秋田市寺内	神屋敷1	5-8	住宅新築工事	平成17年	4月5日	秋市教指令第153号 平成17年4月7日	発掘調査
3	個人			秋田市将軍	野南一、	「目1−4	住宅増築工事	平成17年	4月15日	秋市教指令第154号 平成17年 4 月21日	立会調査
4	東日本電信 秋田支店	信電話	朱式会社	秋田市土崎	巷南三、	厂目地内	道路舗装復旧工事	平成17年	4月26日	秋市教指令第157号 平成17年 4 月28日	立会調査
5	秋田市教	育委員:	会教育長	秋田市寺内 178-6、他		<u> </u>	駐車場建設に伴う発 掘調査	平成17年	5月24日	17委庁財第 4 の333号 平成17年 6 月17日	発掘調査
6	東部ガス 秋田支店	株式会社	<u>+</u>	秋田市将軍	野南一、	「目2−65	ガス管取り替え工事	平成17年	6月10日	秋市教指令第173号 平成17年 6 月13日	立会調査
7	個人			秋田市寺内	大畑 2 -	- 5	住宅解体工事	平成17年	6月15日	秋市教指令第174号 平成17年 6 月15日	立会調査
8	秋田市長四	微務代 I	理者	秋田市将軍	野南一、	厂目地内	松くい虫被害木伐採 事業	平成17年	6月16日	秋市教指令第175号 平成17年6月21日	立会調査
9	個人			秋田市寺内	見桜二、	Г目14−29	住宅増築工事	平成17年	8月1日	秋市教指令第177号 平成17年8月3日	立会調査
10	個人			秋田市寺内	鵠ノ木 5	5 -28	下水道管埋設工事	平成17年	8月25日	秋市教指令第186号 平成17年8月25日	立会調査
11	個人			秋田市将軍	野南一、	万目 4 −12	住宅解体工事	平成17年	10月3日	秋市教指令第190号 平成17年10月 3 日	立会調査
12	個人			秋田市寺内	高野106	- 1	住宅解体工事	平成17年	10月4日	秋市教指令第191号 平成17年10月 6 日	立会調査
13	秋田県護[国神社		秋田市寺内: 178-6、他		<u> </u>	駐車場建設工事	平成17年	10月7日	17委庁財第 4 の1147号 平成17年11月18日	立会調査
14	個人			秋田市寺内	神屋敷1	5-7	住宅解体工事	平成17年	12月9日	秋市教指令第198号 平成17年12月13日	立会調査
15	秋田市長			秋田市寺内	尭山 9 -	-24	交通安全施設設置工 事	平成17年	12月22日	秋市教指令第201号 平成17年12月22日	立会調査



第86次調査地及び焼山地区航空写真(図版上が東)



第85次調査地全景写真(南から)



第86次調査地全景航空写真(図版上が北)

図版 2 — 96 —



第86次調査地航空写真(図版上が北)



秋田城跡全景航空写真(南西から)

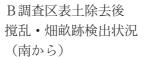


秋田城跡全景航空写真(東から)

図版 4



第85次調査地調査前状況(南から)





右下: A調査区 表土除去後

撹乱・畑畝跡検出状況(南から)

左下: A調查区 表土除去後

撹乱・畑畝跡検出状況(北から)





図版 5



第85次調査地全景(調査後)(南から)



A調査区北側遺構全景(北から)



A調査区南側遺構全景(南から)



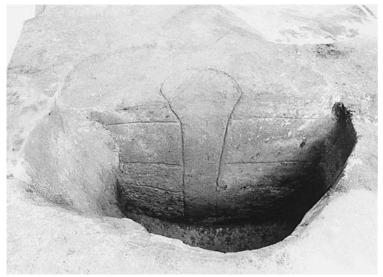
右:SB1798掘立柱建物跡 (北から)

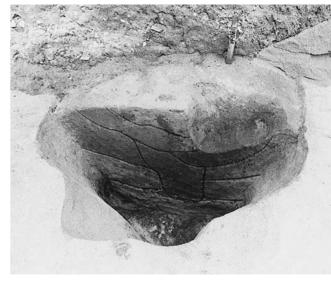
右下:SB1798柱掘り方断面(北東隅)

(西から)

左下: S B 1798柱掘り方断面(東桁行南から

2番目)(西から)







SA1799柱列(西から)



SA1799柱掘り方断面(南から)



S A 1800ピット群 検出状況 (南から)



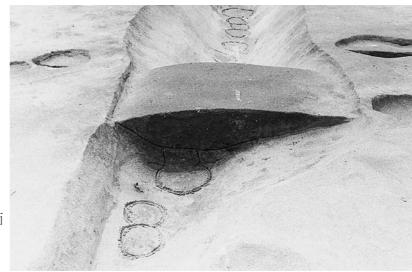
SA1801・SA1802・SA1803材木塀跡(南から)



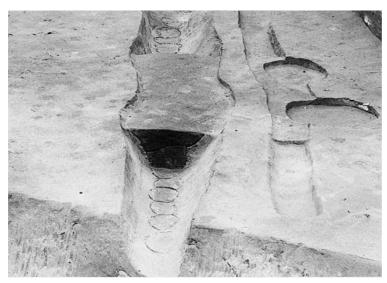
SA1801材木塀跡布掘り溝断面(南から)



S A 1801材木塀跡 (南から)



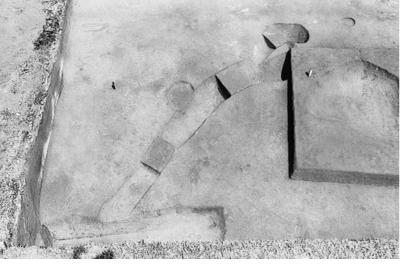
S A 1803材木塀跡布掘り溝断面 (東から)



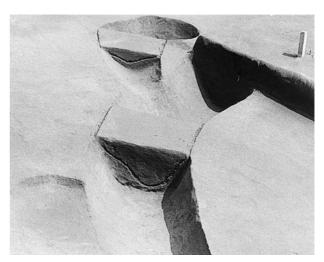
上: S A 1802材木塀跡布掘り溝断面(南から) 右: S A 1802材木塀跡・S D 1804溝跡(南から)



図版 9



SD1805溝跡(西から)



SD1805溝跡断面(北から)



S I 1806竪穴住居跡 (南から)



S I 1807竪穴住居跡 (南から)



SK1808土坑(南から)



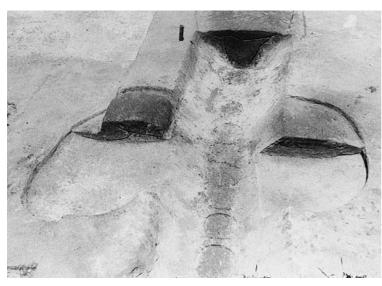
SK1809土坑 (西から)



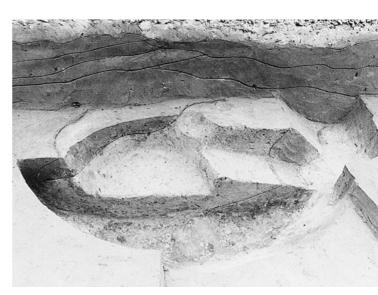
SK1810土坑(南から)



SK1811土坑(東から)



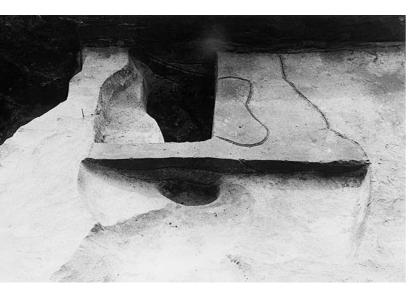
SK1812土坑(南から)



SK1813土坑(東から)



S K 1814土坑 (北東から)



S K 1815土坑 (東から)



A調査区東壁土層断面(北西から)



B調査区完掘後全景 (南から)



A調査区南半部西壁土層断面(北東から)



A調査区北半部西壁土層断面(北東から)



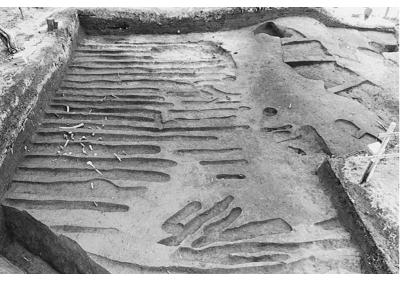
C調査区粘土整地層面検出状況(東から)



C調査区北壁土層断面(南から)



第86次調査地調査前状況 (北から)



調査地北東側 撹乱・畑畝跡 (北から)



調査地中央 撹乱・畑畝跡・ 上層遺構検出状況(東から)



調査地西側 撹乱・畑畝跡 (西から)

図版14

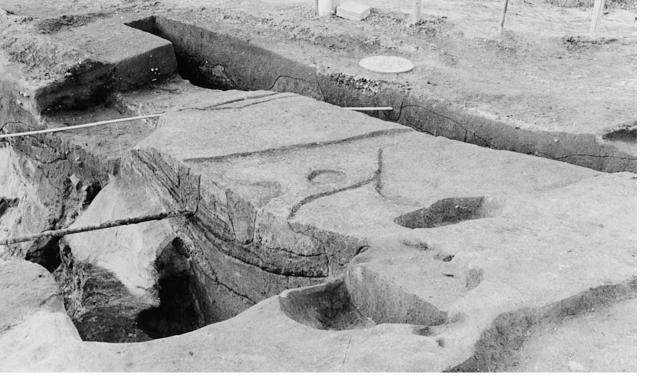
-108 -



第86次調査地中央上層遺構掘り下げ後状況(東から)

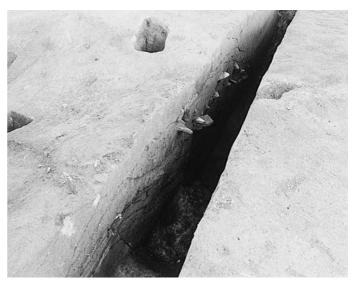


第86次調査地全景(北から)



調查地北西側 外郭西辺区画施設(SF1816築地塀跡·SA1817材木塀跡·SA1818材木塀跡)検出状況





左上: SF1816築地塀跡断面(南東から)

右上:N2ライン東西トレンチ断面・築地塀崩壊土・瓦検出状況 (南西から)



左:N2ライントレンチ掘り下げ状況 (西から)

図版16



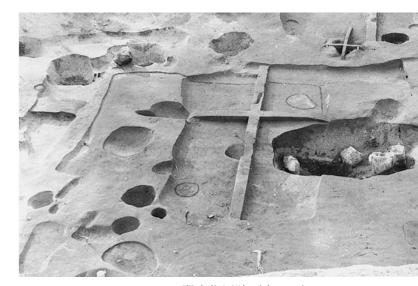
SD1820溝跡(南から)



SD1821溝跡(東から)



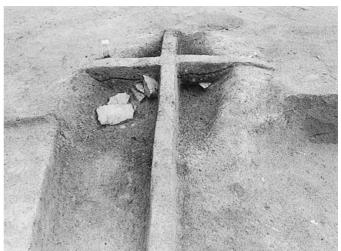
SD1822溝跡(南から)



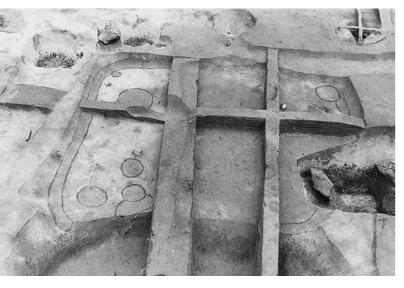
SI1824竪穴住居跡(東から)



S I 1825竪穴住居跡(東から)



S I 1825竪穴住居跡カマド(西から)



S I 1826竪穴住居跡 (東から)



S K I 1827竪穴状遺構 (南から)



上:SK1828土取り穴(南西から)



S K 1828土取り穴土層断面 (南東から)



S K1828土取り穴検出状況 (南西から)

図版19



上:SK1829土取り穴(北東から)



調査地東壁北側・SK1829埋土 土層断面(北西から)



調査地北壁・SK1829埋土 土層断面(南東から)

図版20



上:SK1830土取り穴



右上: S K 1831土坑(東から) 右下: S K 1832土坑(東から)



S K 1834土坑 (東から)



S K 1835土坑 (東から)

図版21

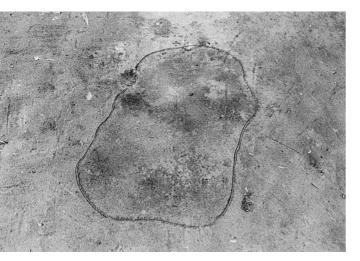
— 115 —

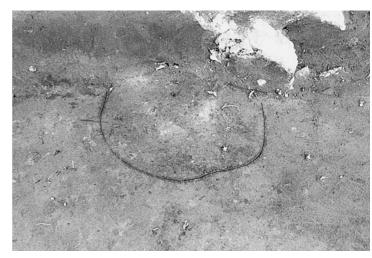


S K1836土坑断面 (南から)



S K 1837土坑 (南から)







左上: S X 1839焼土遺構 右上: S X 1840焼土遺構 左下: S X 1841焼土遺構

図版22



調査地西側第1トレンチ西壁土層断面(北東から)



調査地西側第1トレンチ全景 (南から)



調査地西側第1トレンチ 東壁土層断面 (北西から)



調査地西側第1トレンチ 南壁土層断面 (北から)



第87次調査地調査前状況 (南から)



第87次調査地全景(調査後)(南西から)



第1トレンチ東側撹乱検出状況 (東から)



第1トレンチ撹乱・遺構検出状況 (西から)



第1トレンチ北壁土層断面 (南西から)



第1トレンチ北壁土層断面 (南東から)



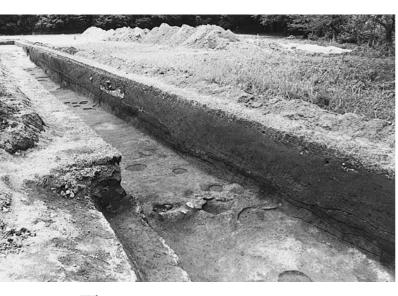
第2トレンチ撹乱・遺構検出状況 (西から)



第2トレンチ遺構検出状況 (東から)



第2トレンチ北壁土層断面 (南西から)



第2トレンチ北壁土層断面 (南東から)

図版26 - 120 -



第3トレンチ遺構検出状況 (東から)



第3トレンチ遺構検出状況 (西から)



第3トレンチ北壁土層断面 (南西から)



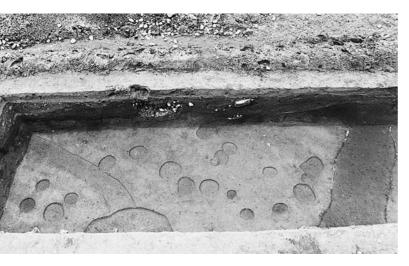
第3トレンチ北壁土層断面 (南東から)



第2トレンチ中央 SD1846・SD1847溝跡検出状況 (南から)



第 2 トレンチ西側 S A 1844ピット群・S D 1848溝跡・ S K 1856土坑検出状況(南から)



第 3 トレンチ西側 S A 1845ピット群・S D 1850溝跡・ S K 1859土坑検出状況(南から)



第1トレンチ中央 SD1851溝跡・SK1860土坑検出状況 (南から)



第3トレンチ中央 SI1852・SI1853・SI1854竪穴住居跡 検出状況(南から)



第 2 トレンチ東側 S X 1864・S X 1865焼土遺構・ S K 1857土坑検出状況(北から)



第2トレンチ東側S X1866焼土遺構検出状況 (北から)



第 2 トレンチ東側 S X 1861・S X 1862・S X 1863 焼土遺構検出状況(東から)



第3トレンチ東側 SX1867焼土遺構検出状況 (東から)



第 3 トレンチ東側 S X 1868・S X 1869焼土遺構検出状況 (東から)



第3トレンチ中央 SX1870鍛治炉跡検出状況 (北から)

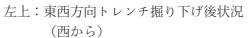


第 3 トレンチ中央 S X 1871・S X 1872焼土遺構検出状況 (北から)



神屋敷地区住宅新築工事現状変更に伴う発掘調査地全景(北から)





右上:南北方向トレンチ土層断面

(北東から)

右下:東西方向トレンチ土層断面

(北西から)





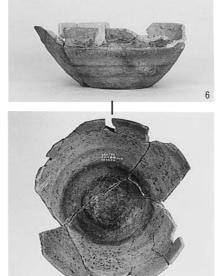
図版31





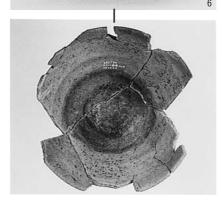














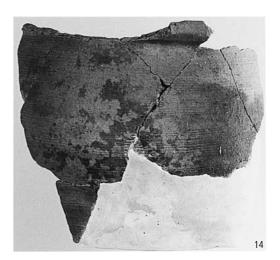








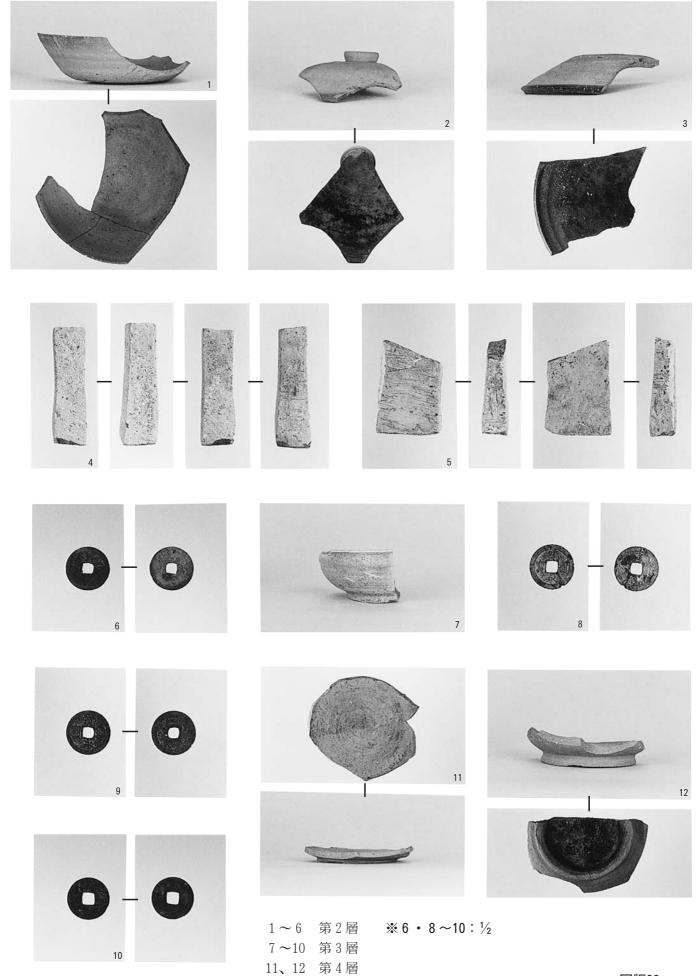


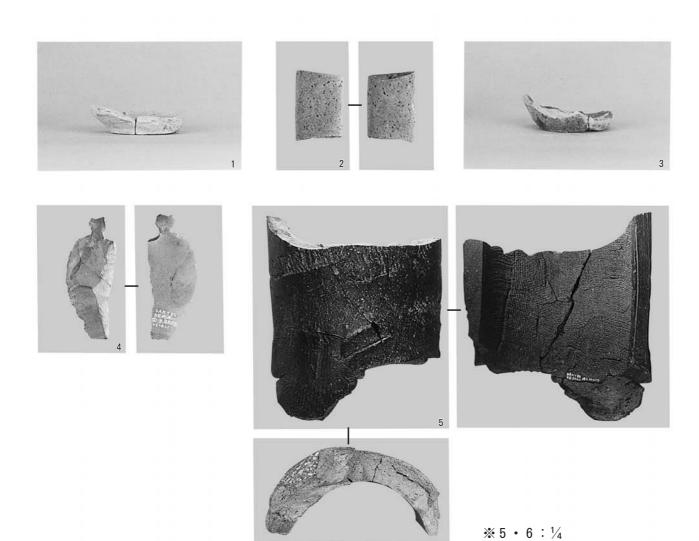


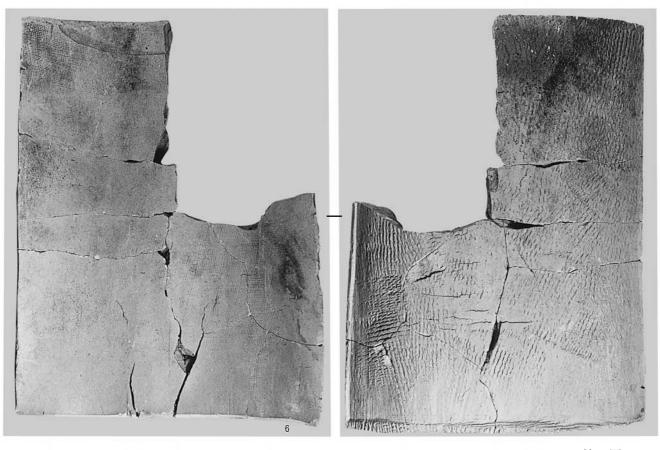
図版32

第85次調査

1 ~ 3 S A 1799 $4 \sim 7$ S I 1806 8 S I 1807 9 ∼14 S K 1810

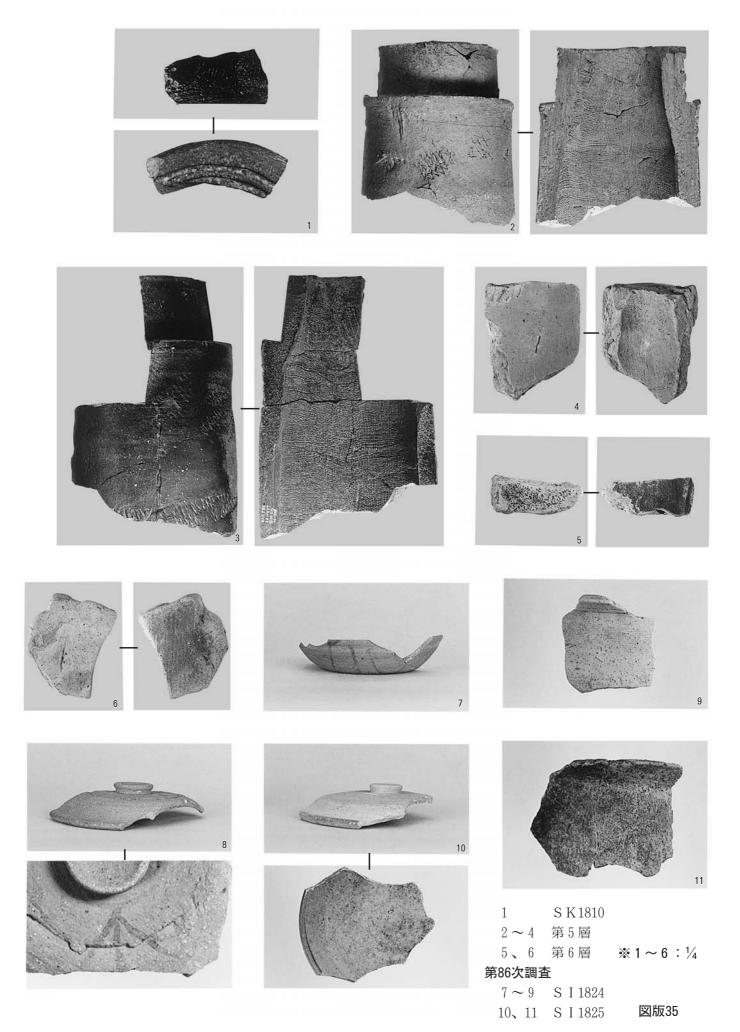


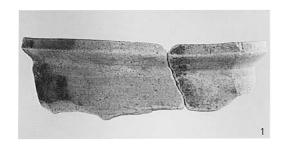


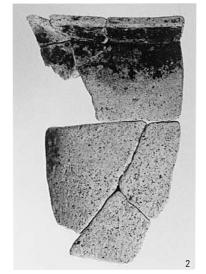


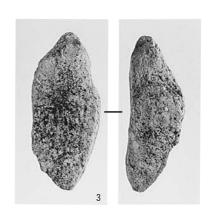
図版34

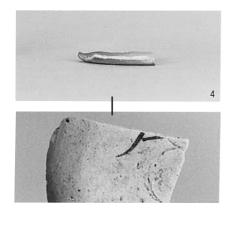
1、2 第4層 3、4 第6層 5 SK1808 6 SK1810









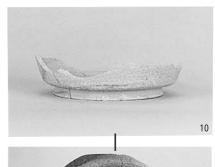


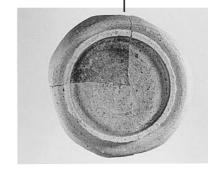




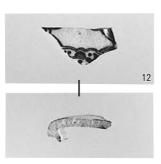










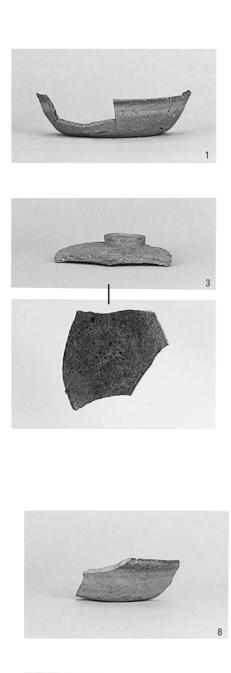




 $1 \sim 3$ S I 1825 $4 \sim 10$ S I 1826 $11 \sim 13$ S K 1828

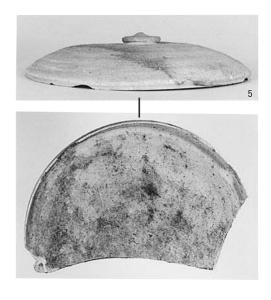
***11 · 12** : ½

図版36





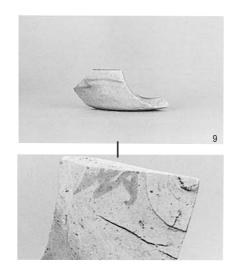


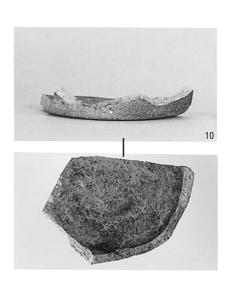




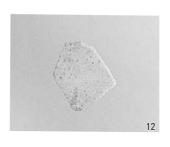


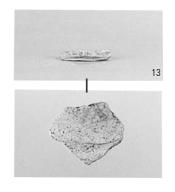


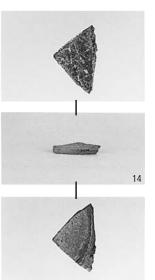




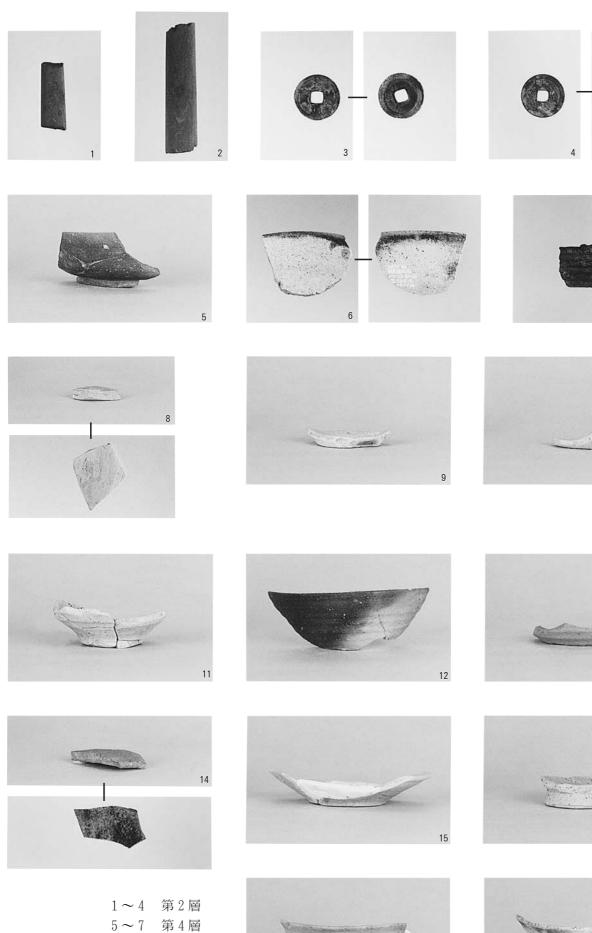








1 ~ 3 S K 1834 4, 5 S K 1835 第1層 7~14 第2層



12~18 第6層
※3・4:½

8~11 第5層





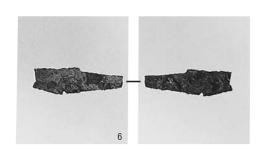


















第6層

第9層

第10層

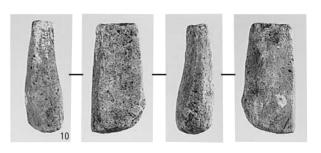
9、10 第8層

1 **∼** 8

11

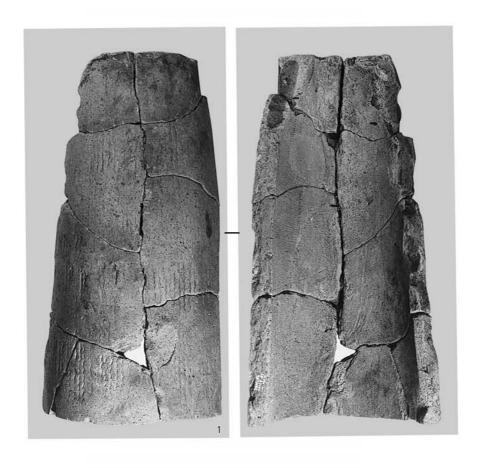
12



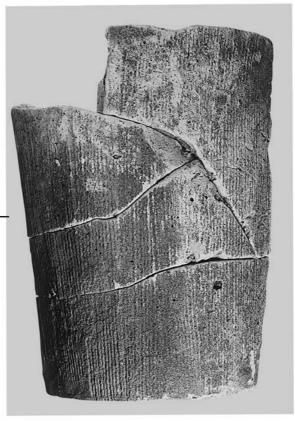




図版39



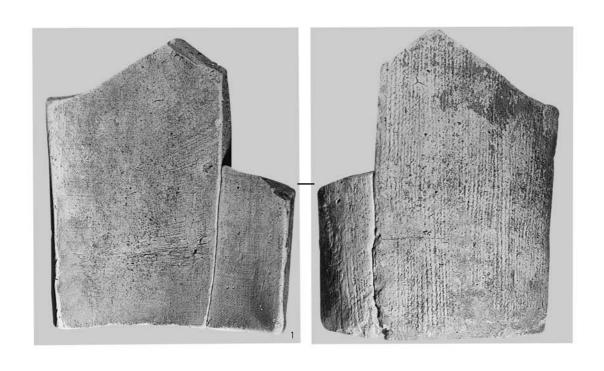


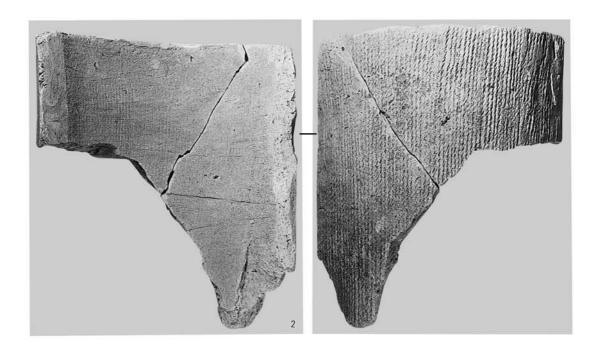


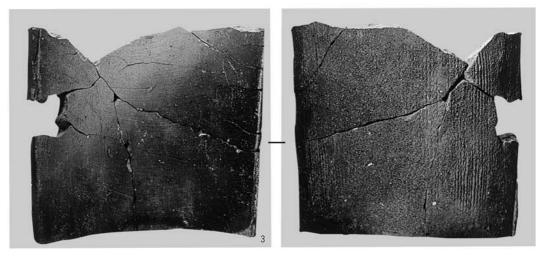
1 S A 1817 **% 1 · 2** : ½

2 第7層

図版40





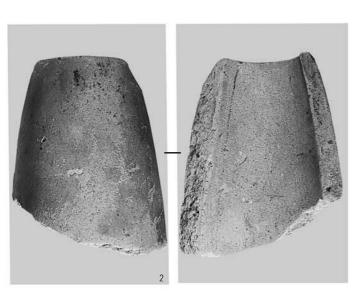


1~3 第7層 1~3∶1/4

図版41





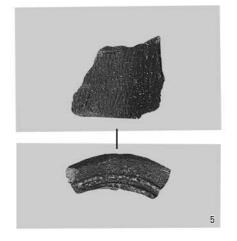






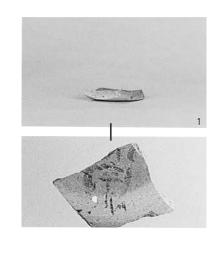




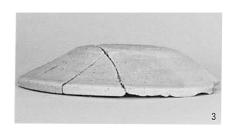


図版42

1~5 第7層 **※1~5**:½





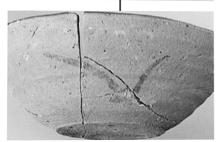










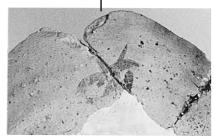


















第87次調査

 587次調査

 1
 S D 1849

 2、3
 S I 1852

 4~7
 S K 1855

 8
 S K 1857

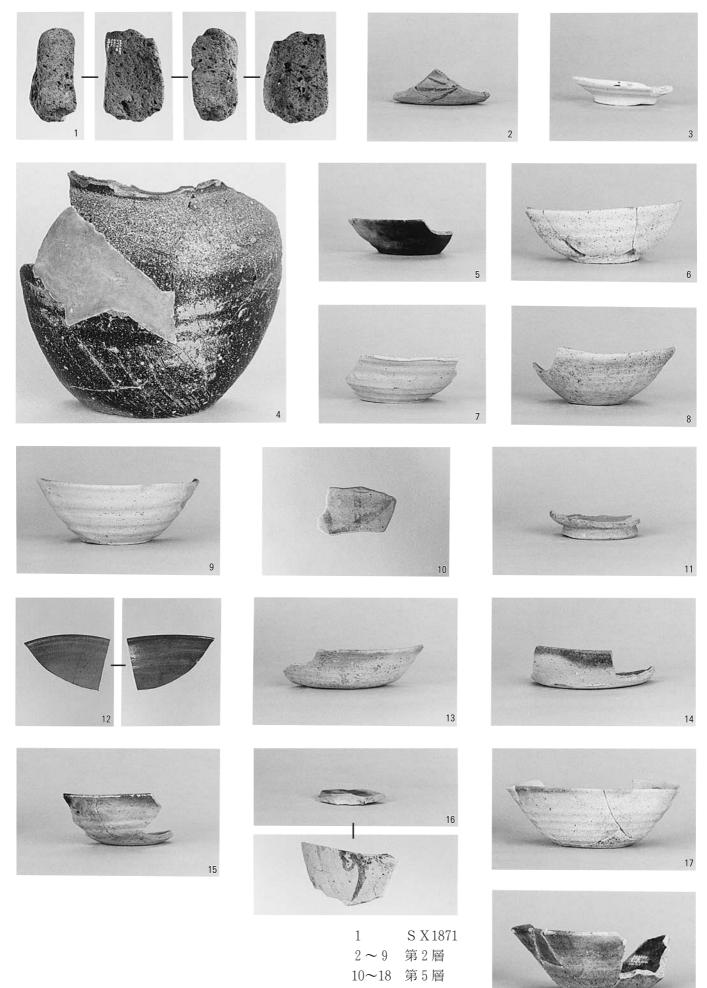
 9
 S K 1859

 10
 S X 1863

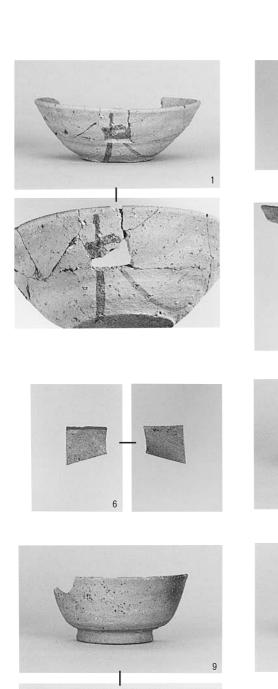
 11~13
 S X 1865

 14
 S X 1868





図版44











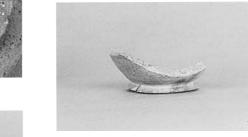




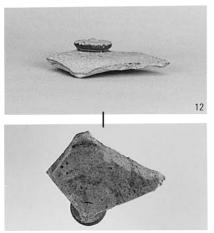














1~6 第5層 第2層 8~10 第6層 11~14 第8層 第9層 15

図版45

報告書抄録

ふりがか	る あき た じょ	う あと							
書 2	名 秋田坂	秋 田 城 跡							
副 書 名	名 秋田城跡	秋田城跡調査事務所年報 2005							
巻	欠 2005	2005							
シリーズイ	名 秋田城跡	秋田城跡調査事務所年報							
シリーズ番号									
編著者名 小松正夫、松下秀博、安田忠市、伊藤武士、筒井孝志									
編集機関 秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所									
所 在 地 〒011-0907 秋田県秋田市寺内焼山 9 番 6 号 囮 018-845-1837 Fax 018-845-1318									
発行年月日 2006年3月									
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所 在 地	コー 市町村 遺	ド 跡番号	北緯。//	東経。,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因	
あきたじょうあと 秋田城跡	あきた してらうち 秋田市寺内			39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第85次調査 20050418~ 20050721	504	保護管理	
		05201	186			第86次調査 20050627~ 20051122	663	保護管理	
			2019		0019	第87次調査 20050711~ 20050802	432	現状変更	
所収遺跡名	種別	主な時代 主		主な遺構		主な遺物	J 特	特 記 事 項	
秋田城跡 第85次調査	城柵官衙遺跡	奈良~平安	柱列 材木 溝跡	住居跡	1 棟 1 条条条 2 条軒 8	須恵器、土師 赤褐色土器、 書土器、瓦、 製品、石器、 製品、銭貨	墨 鉄	城内西側焼山地区の調査	
秋田城跡第86次調査	城柵官衙 遺跡	奈良~平安	材木 溝跡 竪穴	解跡 住居跡 伏遺構 り穴 遺構	1 2 4 3 1 3 8 3 8 3	須恵器、土師 赤褐色土器、 書土器、瓦、 文土器、陶磁 鉄製品、石器 石製品、銭貨	墨縄	推定外郭西門の調査	
秋田城跡 第87次調査	城柵官衙遺跡	奈良~平安		炉跡	6条 3軒 6基 11基 1	須恵器、土師 赤褐色土器、 書土器、瓦、 器、石器	墨	現状変更に伴う調査	

秋田城跡調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会行政組織規則 抜粋 (平成3年3月25日教委規則第1号)

第5条

4 文化振興室に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。

第8条

- 5 秋田城跡調査事務所を秋田市寺内焼山 9番6号に設置し、その分掌する事務は、 おおむね次のとおりとする。
 - (1) 史跡秋田城跡の発掘に関すること。
 - (2) 史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。
 - (3) 史跡秋田城跡の整備に関すること。

Ⅱ 発掘調査体制

1)調査体制

秋田市教育委員会

教 育 長 髙 橋 健 一 文化振興室長 小 松 正 夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

 所
 長
 小
 松
 正
 夫

 市
 土
 大
 市
 市
 土
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市

2)調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

秋田城跡(秋田城跡調査事務所年報 2005)

印刷•発行 平成18年3月

編 集 秋田市教育委員会

秋田城跡調査事務所

〒011-0907 秋田市寺内焼山9番6号

TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318

印 刷 株式会社 三戸印刷所